

平成17年度文部科学省委嘱事業

青少年の自然体験活動の充実に向けて

～ 青少年の都市と農山漁村の交流活動推進に関する調査研究事業～

報 告 書

平成18年3月

特定非営利活動法人

自然体験活動推進協議会

青少年の自然体験活動の充実に向けて
～ 青少年の都市と農山漁村の交流活動推進に関する調査研究事業～

はじめに	1
第1部 調査報告	3
第1章 交流活動推進のための充実方策	4
1.1. 国の方向性としてのグランドデザイン	4
1.1.1. 自然体験活動を支援する基盤整備の必要性について	4
1.1.2. 自然体験活動を通じた連携と協働 「国土づくりと人づくりの一体的な推進」のための戦略と基盤	4
1.2. 学校教育の方向性	5
1.3. 青少年教育施設の方向性	6
1.4. 民間の方向性について	8
1.5. 今後の展望	10
1.5.1 自然体験活動を通して国土・環境づくりを	10
1.5.2 プロフェッションの育成・充実を	11
1.5.3 全ての青少年に長期自然体験を	12
第2章 自然体験を取り巻く全体動向	14
2.1. 自然体験活動の全体動向	14
2.2. 全体動向把握のための見取り図と年表および用語の解説	16
2.2.1. 図解	16
2.2.2. 年表	20
2.2.3. 日本における自然体験活動に係わる用語	30
2.2.4. アメリカにおける自然体験活動に係わる用語	31
2.3. 個別動向	34
2.3.1. 学校教育における動向	34
2.3.2. 青少年教育施設における動向	36
2.3.3. 文部科学省における動向	38
2.3.4. 指導者育成の動向	41
2.3.5. 企業における動向	44
2.3.6. 英国など海外の動向	48
第3章 都市と農山漁村の交流活動の効果	53
3.1. 期待される効果	53
3.1.1. 日本の子どもが日本人になっていくために	53
3.1.2. 広い視野に立った自然体験活動の教育的効果	53
3.1.3. 都市と農山漁村交流の意味	54
3.1.4. 生きることの意味を理解	55
3.1.5. 農山漁村が活性化する	56
3.2. 自然体験活動の教育的意義	57
3.2.1. 学校教育における自然体験活動の意義	57

3.2.2.社会教育・生涯学習における自然体験活動の意義	58
3.2.3.環境教育における自然体験活動の意義	59
3.2.4.自然体験活動と「持続可能な開発のための教育」	60
3.3.都市と農山漁村の交流活動における「自然学校」の役割と機能	61
3.3.1.事例	62
第4章 青少年の都市と農山漁村の交流事例	65
4.1.長野県泰阜村.NPO法人グリーンウツドの事例	65
4.1.1.青少年の都市と農山漁村の交流活動によって生じる具体的影響	65
4.1.2.中山間地域における自然学校のあり方	66
4.2.武蔵野市セカンドスクールにおける交流体験・自然体験の事例	67
4.2.1.セカンドスクールの目的と経緯	67
4.2.2.セカンドスクール実施状況(2005年度)	69
4.2.3.セカンドスクールに関する意識調査(2004年度)	69
4.3.海外の青少年との交流体験事例	70
4.3.1.「ミクロネシアの青少年と共に未来を考えるプログラム」概略	70
4.3.2.プログラムの概要	71
4.3.3.参加者の学びとプログラムから見えたこと	71
第5章 巻末資料	73
5.1.事業の趣旨	73
5.2.検討委員会構成メンバー	73
5.3.調査研究経過	74
5.4.「都市と農山漁村をつなぐ自然体験活動シンポジウム」	76
5.5.引用・参考文献資料	77
5.6.自然体験活動指導者登録制度・全体像	78
第2部 青少年の都市と農山漁村の交流活動推進の充実に向けて報告概要	79
1.グランドデザインの方向性	80
1.1.自然体験活動を支援する基盤整備	80
1.2.自然体験活動を通じた連携と協働	80
2.学校教育の方向性について	80
3.青少年教育施設の方向性について	81
4.民間の方向性について	82

はじめに

本検討委員会(検討委員会詳細は第5章参照)は、青少年の都市と農山漁村の交流活動推進に係わる自然体験活動の総合的な振興方策について調査研究を行い、その充実を図るため平成17年9月に発足しました。このたび、その調査研究の結果を「青少年の自然体験活動の充実に向けて」として取りまとめました。

かつては、自然との触れ合いや異年齢交流が中心の日常的な遊びが、青少年の人間形成に貴重な役割を果たしてきました。しかし、科学技術の進歩と社会の変化に伴い、今日の子どもたちが自然と触れ合う機会が著しく減少し、その代わりに受験勉強とテレビゲームに費やす時間が増加しました。友だちと野外で群れて遊ぶことも少なくなり、逆に、自分の部屋で一人で多くの時間を過ごしています。豊富な物質に囲まれ、欲しいものは何でも簡単に手に入ると思い込んでいる子どもも多くなっています。現在の子どもたちのおかれている状況は、決して望ましいものではなく、危機的であるとさえ思われます。これは、今日の学校や家庭が社会の変化に対応できず、多くの子どもたちの要求に答えられないことへの反映と考えられます。その結果、子どもたちは社会性を身につけるのに必要な様々な体験を十分に得ないまま成長し、ちょっとした困難に出くわすとその解決方法がわからず、無力になったり、逃避したり、あるいは自暴自棄な行動に出たりします。大きな社会問題となっている、いじめ、不登校、非行などはその象徴と言えます。

自然の中での遊びや冒険は、子どもの能力と限界を教えてくれるとともに、自然にはルールが存在し、自然といかに闘い、いかに調和し、いかに利用してゆくかを身につける機会になります。自然体験活動は、子どもたちが将来社会に立ち向かってゆくためにどのくらい役立つか計り知れません。いつも生き生きとしていて、思いやりがあり、しかもたくましい子どもを育成するために、自然体験活動が果たす役割がどれほど重要であるか考えてみてください。

平成8年、「生きる力」の育成を骨子とする中央審議会の答申と時をほぼ同じくして、文部省生涯学習局に設置された調査研究協力者会議が「青少年の野外教育の充実について(報告)」の報告書を提出し、その中で野外教育の振興について様々な施策を提言しました。

それから10年弱が経過し、その間、提言の多くが実行され、新たな動向や課題もまた現れてきました。そこで、過去の10年間を振り返り、評価を行うとともに、今後10年間の自然体験活動の方策について検討する必要性が出てきました。

本報告書が公的機関および民間教育事業者を含む自然体験活動関係者に広く活用され、青少年の都市と農山漁村の交流活動の活性化と充実に貢献できれば幸いです。

平成18年3月

青少年の都市と農山漁村の交流活動推進に関する調査研究事業
検討委員会委員長 飯田 稔

第 1 部 調查報告

第1章 交流活動推進のための充実方策

1.1. 国の方向性としてのグランドデザイン

1.1.1. 自然体験活動を支援する基盤整備の必要性について

2005年度の文部科学省委嘱調査結果では「朝食を食べないことがある小学生が15%、中学生が22%」という結果が出ました。社会の急速な変化が現代の子どもたちの基本的な生活習慣にも大きな影響を与えており、不登校・ニート・ひきこもりなどの問題が様々な教育的取り組みにも関わらず依然として進行しています。

地球史において今日の時代を特徴付けているのは人間の数とその活動がもたらす地球生態系への重大な影響です。産業革命以降、世界の人口は8倍に増え、工業生産高は過去100年間に100倍以上にも増えています。20世紀の環境問題の深刻さは、こうした人間活動の量的拡大に伴い増大してきましたが、とりわけ20世紀の最後の10年間、すなわち1991年の冷戦終結とその後のグローバル化の急速な進行は、今日の人間活動を量的な拡大のみならず質的にも変容させる結果をもたらしつつあるといえるでしょう。

このような「子ども」や「環境」をめぐる問題の他、地域振興、過疎・少子化対策、観光資源の開発、河川・港湾・森林・農地等の自然環境の整備といった諸問題を、現代の地球と地域が直面する「持続可能性」の問題として総合的に捉える必要があります。

この持続可能性をもった社会、すなわち「持続可能な社会」を実現するためには、国のグランドデザインとして「豊かな国土づくり」と「豊かな人づくり」の視点の双方を併せもつ「豊かな地域づくり」という視点を持つことが必要です。そのためには、環境、教育、文化、科学技術、森林・林業、河川・港湾の整備、都市農村交流、地域振興、観光、過疎・少子化対策などの各分野における施策を「国土づくりと人づくりの一体的な推進」として総合的に展開する必要があります。

1.1.2. 自然体験活動を通じた連携と協働

「国土づくりと人づくりの一体的な推進」のための戦略と基盤

こうした方向性を実現していくために重要な戦略的キーワードが「自然体験活動を通じた連携と協働」です。自然体験活動は、「豊かな国土・環境づくり」と「豊かな人づくり」の双方の理念を併せもっており、自然体験活動を通して連携と協働を図ることにより、「持続可能な社会の実現」という各分野と各地域の課題の共有を図ることが可能となります。「連携」とは、国と地方の間、各省各局各部署の間、民間の各活動分野の間など、従来は「縦割り」となっていた機関・団体間や各部署間の垣根をとりはらい、それぞれの機関・団体・部署の位置と役割を確認した上で、相互に可能な範囲での支援を行うことです。また「協働」とは、そうした「連携」の積み重ねの成果として、事業や制度の目的に応じたネットワークを構築して対外的な窓口を一元化し、効率的な事業実施や制度運用を図ることです。「協働」が成果を発揮するためには、その前提としての十分な「連携」が必要といえます。また自然体験活動を通じた連携と協働を各地域で進めるための基盤としては「人材の育成」「情報の共有化」の整備が重要です。

(1) 「自然体験活動リーダー」「地域連携コアリーダー」の養成

人材の育成について、自然体験活動を通じた「国土づくりと人づくりの一体的な推進」を国民的運動に発展させるためのサポーター（理解者・支援者）として、人々の自然体験活動をサポートするリーダー（自然体験活動リーダー）を各地で増加させることが必要です。自然体験活動リー

ダーには、第一次産業従事者、若者や学生、高齢者などが気軽に参加できるよう登録制度やカリキュラムを簡素化し、関係団体や機関を通して広く国民全般に呼びかけることが重要です。さらに、地域レベルの取り組みを推進するために、地域内の組織や個人が各々の活動の特性や技能をもとに、地域内の連携と協働を促すことに加え各地域での関係行政同士の連携を働きかけることができるような、地域連携コアリーダーの養成とその活動のフォローアップのための研修も必要といえます。

(2) 自然体験活動の中核となる研究拠点の設置

「国土づくりと人づくりの一体的な推進」に向けた自然体験活動を通じた連携・協働を進めるには、自然体験活動に係わる専門家や指導者の養成が欠かせません。そのためには、豊富なフィールドを有し、これらの専門家や指導者を集中的に育成・養成し研修ができる中心的施設が必要になります。と同時に自然体験活動に係わる最先端の研究機能をも有しその研究情報の発信と共有化も必要となります。専門家の育成ができ、なおかつ、研究機能を併せ持った自然体験活動のための拠点を整備する必要があります。共有化が必要な情報には、指導者に関する情報、安全対策に関する情報、事業やプログラムに関する情報、制度や資金確保に関する情報、施設に関する情報、国際的な動向に関する情報（英語等による海外への情報発信を含む）などがあります。このような作業を国全体で展開する基盤として、例えば「自然体験活動の中核となる研究拠点」のような役割を担う機能・組織によって、専門的な調査研究を行っていく必要があります。

1.2. 学校教育の方向性

(1) 学校における自然体験活動の充実に向けて

指導者の養成と確保

学校で有意義な自然体験活動を推進するためには、有能な指導者の養成と確保が不可欠です。今後は、学校教員のための研修をさらに充実するとともに、学校教育をよく理解した外部指導者の確保が必要となるでしょう。教育委員会や青少年教育施設等が、民間の自然学校などと連携し、そうした指導者の養成・確保に努めることが大切です。また、大学等の高等教育機関においては、学校の自然体験活動や環境学習の支援を担うことができる専門家の養成が必要です。

教育成果に関する研究とプログラム開発

学校が実施する集団宿泊学習や自然体験活動の成果を分析し、その成果を広く学校現場に広める取り組みが求められます。また、効果的なプログラムや指導方法の開発も必要です。そのためには、大学等の研究機関、青少年教育施設、民間の自然学校などの協力が必要となるでしょう。

実施内容・方法の工夫

学校の教育目標や教員の想いが反映できる実施内容・方法に改善することが必要です。自然体験活動は、様々な教育目標をかなえることを可能としますが、その反面、目標が多岐に渡り曖昧になりがちです。実施する自然体験活動の目標を明確に絞り込むこと、単なるイベントとせず事前・事後学習を含め年間計画に適切に位置付けること、体験活動の成果をその後の教育活動に生かすこと、などの工夫が今後一層望まれます。さらに、外部指導者の積極的な受け入れ、実施場所や宿泊施設、学年による一斉実施の見直しなども、今後検討していく必要があるでしょう。

(2) 集団宿泊学習の充実にむけて

これからの教育は、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成することが求められています。そのためには、学校だけでなく、家庭や地域を含め、様々な場において、子どもたちに多様な体験的活動を提供していく必要があります。その中でも、学校が実施する集団宿泊学習は、多くの子どもたちが体験活動を楽しむことができる有効な機会です。

現行の学習指導要領は、児童・生徒の「生きる力」をはぐくむことを理念に掲げています。しかしながら、その理念を具現化する絶好の機会となりうる集団宿泊学習の実施が、皮肉にも減少傾向となっています。この現状については、極めて残念であると同時に大きな危惧を感じます。集団宿泊学習の充実と長期化を難しくしている要因としては、主に次のようなことが考えられます。

授業時数の確保や教育課程上の位置付けが難しいこと

教員の負担が増加すること

児童・生徒の経済的負担が増加すること

児童・生徒の健康管理や安全対策が難しいこと

集団宿泊学習の充実にむけるためには、上記の課題を解決する必要があります。このうち、
の課題については、学校単位での解決は容易ではなく、都道府県や市区町村教育委員会の柔軟な対応が求められます。教育委員会によっては、管下の学校に対して、学校ごとの柔軟な年間授業時数の配分を認めなかったり、集団宿泊学習の教育課程上の位置付け、期間・場所・実施時期等を制限したりするなど、学校の裁量によって集団宿泊学習を展開することは困難になっている状況があります。文部科学省が推進してきた「自然教室推進事業」や、現在の「豊かな体験活動推進事業」の長期宿泊体験推進校の事例、さらには、兵庫県の自然学校(5泊6日)などの取り組みを参考に、長期の集団宿泊学習が実施できるように工夫する必要があります。農家等に分宿して農作業体験などの様々な体験活動を「総合的な学習の時間」に位置付けて実施する学校があるように、教科や「総合的な学習の時間」等と特別活動をどのように結びつけ、集団宿泊学習をどのように学校教育の中に位置付けていくことができるのか、教育委員会と学校が連携した創意工夫と開発の努力が今後さらに必要です。

次に、
の課題は、国や地方自治体が集団宿泊学習に要する経費を補助することで軽減できると考えられます。長期の集団宿泊学習になれば、教員の負担は当然ながら増加します。しかし、教員以外の指導者や指導補助員を確保することで、教員の負担の軽減を図るとともに、充実した指導体制のもとで教育成果のあがる集団宿泊学習の実施が可能となります。指導体制の充実には、児童・生徒の健康管理や安全対策にもつながります。教員以外の指導者や指導補助員の謝金・旅費等の補助があれば、必要以上に児童・生徒の経済的負担を強いることもなくなります。

1.3. 青少年教育施設の方向性

(1) 青少年教育施設の意味

青年の家は1960年代から、少年自然の家は1970年代から、他の国では見られない日本特有の施設として全国に整備されてきました。青少年教育施設が誕生してから半世紀を経て、日本の社会はその間に大きく変わりましたが、青少年教育施設は、学校、社会教育団体、青少年グループ等の学習や交流の場として、今なお多くの青少年に利用されています。

青少年の体験不足、倫理観の欠如、コミュニケーション能力の低下、さらには、地球規模の環境問題への対応など、今日の教育課題を考えれば、これまで以上に青少年教育施設存在と役割は重要となります。青少年に多様な体験活動、学習、交流の場を廉価で提供できる青少年教育施設

設は、社会のニーズや現代的な教育課題に対処しながら充実させ、今後も存続させていく必要があります。

なお、青年の家と少年自然の家は、利用者層が重複している状況が見られるものの、青年期と少年期には異なる発達課題・教育課題があります。これらの異なる課題に対処するために、それぞれの機能と役割を事業等に反映させつつ共存していくことが望まれます。

（２）施設職員の資質向上と研修施設としての役割

青少年教育施設の存在意義がこれまで以上に高まるためには、施設職員の資質向上が極めて重要です。特に、利用者に直接対応し、主催事業の企画・運営を担う指導系職員の資質向上に努めていく必要があります。

施設職員のための研修事業を国立青少年教育施設が体系的に実施していくことが求められます。そして、民間団体の専門家を積極的に登用する体制を整えるとともに、学校教員からの人事交流による指導系職員の採用にこだわらず、施設プロパーを養成し確保する手立てを今まで以上に講ずることが大切になるでしょう。

また、施設職員の資質向上は、事業の重要な柱の一つである研修事業のレベルアップにもつながります。学校教員の研修や青少年指導者の養成の中核的な場として青少年教育施設がさらに活用され、青少年教育全体の充実に寄与していくことが望まれます。

青少年教育施設は、比較的自然環境に恵まれた場所に設置されていることに加え、宿泊室、食堂、研修室、体育館など、研修のための施設・設備が整備されています。自然体験活動や環境学習の研修を行なうための最適な施設といえます。青少年のための自然体験活動や環境学習の重要性が指摘されている今日、その指導者を養成する場として青少年教育施設が果たす役割は大きいと考えられます。

（３）現代的な教育課題への対応

不登校、いじめ、非行、ひきこもり、ニートなど、青少年を取り巻く教育課題は山積しています。青少年教育施設は、多様な体験活動や他者との交流を通して、これらの課題に対処できる機能を有しています。国立青少年教育施設を中心に、こうした現代的課題に対応した事業をこれまでも展開してきましたが、今後はさらに多くの施設で、迅速かつ積極的に取り組むことが必要です。

また、長期の宿泊が伴った自然体験・生活体験を青少年に提供できることも、青少年教育施設の大きな特色です。長期の自然体験活動によって、参加した青少年の「生きる力」が向上したという研究報告があるように、青少年教育施設ならではの特色を生かしたプログラム開発や事業の実践が、今後も継続・拡大することが望まれます。

なお、こうした事業の成果分析やその周知は、十分ではない状況にあると思われます。今後、青少年教育施設は、大学等の研究機関との連携を通じて、調査研究機能の充実を図ることが必要でしょう。

（４）施設の整備充実

青少年教育施設の多くは、建築後数十年が経過し、老朽化が目立つようになりました。国や地方自治体の財政難の中で、大幅な改築等は難しい状況であると思われます。豪華な施設は不要ですが、利用者が安全に気持ちよく利用できる施設を目指した適切な整備が必要でしょう。

その際、障害のある青少年等の利用にも配慮し、多くの人々が安心して利用できるように、ユ

ニバーサルデザインの考え方に基づく効率的な施設の整備が望まれます。

1.4 民間の方向性について

青少年教育における民間の自然体験活動はこれまでもボーイスカウト、ガールスカウト、YMCA、YWCA などを中心に数多くの団体が取り組んできました。

1980 年以降には、これらの団体とは別に、専門指導者集団が団体を組織化し、独立経営型施設の設立が相次ぎました。特に、1990 年以降は顕著で、全国各地に「自然学校」という普通名詞をつけた団体が次々と誕生していきました。また、99 年に特定非営利活動法人（通称 NPO 法人）の設立が認められるようになると、市民団体としてのものも加わり、かなりの団体が設立されました。さらに、大手企業による団体もこの間に設立されました。例えば、ホンダ自動車がつインリンク茂木に併設しているキャンプ場やリコーの市村自然塾、トヨタ自動車はトヨタ白川郷自然学校を運営しており、また、07 年度には東京電力が柏崎市に環境学校の設立を予定しています。

この他にも、PFI による公的施設の建設運営制度や、指定管理者制度による民間団体への委託管理運営が京王電鉄、YMCA、千葉自然学校などで行なわれています。

このようにここ 5～10 年で民間団体を取り巻く環境が大きく変化してきました。そのため、この先どのような変化が起こるかはなかなか予測することは難しいことです。しかし、これまでの歴史を見てもわかるとおり、自然体験活動の機会を提供するところが増えれば、いずれは淘汰されてしまう団体も現れることになるでしょう。

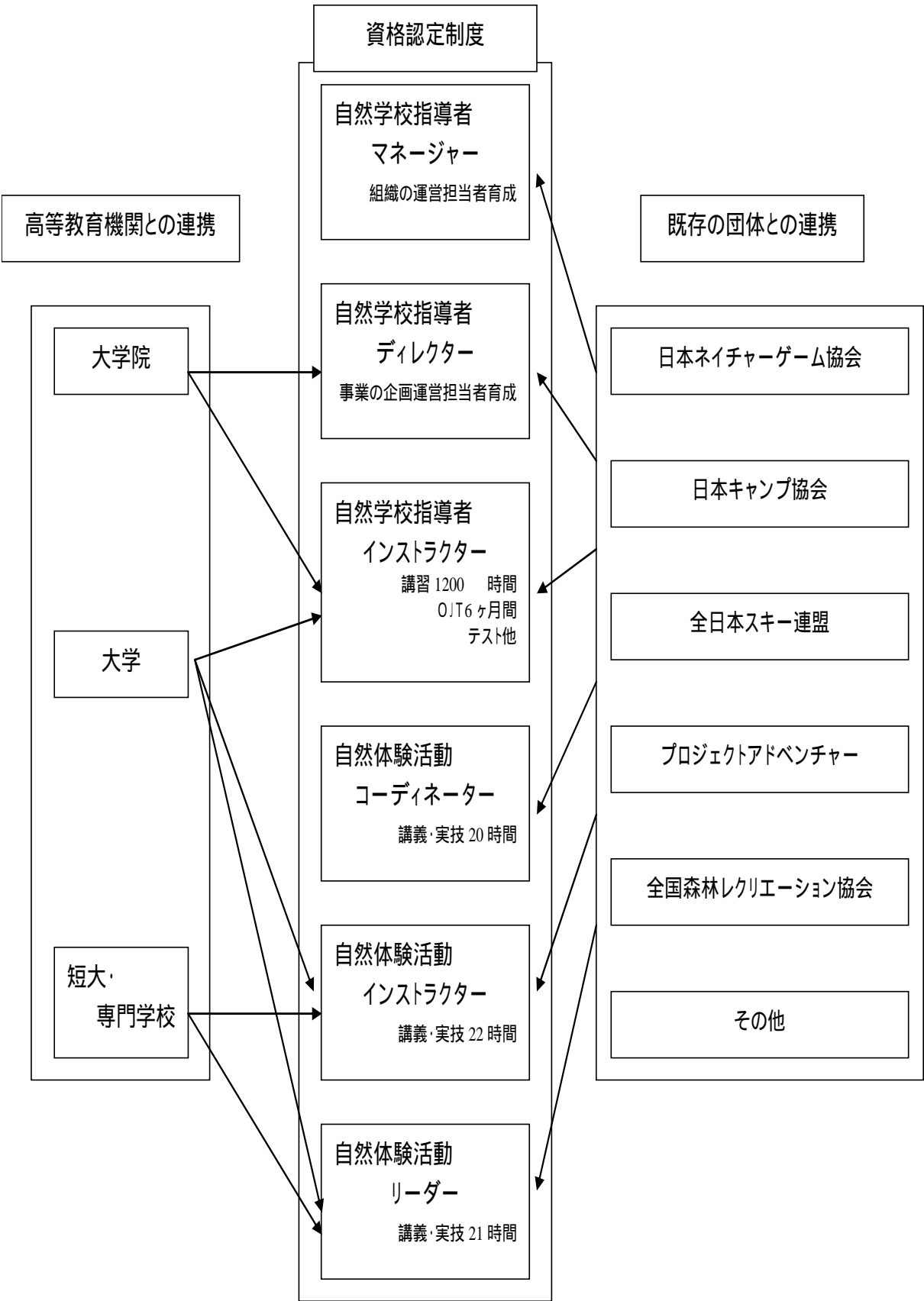
（1）人材の養成と確保

自然体験活動を推進する仕組みとして重要なのが、Place(場)、Person(人材)、Program(プログラム)、Produce(プロデュース)、Safety(安全性)、System(システム)の 4P+2S です。しかし、最も重要なものは人材です。何事にも共通することですが、事を起こし、進めていくのは人です。人の養成と確保こそがこれからの自然体験活動を推進していく最重要課題です。ここでは、専門性のある指導者は当然ですが、お客様に対してのサービスという観点で考えると、ホスピタリティーのある人材が必要です。さらに、企画、営業、事業自体を作り出すプロデューサー的な人材が必要です。

（2）指導者資格制度の統一化

「指導者育成の現状」でも述べたように、自然体験活動に携わる数々の民間団体がそれぞれ独自の仕組みを持っています。これを統一化したものが自然体験活動推進協議会です。この協議会は、多くのアマチュア団体と同様にプロの団体も加盟しています。また、プロとしての指導者養成制度を行っているのが、日本環境教育フォーラムです。このアマとプロの各々の仕組みを一本化し、さらには高等教育機関や様々な団体と連携し、自然体験活動全般をわかりやすく、かつ利用しやすいものへとすることが今、望まれています。これからの最も重要な課題の一つです。

自然体験活動における総合的な指導者育成システムの全体像



(3) プログラム開発

これまでに、新しいプログラムは様々な形で紹介されています。特に、海外で開発されたものがここ10年で多くなってきています。非常にいいことだと思います。しかし、これからは、参加対象者をさらに意識したプログラムや日本独自の伝統文化的なものなどの視点を持ったものが必要になってきます。特に、多様化する参加者やニーズに対して応えることができるかが重要な課題となることでしょう。

(4) フィールドの開発と保全

これまであまり視点が向けられなかった何気ない自然や里地、里山、里海といったところが今後は活動の場になってきます。また、これまでも活用していたフィールドの保全ということも、今後はかなり意識的に行なう必要があります。この両方向に向けて開発と保全を行なうことが大切でしょう。

(5) 新しいマーケットの開拓

団塊の世代が定年を迎える2007年度問題が社会的課題となり、マスコミにも大きく取り上げられています。他にも、引きこもり、障害者、外国人といった様々な対象者に対するサービスが可能になるようプログラムを準備し、また、このような多様な人々に関心を持ってもらえるような広報活動が欠かせないでしょう。

(6) 財政基盤の強化

活動自体の品質を保ち、さらに継続的に提供するためにも、組織団体の財政的な基盤の確立が欠かせないものです。独自事業などを展開し、自主財源を確保し、自立できる体制を如何に作るかが大きな課題です。補助金や助成金に頼りすぎた経営は危険です。

(7) 他団体、セクターとの協働

今後、より良い活動、指導者の養成、マーケットの開拓など、何をするにしても単独の団体だけでは限界があります。そこで、あらゆる団体、企業、行政、政治などが連携、協働することによって、これらの課題を解決することが可能となります。国民にとってより楽しく、安く、安全なプログラムを提供することができれば、自然体験活動も更に推進されることになるでしょう。

民間団体は、これまで以上に柔軟に社会のニーズを見ながら、活動を展開できるかが問われてきます。新しい提案と実現に向けた挑戦を続けていくことが必要です。

1.5. 今後の展望

1.5.1 自然体験活動を通して国土・環境づくりを

わが国では、いわゆる日本列島改造論とそれに続くバブル経済時代に大規模開発が続きましたが、その後バブル経済の崩壊により、一時期のような土地開発と自然破壊は収まったように思えます。しかし、その間、地方の若い人は都市に移り、都市化が拡大し、その反対に地方の人口が減り、しかも65歳以上の高齢者人口が占める割合が急速に高くなりました。農山漁村の多くは、若い働き手を失い、後継者もいなくなり、農業、林業、漁業は一部の例外を除いて縮小または廃業の状態にさえ陥っています。都市化と農山漁村の人口減、高齢化、産業構造の変化は、自然と人間との接点をますます少なくし、自然環境の荒廃と農山漁村の崩壊をもたらしつつあります。例えば、かつての棚田や田んぼが休耕田となり、やがて雑草に覆われ、荒地と化した風景を全国

各地で見ることができます。10年ほど前には立派な杉林や森林であったものが、手入れが行き届かなくなったために、荒れ放題になっている光景をしばしば目にします。このまま手をこまねいているだけの状態が続けば、今まで永々と築き上げてきた里山の生活は消滅し、人間を寄せつけない竹やぶや原生林に戻ってしまうことも考えられます。クマ、シカ、イノシシ、サルなどの野生動物が各地で里山に出没し、人間に被害を与えているのもその前兆であるのかもしれませんが。

一方で東京都内の女子大生を対象にしたあるアンケート調査によれば、半分の人が農村体験を試みたいと答え、43%が農村に住みたい、14%が実際に農業を試みたいと回答しています。女子大生は農村に憧れを抱き、ある意味で救いを求めているとも言えます。それは女子大生だけでなく都市住民全体にも言えることです。

農村はこのような要求をもっている都市の人々のために何ができるかを考えてみる必要があるでしょう。過疎であることを心配するよりも、それを逆手にとって都市の人が訪れたいような豊かな自然環境を守り、農村でしかできない生活を体験してもらい、農村のよさを伝えることを考えて欲しいものです。自然体験活動は都市と農山漁村に暮らす人々と文化交流の架け橋になります。これからの自然体験は、農村の側においても都市からの訪問者を特別にお客様扱いしたり、観光気分を助長したりするのではなく、農村の持っている豊かな自然と農村で生活するために培った知識や技術、経験を一緒に体験し、汗をかき、そしてやり遂げたという達成感ももてるような工夫が必要になります。参加する側にとっても、受け入れる側にとっても、共に満足度の高い、しかも長続きするプログラムとなるでしょう。農作業、山仕事、漁業、どれをとっていても自然体験活動として貴重で、ユニークで、生きた教材であり、結果として人間としての生き方や価値観の琴線に触れる体験を与えてくれます。農山漁村の生活の知恵、働くことの厳しさと喜び、そして自然の素晴らしさをいかに伝えることができるかが今求められています。各地で行われている下草刈り十字軍の活動に、多くの女子大生がボランティアで参加していることや、北海道で行われている枝打ち作業体験が高校生の修学旅行で人気があり、地元にとっても山の手入れができるので助かっているという話もよく理解できます。今後こういった汗かき体験や身体運動を伴う苦勞体験がプログラムとして重視される傾向が予測されます。

1.5.2 プロフェッションの育成・充実を

自然体験活動推進協議会のリーダー養成講座に代表されるように民間団体による指導者養成カリキュラムが整備され、多数の指導者が資格を有するようになってきたことが最近の特徴の一つです。しかしながら、その大部分はボランティアあるいはそれに近い資格で、それだけで職業として生活してゆくにはまだまだ不十分といわざるをえません。現在でも、一部団体の上級指導者養成カリキュラムはかなり専門的で、質的にも高い水準に達しているものもあります。問題なのは、ある団体で取った資格が他の団体にも同様に認められ、通用するかといった所にあるのではないのでしょうか。全ての団体や組織に共通するカリキュラムを作り、実施するのは無理なことですし、有益とは言えません。この問題を解決するには、団体間で指導者の交流を行い、相互に指導者の質の向上を図ることが現実的なやり方だと思われます。2~3の異なった団体で指導者としての実地体験を積みばかなり高いレベルの指導者の資質を身につけることができるはずで

大学における指導者養成については、近い将来、自然体験活動の専門職大学院が新設されるのではと予測されます。専門職大学院は既存の大学院に比べて、実務、実践を重視しており、修士論文の代わりに課題研究を選択することもでき、インターンシップや指導研修も含まれ、教授陣の一部に経験豊かな実務・実践者を置くことが定められていて、自然体験活動の高度職業人養成に適したカリキュラム編成ができます。一定期間以上社会人として自然体験活動に従事してい

ば大学院入学も、また修了後の就職にもプラスに働く可能性が大きいと考えられます。専門職大学院の設置にあたっては、その性格上、産官学の連携を図ることによって、多彩なカリキュラムを編成し、優れた教授陣を配置することができるので、自然体験活動関係者の協力体制が重要となってくるでしょう。

指導者と並んで、プロフェッションのもう一つの側面、研究者の養成も今後ますます重要になってきます。野外教育学会や環境教育学会が創立されてから自然体験活動に関する多数の研究論文が報告されるようになりました。しかしこれらの研究の大部分は研究者の個人的レベルあるいは数人のレベルのもので、研究の規模も小さく、予算も限られているのが一般的です。これからの研究は外部資金の獲得に向けて競争がますます激しくなり、プロジェクトを立ち上げ、組織的に対応しなければ優れた結果をあげることは困難といわれています。そのためには自然体験活動の効果や運営に関する広範かつ専門的な研究機関の設置が望まれます。そこでは自然体験活動を通して、わが国の今日的課題を解決し、国土づくりと人づくりに貢献できるような研究の成果が期待されます。

1.5.3 全ての青少年に長期自然体験を

イギリスの自然体験の動向(49～50 ページ参照)について紹介されていますが、2000年から今日まで、さらに2010年を目標に活発なキャンペーン活動が続いています。イギリスはヨットによる航海、近代アルピニズム、ボーイスカウト運動、アウトワードバウンド、そしてトラスト運動など世界の自然体験の先導的役割を果たしてきました。

2000年1月の国会演説でブランケット文部大臣が16歳の全てのイギリス青少年(約50万人)に、夏休み中、一週間の野外教育体験を与えると発表しました。これを受けて作業部会が設立され、プログラム、スタッフ、施設、評価・研究についての検討が始まりました。これは「16歳の夏の活動」というプロジェクトになり、初年度22億円をかけて自然体験やスポーツを含む学校外活動が実施されました。2000年には、「冒険のためのキャンペーン」(The Campaign for Adventure)を文部省の野外教育部が提唱し、プログラム提供者、ボランティア団体、青少年団体、学校、行政機関など自然体験関係団体と100人以上の両院議員連盟による共同プロジェクトとして発足しました。フィリップ殿下も熱心な支持者の一人で、2005年11月にはバッキンガム宮殿に賛同する著名人を招いて「冒険のためのキャンペーン」会議を3日間にわたって開催しました。「危険なのは冒険をすることではなくて、冒険をする機会が十分でないことである」と彼は述べています。

2005年11月にイギリス政府は学校外教育を推進するために「学校外教育マニフェスト」(The Out of Classroom Education Manifesto)を策定し、2006年1月まで国民の反応を求めています。マニフェストの中では、学校外教育とは人間の成長に欠くことのできないもので、全ての子どもと青少年に学校外の環境の中で質の高い学習経験を与えることにより、少なくとも一回の宿泊経験を含むとしています。対象は3歳から19歳までで、2010年までに実現する方針を文部大臣は表明しています。

わが国においても、1996年に中央教育審議会が子どもたちの「生きる力」を育成する方策の一つとして、生活体験・自然体験の機会の増加を発表し、同年、文部省から「青少年の野外教育の充実について」の提言が出され、施策が実行されました。しかし、日本の全ての青少年に長期自然体験の機会を与えるという目標を達成するには、国民あげてのさらなる理解と後押しが必要です。

まず第一に、親や教師、主催団体、そして受入れ側住民や関係者に自然体験活動が子どもたちの成長発達に欠かすことのできない体験であることを理解してもらうことです。地域における草

の根的運動が有効だと思われます。

第二に、オピニオン・リーダーといわれる文化人、科学者、有識経験者の中には自然体験活動の理解者が多数います。例えば、ノーベル賞受賞者の江崎玲於奈氏は中学生に二週間の学校キャンプを行うことを提唱し、「バカの壁」の著者、養老猛司氏は、「参勤交代」と称して、都会の若者は少なくとも年に1ヶ月くらい田舎で身体を使えと述べています。さらに、人類学者の河合雅雄氏は、毎年子どもたちを引き連れ、マレーシア・ボルネオで8日間のジャングル体験スクールを開いています。応援団としてこれらの人たちに子どもにとっての自然体験の重要性について機会あるごとにマスコミを通じて語っていただければ影響は大きいでしょう。

第三は、イギリスの例にも見られるように、地域の代表である国会議員に働きかけることです。わが国でも超党派の両院国会議員、約100名によって「自然体験活動推進議員連盟」が結成されています。国会で大いに議論を深め、自然体験活動の立法化に向けて強力に推進して欲しいものです。

最後は諮問委員会の設置です。アメリカでは1962年と1986年、それぞれケネディ大統領とレーガン大統領の時代に大統領諮問委員会によって、アメリカのアウトドア・レクリエーションに関する報告書が提出されています。わが国においても、総理大臣の諮問委員会を設置し、10年後の日本人の自然体験活動について調査研究を行い、その方向性と具体的提言を示すことが必要です。

第2章 自然体験を取り巻く全体動向

2.1. 自然体験活動の全体動向

世の中が徐々に自然志向になっています。LOHAS (Lifestyle Of Health And Sustainability) という言葉が流行語になる状況です。その背景には地球環境問題の深刻化やバブル経済の崩壊による価値観の変化があるでしょう。また、戦後60年を経て、時代が大きく変わろうとしているからかもしれません。

こうした時代の流れを背に、自然体験活動はあと少しで大きく爆発しそうです。2007年に定年退職者が大量に世に送り出されますが、その半分の人たちは自然体験をしたいそうです。30%が田舎暮らしを楽しみたいということです。子どもたちの自然離れ、体力低下は教育の課題になって久しく、また各省庁も自然体験活動に関する新たな政策作りに乗り出しています。

しかしながら、大量の人間がいきなり自然の中に繰り出せば必ず問題が発生します。受け入れ体制ができていないのです。施設、指導者、その他関連業界における諸準備が整っていません。いわゆる基盤整備が不十分なのです。このままでは自然体験自体が歪んだものになり、ついには人々から嫌われてしまう可能性があります。

そのあたりを念頭においてわが国における自然体験活動の現状を見てみたいと思います。

民間

環境省の調査によると、2002年度には全国で自然体験活動を展開する施設が1,792ヶ所あり、自然体験活動の専門職員を用意しているところは1,441ヶ所、うち公的施設を除いた独立自営形式の施設は826ヶ所です。しかし営業的には小規模なものが圧倒的に多く、年間売り上げ500万円未満が545施設(66%)です。逆に1億円以上の大きな施設は57ヶ所(6.8%)です。

民間の独立経営型の自然体験活動施設は21世紀に入って急激に増えています。質、形態とも多彩で、トヨタ自動車支援する白川郷自然学校をはじめホンダ、リコーなど企業が社会貢献の一環として自然体験活動に参入してくるケースがあり、浅間山麓国際自然学校、蓼科・八ヶ岳国際自然学校、比良比叡自然学校など地域社会が結束して新たな自然体験施設を運営する動きもあります。北海道の富良野では脚本家の倉本聰さんがゴルフ場を森に還す形の自然塾を始め、タレントの清水國明さんは河口湖に自然楽校を開き、ツリーハウスに住み込んでいます。

古くからの自然学校も多彩な展開を始めており、静岡県に本拠を置くホールアース自然学校は沖縄、新潟などに事業を広げています。東京都の国際自然大学校も山梨県・日野春、栃木県・日光、群馬県・新治村などに自然学校を配置し、多角的な経営を行っています。1980年代から20年間で、民間の独立自営型の事業展開としての自然体験活動は大きく飛躍しました。

しかし、独立経営型という聞こえはいいのですが、誰でも自由に開設できるわけで、実際は野放しとあってよい状況です。いつ大きな事故が発生してもおかしくはありません。伝統ある自然学校がイニシアティブをとって自然学校の「トップリーグ」を形成し、あるべき姿を全国に提示する必要があります。

一方、ボーイスカウトやガールスカウト、キャンプ協会、レクリエーション協会などボランティア型の自然体験活動は歴史的にも指導者養成の確立がされてきましたが、更にNPO法人自然体験活動推進協議会(CONE)を中心に、指導者養成制度を整備したり、指導者の活用を図るべく奮闘中で、そう遠からず新しい段階に入っていくでしょう。

国公立の自然体験施設

国公立の少年自然の家、青年の家が予算削減に見舞われています。国立は2001年4月から独立行政法人でしたが、少年自然の家と青年の家、オリンピック記念青少年総合センターが2006年4月に統合され、予算が漸減することが決まっています。少年自然の家と青年の家合わせて27施設ありますが、このままではいくつか廃止に追い込まれる流れです。公立の方はさらに厳しく、全国600余の施設が近い将来、半減しそうです。地方自治体の財政難では、まずこういった施設から切り落とされるようです。

切り落とされず、うまく生き残った施設も今度は指定管理者制度に揉まれています。公立ではお金がかかり弾力的な運営ができないことから、民間に委ねるといふその発想は良いのですが、実態は外郭団体が引き受け、質が落ちるだけという結果を招きそうです。

次に問題となるのは、指導者の確保です。これまでは学校の先生が交代で指導していましたが、今後は民間から人を供給しなくてはならないでしょう。その人材が足りません。仮に半分の施設が生き残り、指定管理者に移行した場合、一つの施設で上級指導者、中堅インストラクターが10人程度必要です。単純計算で3,000人です。いきなりそんな数は必要ではありませんが、現在の民間施設ではとても供給できません。ボーイスカウトやキャンプ協会などからの応援を得ても足りないでしょう。新たなトレーニング機関が必要です。その場合のシステムはどうあるべきなのか。カリキュラムはどうか、大学との連携はどうか、いつから準備しなくてはならないのかなど課題は山積しています。

国の政策

中央政府の政策は急速に進展してきています。青少年の健全育成、生涯学習などの分野で文部科学省が自然体験活動を重視しています。農林水産省では「オーライ！ニッポン」のスローガンを掲げ、都市と農山漁村の共生・対流を進めています。その主力は自然体験活動です。自然公園や自然学習の面では環境省が、森林は林野庁、海と川は国土交通省という具合に各省庁の守備範囲ごとに政策を発表しています。いずれも時代の要請としての自然体験活動を認知しており、2006年度にはトライアルとして各省合同で指導者養成に乗り出す方向です。それが成功すれば、国が指導者養成に力を出すようになり、本来国が成すべき指導者養成や重要施設の整備などの基盤整備が進むでしょう。

大学など

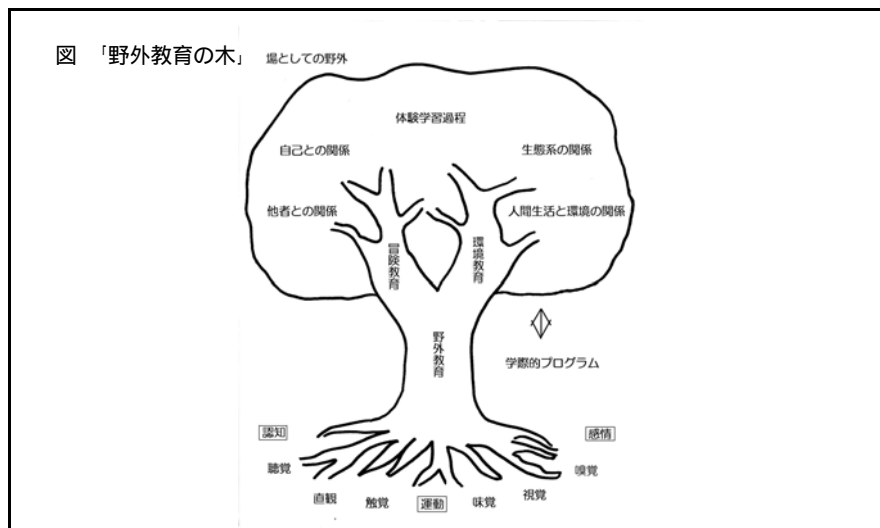
指導者養成は外国では大学が担っています。日本でも筑波大学や青森大学、信州大学などで実践教育が行われています。特に筑波大学は日本の野外教育を長年リードし、多彩な人材を輩出しています。こうした流れを受けて、2004年、2005年の2ヵ年で社団法人日本環境教育フォーラムを中心とし、各大学、大学院と合同で指導者養成のカリキュラム作りが行われました。これがまとめれば、日本で初めて大学とNGOが共同で指導者養成に乗り出すこととなります。その他専門学校での講座もあり、こうした輪が広がれば欧米の制度のように世の中に認知されるでしょう。

今後急速に広がる自然体験活動を支えるのは何といても指導者です。大学や大学院、専門学校などの役割がはっきりし、同時に就職先も増えれば、指導者養成も軌道に乗るでしょう。しかし、そのタイミングが難しいかもしれません。需要が急速に高まり、それに見合うだけの養成ができるかどうか、予断は許しません。一日も早く指導者養成制度を整備すべきです。そしてせっかく訪れた千載一遇のチャンスを確実に捉え、わが国に自然体験活動の根をしっかりと張りめぐらせたいものです。

2.2.全体動向把握のための見取り図と年表および用語の解説

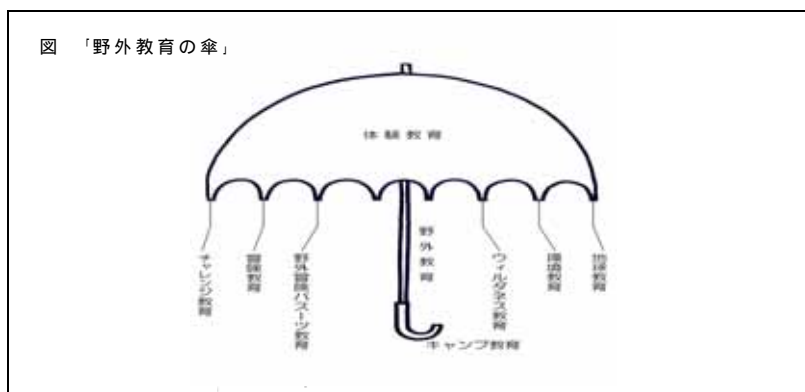
2.2.1.図解

本報告書には「自然体験活動・野外教育・環境教育・自然学校・山村留学」などの用語が登場しますが、これらの言葉のそれぞれの理解は様々なものがあります。そこで、それぞれの言葉の定義をするよりは、それぞれの言葉を図解によって様々な角度から見ることを試みました。海外の研究者による図解からこの報告書の執筆者による図解まで、全部で10個の図解を解説とともに掲載しました。



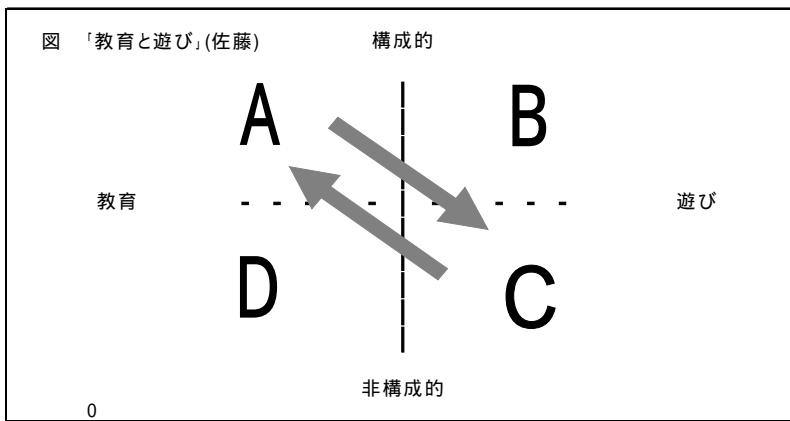
通称「野外教育の木」と呼ばれるこの図は、野外教育研究者の Priest(1986) が描いた図で、野外教育・環境教育・冒険教育の関連を木のモデルを用いて表現している。この図を論文の中で紹介した岡村泰斗氏(奈良教育大学)は、以下のように解説している「野外教育の木には、冒険教育と環境教育の2つの

大きな枝がある。その枝には体験学習過程という葉が生い茂っている。野外教育の木は、土壌である六感(視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚、直覚)や3つの学習領域(認知、感情、行動)からの養分を吸い上げどちらの枝を登ろうとも体験学習過程を通し、4つの関係(自然と人の関係、生態系間の関係、他者と自己の関係、自分自身との関係)の理解が得られることを意味している」



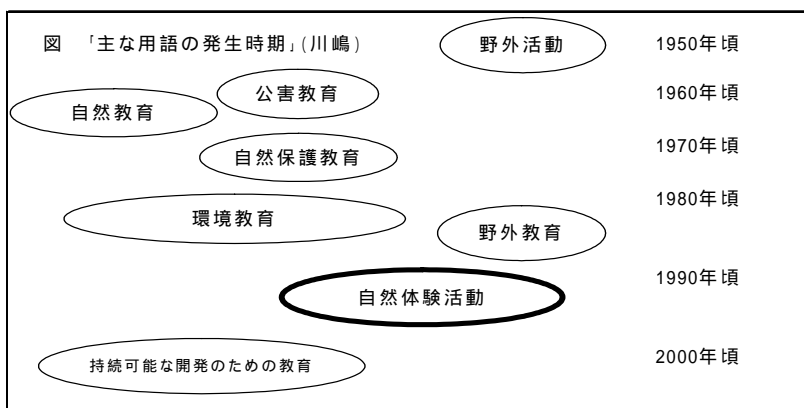
「野外教育の傘」の図は Bisson(1998) が描いた図で、野外教育用語の氾濫を指摘し、傘の比喻を用いたモデルでそれらの用語の関連を整理した図である。この図に関して、岡村泰斗氏(奈良教育大学)は「傘の柄の部分が野外教育を表している。柄から8本の傘の骨が出ており、そのうち

の3本の骨(アウトドア冒険パースーツ教育 Outdoor Adventure Pursuits Education 冒険教育 チャレンジ教育)は、主に自己の発展に焦点を当てたものであり、別の3本の骨(地球教育、環境教育、ウィルダネス教育)は、環境倫理に焦点を当てたものである。傘の布の部分は体験教育を表し、全てに共通した教育の方法であることを表現している。」と述べ、「これら(上記図、図)の概念モデルはいずれも、野外教育には、環境教育と冒険教育の2つの大きな柱があり、体験教育という学習方法をとって行われることを表している。また自然環境の中で行われる野外教育は、意図する、しないに関わらず、環境教育的要素と冒険教育的要素を含み、いずれも欠くことができないものである」と解説している。



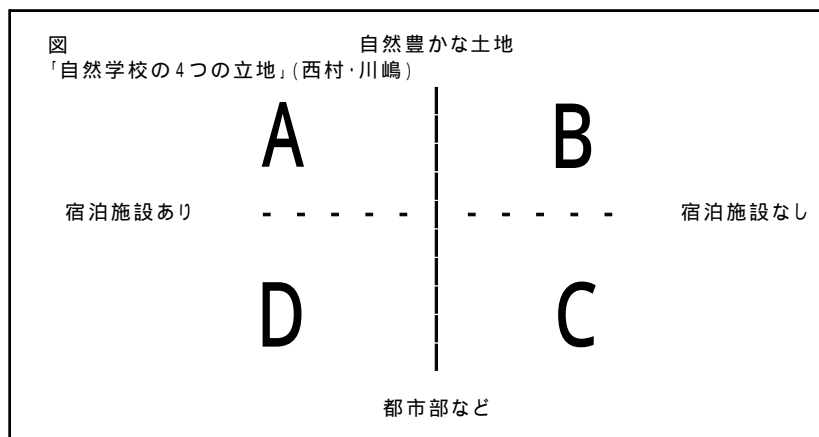
Aは学校教育で行なわれる授業をイメージすると、Cは大人が関与しない遊びの世界である。教育とは目的があり、その目的を達成するために何かを行なうものだが、遊びはまさに、本人の興味関心のあるものを自主的に行なうものである。Bは大人が関与しながら、プログラム化はするが、子どもにとっては遊びで、主に民間団体が行

なう活動としてイメージされる。Dは総合的な学習の時間や体験学習のものである。自然体験活動は、対象者によってA~Dをうまく活用し、特に、子どもにとっては、Cの存在を十分に認識して行なうことが大切である。(佐藤)



自然体験活動をめぐる、周辺の用語の発生時期や関連について、簡単に図示を試みた。図中の全ての言葉は年代によって別の言葉(新しく登場した言葉)に変更あるいは吸収されたということではなく、そのままの用語を使用している活動や実践は続いている。ただ、新しい用語が生まれる背景として、それまで使われてきた用語があ

ったという図示である。なお例えば「持続可能な開発のための教育」などは、開発教育、人権教育、平和教育、ジェンダー教育など上記図中に書き込みきれなかったものもある。上記はあくまでも、自然体験活動を中心とした用語と時代の相関を示しているにすぎない。(川嶋)



最も「自然学校らしい」のは図中の「A」にある自然学校であろう。

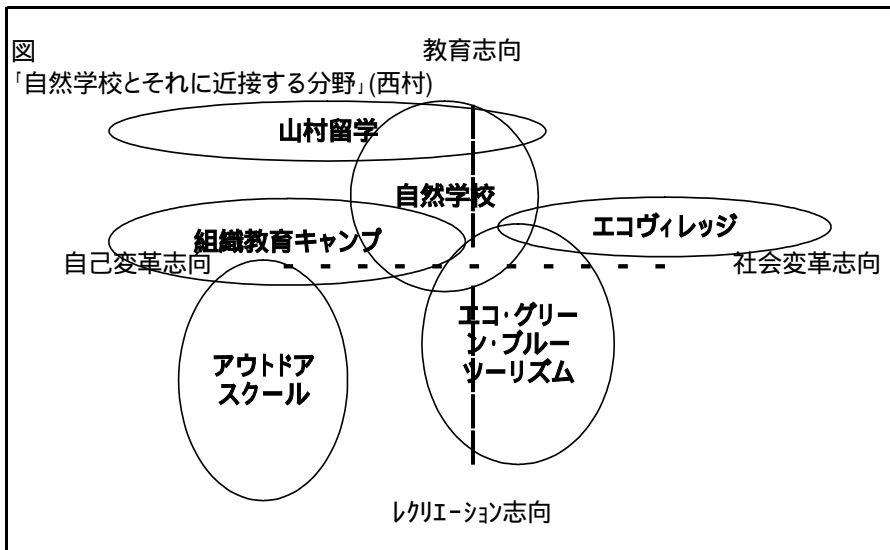
宿泊はテント泊などで、宿泊施設を持たない「B」の自然学校も多い。

「A」になる前の暫定期間「B」である場合と、ずっと「B」でいる場合がある。

「C」は都市部に拠点をもちながら、都市近郊の自然の中をフィールドにしている。また、事業ご

とに自然豊かな場所に出かけるという場合もある。

「D」の自然学校はあまり類を見ないが、国立オリンピック記念青少年総合センターなどは、この部類に分類されても良いかもしれない。(西村・川嶋)



「自然学校」は青少年を対象とした組織教育キャンプをルーツとしながら、自由で創造的な教育への志向と、持続可能な社会づくりという社会変革志向を併せ持って右上方向にシフトしてきたと考えられる。時期を同じくしてエコツーリズム、山村留学の取り組みも始まり、それらとの志向の類似点、

差異に注目したい。「アウトドアスクール」はスキー、カヌー、ヨットなど技術指導を中心とした学校。「エコヴィレッジ」は学校というよりも共同体づくりを中心とした営みで、米国やオーストラリア等に見られるものである。(西村)

図 「自然学校の分類」(西村)

- 国公立自営型 = 国公立少年自然の家・青年の家など
- 民間独立型 = ホールアース自然学校、国際自然大学校など
- 民間部門型 = キープ協会(フォレスターズスクール)、日本旅行(トムソーヤクラブ)など
- 民間ボランティア型 = 京都自然教室など
- 民間企業CSR型 = トヨタ白川郷自然学校、市村自然塾(リコー)など
- 大学・学校型 = 金沢大学角間の森自然学校、青森大学自然学校など
- 行政・NPOパートナーシップ型 = 田貫湖ふれあい自然塾、大杉谷自然学校など
- ネットワーク型 = いしかわ自然学校など

日本の自然体験活動は ~ を担ってきたパイオニアがリードしてきたといえる。 ~ はいずれも新しいタイプの自然学校で、 ~ からのノウハウと人材の供給をう

けて成立している。は次第にへ移行されていく傾向がみられる。(西村)

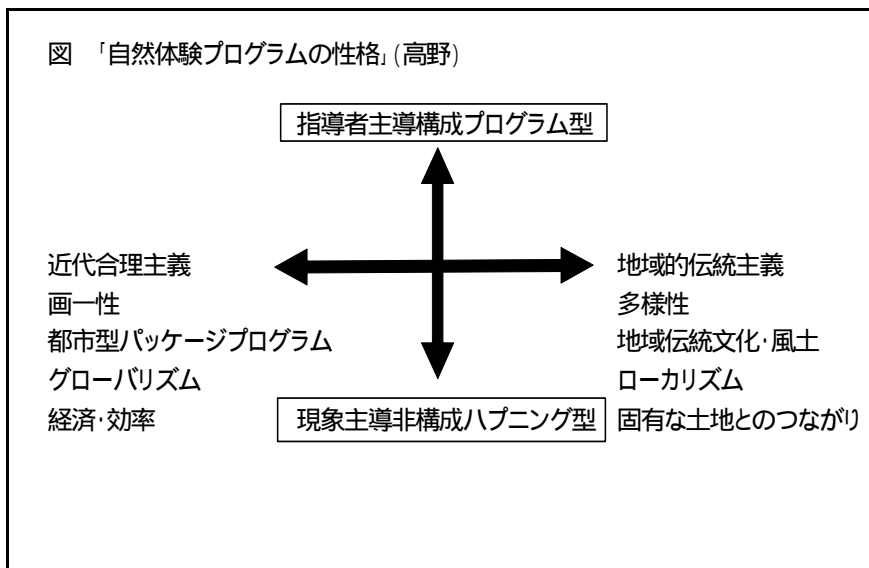
図 「野外教育の構造とそこで扱う「知」の関係」(星野)

教室の中での教育 (形式知・科学的知)	教室の外での教育 (暗黙知)
知識	理解・納得
間接体験	直接体験
客観的	主観的
科学	芸術・宗教
論理 文字 記号	イメージ・感性
左脳	右脳
IQ	EQ
デジタル	アナログ
大脳新皮質	大脳辺縁系
ロゴス	パトス
よく学び	よく遊べ
人工	自然
経験	体験

星野の図は、教科書で教えるやすいものと教科書ではなく体験を通さないと教えるにくいものとの相対関係にある代表的なものを対立項としてあげたもので、この両者の背後にある深層構造を「知」や「教育」の視点から見ると、この両者の関係は、哲学で言う「形式知と暗黙知」あるいは「客観的知と主観的知」「科学的知と内省的知」などの知の二項関係で捉えることができ

る。子どもたちがより人間らしく成長し生きていくためには、成長過程の中にこの双方の教育をバランス良く織り交ぜていくことが何よりも大切なことである。教育がどちらか一方に極端に偏ってしまったり、あるいは一方だけを学んで大人になってしまうと、将来極めて偏ったものの見方、考え方しかできなくなる。また、体験学習

法でよく用いられる「ふりかえり」とは、この図で言うと、体験を通して学べる右側の世界から、知識として学べる左側の世界への橋渡しをしたり、往き来をしていることになり、教育的に見ても体験を学びに発展させる極めてバランスのとれた有効な手法であるということがわかる。(星野)

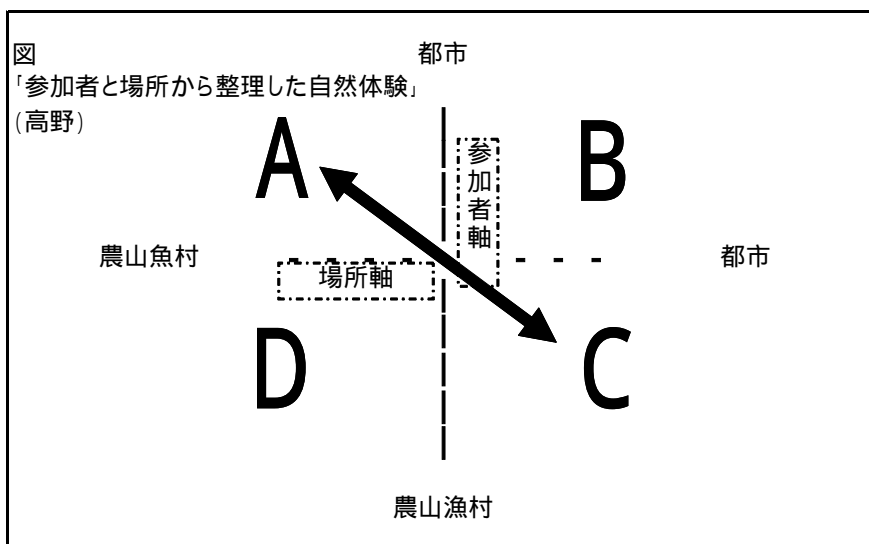


日本では近年、普遍的な性格を追及した合理的なパッケージプログラムから、固有の土地とのつながりに注目した、多様な地域の文化性を重視する自然体験の捉え方が唱えられている。手法もしくはスタイルとして、「指導者主導構成プログラム型」と「現象主導非構成ハプニング型」がある。

「指導者主導構成プログラム型」とは、目的や内容、手順をあらかじめ決めて

おき、指導者が進めていくことができるもので、必要な時間や成果がある程度読める。指導経験が浅くても実施できる。一方、「現象主導非構成ハプニング型」は、自然の中で起こるハプニングを学びの教材とし、予定や反復はできず成果も予測できない。熟練指導者向け。自然観察と言われるものはハプニング重視であることが多い。通常は「指導者主導構成プログラム型」が一般的で、パッケージプログラムはほとんどがこれに属する。

自然体験プログラム全体では、この両者を組み合わせるものが見られるようになっている。(高野・横山・星野の意見を参考に)



A は参加者が都市から農山漁村に出かけて活動する場合で、教育機関により意図された活動形態として一般的かつ増加しつつある。山村留学、エコ・グリーンツーリズム、宿泊施設を持った自然学校などがこれに当てはまる。

C は農山漁村の青少年が都市で活動するケースで、これは学校教育では修学旅行の形で行われ、現代社会では個人的にも多様な機会がある。

A-C間の何らかの形の交流の意義と課題についてのリサーチがさらに求められている。

BとD、すなわち農山漁村の青少年がその地域で、都市の青少年が都市で必ずしも体験的な活動を行っておらず、経験的な知識を持っていないことが指摘されている。(高野)

2.2.2.年表

「自然体験活動・野外教育・環境教育・自然学校・山村留学」の理解のためにそれらに関する出来事を年表にまとめてみた。この年表は「野外教育入門」（2001年小学館）に紹介されたものをベースに各省庁や民間団体の協力を得て、各省庁の取り組みを加筆し上記年表以降の数年を加え、図書なども加筆した。ここ数年の活発な動きが見て取れると思う。

自然体験活動・野外教育・環境教育・自然学校・山村留学などに関する年表

西暦	元号	世界の歴史	日本の歴史	海外の動き (米国を中心として)	わが国の行政の取り組み
1861				最初の学校キャンプ	
1872	明治 5			フレッシュエアーキャンプ開始 イエローストーン国立公園	
1876	9			最初の私営キャンプ	
1880	13			最初の教会キャンプ	
1885	18			最初のYMCA キャンプ	
1892	25			シェラクラブ創設	
1894	27				
1905	38				
1909	42			最初のボーイスカウト・キャンプ	
1911	44				学習院で教育キャンプ 「スキー術」が紹介される
1912	大正 1			最初のガールスカウトキャンプ	
1916	5				
1919	8				
1920	9				
	13			GS 第一回ワールドキャンプ	
1922	16			GS インターナショナルキャンプ	
1929	昭和 4	世界大恐慌		Camping Education	
1931	6				
1932	7				
1934	9				
1937	12				
1940	15			National Camp Clear Lake Camp	
1941	16			OBS (Outward Bound School イギリス)	
1942	17			この頃野外教育 (Outdoor Education)用語使われ始める	
1946	21				
1948	23				
1949	24			ニュージャージー州立自然保護学校	
1950	25		朝鮮戦争で特需増大～53年	北イリノイ大学に野外教育コース	
1951	26			野外教育協会発足	社会体育指導要領に「野外活動」が用語として登場(文部省)

「野外教育入門 2001 年」
 参照 2006 年 3 月 加筆

ネットワークその他	民間の動き	書籍・雑誌
	日本YMCA 同盟	
		「日本風景論」
	日本YWCA 日本山岳会	
	ボーイスカウトキャンプ	
ジョン・デューイ来日		
	大阪YMCA(組織キャンプ) 女子補導団第一回(ガールスカウト)キャンプ	
	GS ワールドキャンプ参加	
	ボーイスカウト日本連盟GSインターナショナルキャンプ参加	
	GSインターナショナルキャンプ参加	
	東京YMCA 長期キャンプ(5週間・第一回野尻学荘)	
	日本初の探鳥会	
	GAUSA主催キャンプ参加	
	ガールスカウト日本連盟	「山と溪谷」創刊
	日本レクリエーション協会	
	GS 第一回キャンプリーダー講習会	
全日本学生キャンプ(読売新聞社主催)	日本ユースホステル協会 日本自然保護協会	

1952	27				
1953	28		NHK テレビ放送開始		青少年キャンプ指導の手引き(文部省)
1954	29	アメリカピキニ環礁で水爆実験			
1955	30			大気汚染規制法制定	教育キャンプ指導者中央講習会 青少年野外活動の奨励について・野外活動公文使用
1956	31				大阪府青少年野外活動協会
1957	32				
1958	33	ベトナム戦争			文部省に体育局設置
1959	34				国立初の青年の家(国立中央青年の家)
1961	36			WWF(世界野生生物基金)	スポーツ振興法の公布 野外活動が定義される
1962	37	キューバ危機		OBS(Outward Bound School コロラド)	
1963	38				大阪府立総合青少年野外活動センター(能勢)
1964	39		東京オリンピック		野外運動学講座(東京教育大)開講
1965	40	アメリカ、ベトナムを北爆～73年		NOLS(National Outdoor Leadership School)	
1966	41	中国文化大革命			
1967	42	EC発足	公害対策基本法		公害対策基本法
1968	43		3億円強奪事件		国有林において「レクリエーションの森」制度創設(林野庁)
1969	44	アメリカ・アポロ11号月面着陸			
1970	45	第一回アースデー、アメリカ・マスキー(大気汚染防止)法成立	公害国会、大阪万国博覧会		
1971	46	ラムサール条約採択		グリーンピース活動開始	環境庁発足
1972	47	国連人間環境会議(ストックホルム)開催 国連環境計画(UNEP)設立 ローマクラブ「成長の限界」を発表	日中国交正常化 沖縄返還 列島改造ブーム	OBIS Environmental Studies	
1973	48		第1次オイルショック		
1974	49	ベトナム戦争終わる		The New Games Book	
1975	50		沖縄海洋博		国立初の少年自然の家(国立室戸少年自然の家)

中央青少年団体連絡協議会		
	日本サイクリング協会	
	GSキャンパスライセンスの導入	
		「沈黙の春」
(社)全国子ども会連合会		
	日本キャンプ協会	
	日本オリエンテーリング協会 柁池センター(農文協)	
	育てる会	
幼児キャンプ(幼少年キャンプ研究会)	ミウラフィンズ ひの社会教育センター	
	オークビレッジ	「SKI LIFE」創刊
野外関係学生の集い(筑波大野外研)		「Made in U.S.A 」

1976	51		ロッキード疑獄	Project Learning Tree	
1977	52			AEE(体験教育協会) Cowstail & Cobras(PA)	
1978	53		新東京国際空港開港		
1979	54	アメリカ・スリーマイル島原発事故	第二次オイルショック	Sharing Nature With Children	
1980	55	イラン・イラク戦争			
1981	56				筑波大学野性の森(野外運動実習場)開設
1982	57		川崎公害訴訟	Project Adventure	
1983	58	核の冬発表			
1984	59			Project WILD	自然教室推進事業(学校教育、5泊6日程度:文部省)
1985	60				
1986	61	チェルノブイリ原発事故			
1987	62	オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書採択	バブル景気 総合保養地地域整備(リゾート)法制定	Aquatic WILD 第2回国際キャンプ会議(ICF 発足)	
1988	63				自然生活へのチャレンジ推進事業-フロンティア・アドベンチャー事業-(10泊程度のキャンプ:文部省)
1989	64・平成1	ベルリンの壁崩壊	消費税導入		
1990	2	湾岸戦争、東西ドイツ統一			
1991	3			CEO(野外教育連合)発足	
1992	4	生物多様性条約、地球サミット開催「リオ宣言」、アジェンダ21			
1993	5		環境基本法成立	大統領諮問委員会「Education for Sustainability」	青少年自然体験活動推進事業(10泊以上:文部省)
1994	6				兵庫県立南但馬自然学校開校

	ヤックス自然学校 日本テレビ・スクスクスクール 長野県八坂村で山村留学始まる	「Outdoor」創刊
日本野外活動団体協議会	野外教育クラブ(94年有限会社ネイチャーセンター)	「バックパッキング入門」 「遊歩大全」
	日本児童野外活動研究所	
	日本初の民間の自然保護区(ウトナイ湖サンクチュアリ) 野外教育センター	「BE-PAL」創刊
	木風舎 動物農場(87年ホールアース自然学校) 聖マーガレット研究所(86年生涯教育研究所)	
山村留学普及協会発足	国際自然大学校	
	キープ協会環境教育事業	
	自然スクール TOEC	
	IOE 野外教育研究所	
第一回清里フォーラム(清里環境教育フォーラム実行委員会) 全日本山村留学推進連絡協議会発足	トムソーヤクラブ	「野外教育の理論と実践」
	アウトドアサポートシステム	「野外活動テキスト」
	日本アウトワード・バウンド・スクール 自然教育研究センター 野外教育事業所ワンパク大学	
日本環境教育学会	自然教育振興会(後の青少年野外教育振興財団) ネイチャーゲーム研究所(93年協会・97年社団法人) JEC(日本環境福祉協会) マザーアースエデュケーション	
	NEOS(北海道自然体験学校) 生態計画研究所	
Project Learning Tree 日本に紹介される 日本環境教育フォーラム(任意団体)	L.B.カヤックステーション エコクラブ ティーチングキッズ・トゥー・ラブ・ジ・アース ピッキオ	「日本型環境教育の提案」 「森林を生かした野外教育」
日本アウトドアネットワーク(JON)	屋久島野外活動総合センター 環境共育事務所カラーズ グリーンウッド遊学センター	「山村留学ガイド」
環境教育ネットワーク「千刈ミーティング」	P-MAC 野外教育研究センター ネイチャースキー研究所 人間科学研究所	「インタープリテーション入門」

1995	7		阪神・淡路大震災		こどもエコクラブ(環境庁) 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」施行(農水省)
1996	8		薬害エイズ		「青少年の野外教育の充実について(報告)」(調査研究協力者会議報告:文部省) 中教審第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(子どもに「生きる力」と「ゆとり」を)(文部省)
1997	9	地球温暖化防止 京都会議	環境アセスメント 法成立	Project Wet	野外教育企画担当者セミナー開始(国立青少年教育施設) 野外活動指導者文部大臣の事業認定 自然大好きクラブ事業開始(環境庁)
1998	10				子どもの「心の教育」全国アクションプラン (~2004)(文部省) 30泊31日キャンプ(文部省) 河川審議会川に学ぶ小委員会が「川に学ぶ」社会をめざして報告(建設省) 中央教育審議会答申に「山村留学」が記載 (文部省)
1999	11	世界人口 60 億人 突破	川崎・尼崎の両公害 訴訟和解、東海村 臨海事故		生涯学習審議会答申「生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ」(文部省) 子ども長期自然体験村(文部省) 「山村留学と国内ホームステイ等の実態についての調査研究報告書」(文部省) 河川審議会川に学ぶ小委員会が「川に学ぶ」社会をめざして報告(建設省) 中央森林審議会答申に「森林環境教育」明記(林野庁) 子どもパークレンジャー事業開始(環境庁・文部省連携)
2000	12		三宅島全島避難 指示		余裕教室を活用した地域ふれあい交流事業(通学合宿:文部省) 田貫湖ふれあい自然塾オープン(環境庁) 子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクトの実施(農水省) 教育のもり整備事業(林野庁) もりとのふれあい環境教育活動支援事業(林野庁)

自然学校宣言(シンポジウム)	プロジェクトアドベンチャージャパン 自然体験学校 WARERA 元気倶楽部(あぶくま自然大 学)	
自然が先生全国市民の集い 地球環境パートナーシッププラザ開設	くりこま高原自然学校	「自然の学校」 「センス・オブ・ワンダー」 「野外で変わる子どもたち」
日本野外教育学会 (社)日本環境教育フォーラム(JEEF) 第一回「野外教育全国フォーラム」 第一回全国アウトドアスポーツフェア(文部省体育 局)	自然アカデミー 足柄グリーンサービス野外教育事業部 オークビレッジ森の自然学校 アウトドアエデュケーションセンター	「アドベンチャーグループカ ウンセリングの実践」 「森の自然学校」
	木の実の森キャンプ(淑徳大学障害者キャンプ実習 場)	「自然の学校」 「自然体験活動の報告書・レ ポート・論文のまとめ方」 「ホワイトアウトの世界で」 「山村留学と学校・地域づく り」 「SOTOKOTO」創刊
日本体験学習研究会 第一回森林環境教育シンポジウム	湘南自然学校	
自然体験活動推進協議会(CONE) 第一回自然体験活動指導者青年ミーティング 「国際キャンプ会議」日本で開催 NCAJ 川に学ぶ体験活動協議会設立(RAC) 国内留学全国スタッフ交流会	GEMS ジャパン	「自然体験活動指導者のた めの安全対策読本」 「キャンプマネジメントの基 礎」 「森林環境教育プログラム事 例集」(2004年まで毎年)

2001	13	米中枢同時テロ			行政改革 国立青年の家・少年自然の家が独立行政法人化 環境教育推進室設置(環境省) 学校教育法・社会教育法の一部改正(奉仕体験活動, 自然体験活動等体験活動の充実)(文科省) 子どもゆめ基金の創設(民間団体の実施する体験活動への助成金交付:文科省・国立オリンピック記念青少年総合センター) 「森林・林業基本法」改正。「公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進」が明記
2002	14	ヨハネスブルクサミット	初の日朝首脳会談		「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」が決定 国有林において森林を環境教育のフィールドとするための「遊々の森」制度創設(林野庁) 海辺の環境教育と指導者養成を推進するために「海辺の自然学校」と「海辺の達人養成講座」を開始(国交省) 森林体験学習・山村留学推進議員連盟
2003	15	イラク戦争			「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(環境省)
2004	16				
2005	17	国連持続可能な開発のための教育の10年(~2014年)	愛・地球博		自然体験活動指導者のための海辺の安全対策マニュアル(案)を作成(国交省)
2006	18				

<p>野外教育(冒険教育)フォーラム(OBS主催)</p>	<p>CAOS(静岡県キャンプカウンセラー協会)NPO 法人</p>	<p>「野外教育入門」 「野外活動 その考え方と実際」 「自然学校を作るう」 「ワークショップ」</p>
<p>青少年自然体験活動全国フォーラム(国立オリンピック記念青少年・文科省) 河川環境管理財団に子どもの水辺サポートセンターを設立</p>		
<p>国連持続可能な開発のための教育の10年推進会議</p>		<p>「実践:自然学校運営マニュアル」</p>
<p>森のようちえん全国交流フォーラム</p>	<p>トヨタ白川郷自然学校 愛・地球博「森・里の自然学校」</p>	<p>「通学合宿・生活体験の勧め」</p>

引用文献

・佐藤 初雄 平野 吉直 川嶋 直 星野 敏男,「野外教育入門」,小学館,(2001年)

2.2.3. 日本における自然体験活動に係わる用語

自然体験活動に係わる用語については、日本でも様々な用語が使われています。以下にその代表的なものをいくつかあげてみました。

1 野外活動	11 アウトドアスポーツ	21 山村留学
2 野外運動	12 野外スポーツ	22 自然学校
3 野外教育	13 アウトドアレジャー	23 アウトドアスクール
4 自然体験活動	14 レクリエーション	24 公害教育
5 体験学習	15 生きる力	25 持続可能な開発のための教育
6 体験教育	16 総合的な学習	26 森林環境教育
7 自然保護教育	17 ゆとり	27 食農教育
8 自然教育	18 エコツーリズム	28 体験学習法（指導法）
9 環境教育	19 グリーンツーリズム	
10 冒険教育	20 ブルーツーリズム	

自然環境を背景にした活動には、多種多様な活動と内容がありますので、必然的にそれらの活動や内容を指す用語として、日本でも様々な用語が使われています。しかしながら、「自然体験活動」という用語が世間一般に広く使われ始めたのは、歴史的な流れの中ではごく最近のことと言っていいでしょう。

現在使われている自然体験活動の内容を表す用語として、これまで最も多く使われてきた用語が「野外活動」という用語です。もちろん今でもよく使われています。ただし、この「野外活動」という用語は作られた用語です。日本では1961年にスポーツ振興法という法律が作られ、この法律で野外活動を振興することが各都道府県に義務付けられました。その条文の中で「野外活動」という用語が公文として使われたのです。法律の中では野外活動の具体例として、キャンプやサイクリング、ホステリングなどが具体的に野外活動としてあげられました。つまり当初は、スポーツを振興するための方策としての野外活動であったわけです。このスポーツ振興法の解説文では「野外活動は、形式の整ったスポーツを除き、主として、自然を相手とした広々とした屋外で行なわれるレクリエーションあるいは、体育活動を指している」とされています。1955年～65年当時は、野外活動は主に青少年を対象に教育を目的として行なわれる自然の中での身体活動を中心とするものとして理解されていたことがうかがえます。これらの影響もあり、日本では、キャンプなどの自然の中での活動はどちらかというと体育・スポーツ関係の中で広まることとなり、その活動内容も身体運動的なものが多く取り入れられることになっていきました。ちなみに「野外運動」という用語は、この野外活動を身体運動学的な側面から研究分析する用語として捉えるとわかりやすいでしょう。

当初は青少年教育の目的や教育目標を達成するための手段として行われていた野外活動でしたが、青少年への振興のため、活動そのものが目的になる傾向もあり、やがて、1970年代に入り日本でも自然環境への意識が高まると、自然の中で大勢で行われる体育的、スポーツ的な野外活動に対して、自然環境への配慮や喧噪・騒音、踏圧問題などから批判が加えられることも多くなり

ました。これらの反省もあり、本来教育の手段としての野外活動であったことから野外教育という用語もこのころからよく用いられるようになっていきました。そして、この報告書にも述べられていますが、1996年に「青少年の野外教育の充実について(報告)」という報告書が出され、いわゆる公文として初めて「野外教育」という用語が使われ、その後、野外教育という用語も広く使われるようになっていきました。

また、この報告書の中の解説文で「野外教育とは、自然の中で組織的、計画的に、一定の教育目標を持って行われる自然体験活動の総称」であるとして、自然体験活動という用語も用いられました。さらに報告書では「なお、自然体験活動とは、自然の中で、自然を活用して行われる各種活動であり、具体的には、キャンプ、ハイキング、スキー、カヌーといった野外活動、動植物や星の観察といった自然・環境学習活動、自然物を使った工作や自然の中での音楽会といった文化・芸術活動などを含んだ総合的な活動である。したがって、野外教育は、自然体験活動を取り扱う教育領域であると位置付けることもできる」とも定義付けました。この報告書の影響もあり、野外教育とともに自然体験活動も親しみやすい用語として広く使われるようになっていきます。

また自然体験活動という用語が広く使われるようになるには、もちろん自然体験活動推進協議会(CONE)が設立された影響もありますが、それ以前、つまり1980年代から盛んに出現し始める自然学校の影響も極めて大きいものがあると考えられます(図解と年表を参照してください)。戦後の日本では、キャンプなどのいわゆる野外活動の多くは、YMCAやYWCA、ボーイスカウト、ガールスカウト、レクリエーション協会やキャンプ協会、修養団、子ども会連合会など、いわゆる青少年育成団体が中心になって進めてきましたが、1980年代に入ると、いわゆる民間自然学校が独立しはじめました。ホールアース自然学校や国際自然大学校、財団法人キープ協会環境教育事業部などです。これらの団体では、これまでの身体運動的野外活動とは違った環境教育的な視点を持った活動を自然学校として行い、また、いわゆる体験学習法という手法で指導を行うなど、それまでの野外活動とは違った内容、指導法での体験活動を行っていきました。これらの自然学校の多くはその活動を自然体験活動と称して行ってきました。その後も自然学校の独立や設立が続き、1996年には「自然学校宣言」シンポジウムが開催されたことをきっかけに更にその活動が広まり、このネットワークの形成がやがて自然体験活動推進協議会設立へと発展していきました。自然体験活動という用語と1980年代以降の民間自然学校の設立は深く連動しているように思われます。

2.2.4. アメリカにおける自然体験活動に係わる用語

これまで自然体験活動をめぐる全体的な動向を解説や図解年表で見してきました。ここでは、自然体験活動をめぐる様々な用語について、少し解説いたします。表1は、アメリカにおける自然に係わる野外教育や冒険教育、環境教育の分野で使われている様々な用語をアメリカの野外教育学者のC.E.Knapp教授が整理し、一覧にした表です。1999年に日本を訪れ、筑波大学の飯田稔教授(当時)と野外教育事情についての国際シンポジウムで対談した折に紹介されたものです。表の用語の冒頭に、その内容が理解できるような簡単な日本語訳を筆者がつけさせていただきました。正確な訳ではありませんが、おおまかなイメージがつかめるかと思います。

アメリカでこのように自然体験活動をめぐる様々な用語が出現してきた背景について、この表1の作者であるC.E.KNAPP教授は、「基本的にアメリカでは冒険教育と環境教育の大きな2つの流れがある」(P18,19 図8・9参照)ことに触れた上で以下のようにも語っています。「・・・環境教育がどう、野外教育がどう、ということよりも、むしろそこで行われていることや、その関係するものが社会のなかで何を伝えたいかというコミュニケーションの問題に関わってくるので、

私自身としては例えば、野外教育や環境教育に関係している言葉を集めてみたんですが、それでも63個もあったんですね。もっとあると思います。例えば、「環境馴化」(Acclimatization)なども1970年代始めにおこったのですが(執筆者注; アクリマティゼーションと呼ばれる自然の捉え方、自然と一体となり感性で自然を捉える方法や活動をスティーブ・ヴァン・メータ氏が提唱した)そういうのも入っていますし、冒険教育もあれば、冒険レクリエーションもあれば、キャンプ教育もあれば、チャレンジ教育もあれば、野外レクリエーション技術教育もあれば、学校教育キャンプなどきりが無い程あるんですね。定義もミックスしてくるわけですし、このような言葉が出てくるということは、教育者一人一人が自分のオリジナリティを主張したいがために、これは自分の考えでは である・・・と語ったことが、だんだん積み重なって行って、一つの定義となっているのであって、(著者注; 環境教育や野外教育ばかりでなく、それぞれ用語は異なっているけれども、やろうとしていることは)本当は一つなのではないでしょうか。」

また、C.E.Knapp教授と同じ時に来日された、野外教育学者Christine M. Cashel教授は「私は冒険教育の立場から野外教育を行っているので、個人の成長のためにやっています。どういう風に人と関わっていくのか、自分をどうやって知るのか、その手段として冒険的な要素の強い野外教育を行っています。社会は関係で存在するのですが、自己がどういう自己なのか、自己は人とどう関係しているのか。自己を知るためには環境、人、社会全て存在しているものに関係していること、それが基本だと考えています。環境教育などが、どこに属しているかが重要で、社会のニーズにどのように貢献するか、全体的な必要性に野外教育や環境教育がどのように貢献できるか、それが大切だと思います。たくさんの用語がある要因について、1つは、変化し続けているということですね。時代によって変えているところがあります。社会の流れと教育の中でのその学問の地位を確保するために名前を変える必要があることがあります。もう1つは、私個人の意見では、2つ(冒険教育と環境教育)はオーバーラップしているものなので、一つひとつをとってみると、環境教育で何を行っているかというと野外で行っているから野外教育なわけですし、野外教育で何をやっているかというとは自然や生態のことをやっていて、実は環境教育だったりするわけです。私個人ではオーバーラップされた、ミックスされたものであると思います。」と語っています。

アメリカでOutdoor Education(野外教育)という用語が使われ始めたのは、1940年代の半ばころからでした。もともとのこのOutdoor Educationはそれまで使われていたCamping EducationやNature Education等が学校教育の中に導入され野外教育となっていくとされています。そのような背景もあるため野外教育という用語には最初から冒険・体験教育的な要素と自然・環境教育的な要素が含まれていたと考えてよいと思います。また、Outdoor Educationの解説文として良く使われるのが、Education in about and for the outdoors というものです。アメリカの環境教育の流れは、極端な言い方をすれば、野外教育と言われていた教育の中のEducation in the Outdoorsの要素が強くなり、やがて自然そのものについて学ぶEducation about the Outdoors的な内容に移行し、野外教育のなかでも環境教育的な要素や自然教育的な要素が強まり、1960年代から70年代に入ると、完全に環境教育Education for the Outdoorsの要素が強くなっていき、野外教育とは別に環境教育と独立して表現されるようになっていきました。環境教育は、ご存じのように現在では人種問題から経済格差まで、あらゆるものを含んだ教育となっていくと考えてよいと思います。それでもなお、アメリカの研究者の中には、環境教育には依然として冒険・体験的要素があるとしてOutdoor/Environmental Educationという風に表記する研究者もいます。

表1 アメリカの野外教育をめぐる用語 (C.E.KNAPP 教授)

- | | |
|--|---|
| 1. 環境馴化 (Acclimatization)アクリマティゼーション | 33. 「環境マネジメント教育」(Integrated Environmental Management Education) |
| 2. 冒険教育(Adventure Education) | 34. 統合的野外教育 (Integrated Outdoor Education) |
| 3. 冒険レクリエーション(Adventure Recreation) | 35. 自然解説 (Interpretation) |
| 4. 地域生態教育(Bioregional Education)または地域生態系教育 | 36. 生活史(Living History) |
| 5. キャンプ教育(Camping Education) | 37. 水辺教育 (Marine or Aquatic Education) |
| 6. チャレンジ教育(Challenge Education) | 38. 自然教育 (Nature Education) |
| 7. 自然保護教育(Conservation Education) | 39. 自然解説 (Nature Interpretation) |
| 8. 関係学習(Contextual Learning) | 40. 自然レクリエーション (Nature Recreation) |
| 9. 文化(地域文化)ジャーナリズム(Cultural Journalism) | 41. 自然学習 (Nature Study) |
| 10. 地球教育(Earth Education) | 42. 屋外教育 (Out-of-Door Education) |
| 11. 総合的野外教育(ECO Education) | 43. 「野外冒険活動」(Outdoor Adventure Pursuits) |
| 12. 生態学教育(Ecological Education) | 44. 野外教育 (Outdoor Education) |
| 13. 野外における、野外のための、野外についての教育 (Education In, For ,And About The Outdoors) | 45. 野外倫理教育 (Outdoor Ethics Education) |
| 14. 教室の外での教育(Education Outside the Classroom) | 46. 野外体験教育 (Outdoor Experiential Education) |
| 15. 教室の越えた・教室外教育 (Education Beyond the Classroom) | 47. 野外体験トレーニング (Outdoor Experiential Training) |
| 16. 持続可能な生活のための教育(Education for Sustainable Living) | 48. 「野外活動」アウトドア・パースーツ (Outdoor Pursuits) |
| 17. エネルギー教育(Energy Education) | 49. 野外レクリエーション (Outdoor Recreation) |
| 18. 統合的内容としての環境(Environment As An Integrating Context) 複雑系を包含した環境教育 | 50. 野外技能教育 (Outdoor Skills Education) |
| 19. 環境教育 (Environment Education) | 51. 野外環境教育 (Outdoor-Environmental Education) |
| 20. 環境教育(Environmental Education) | 52. 「人と環境の相互関係教育」 (Person-Environment Relationship Education) |
| 21. 持続開発可能な教育(Environmental Education For Sustainability) 「持続開発可能性をめざした教育」 | 53. 「地域に根ざした教育」(Place-Based Education) |
| 22.環境解説(Environmental Interpretation) インタープリテーション | 54. レクリエーション教育(Recreation Education) |
| 23. 「環境(保護)と(地域)開発教育」 (Environmental and Development Education) | 55. 「宿泊型野外教育」 (Resident Outdoor Education) |
| 24. 環境科学教育 (Environmental Science Education) | 56. 資源管理 (Resource Management) |
| 25. 環境生態学教育 (Environmental-Ecological Education) | 57. 資源利用教育 (Resource -Use Education) |
| 26. 環境化教育(Environmentalized Education) | 58. 学校キャンプ (School Camping) |
| 27. 探険学習(Expeditionary Learning) | 59. 科学技術社会教育 (Science-Technology-Society(STS) Education) |
| 28. 体験学習(Experiential Learning) | 60. 奉仕学習 (Service Learning) |
| 29. 体験教育(Experiential Education) | 61. 「持続可能な開発のための教育」 (Sustainable Development) |
| 30. 「フォックスファイアープログラム」(Foxfire Approach) 環境学習の教材の一つ。Foxfire はきつね火 | 62. ウィルダネス教育 (Wilderness Education) |
| 31. 「グローバル教育」(Global Education) | 63. 地球システム教育 (Earth System Educati Education) |
| 32. 地球環境変化教育 (Global Environmental Change Education) | |

2.3.個別動向

2.3.1.学校教育における動向

(1)小中学校の集団宿泊学習

これまで学校では、「林間学校」「集団宿泊学習」「自然教室」「セカンドスクール」などの名称で、集団宿泊学習が広く実施されてきました。小中学校が行う自然体験活動の典型的な例と言えるでしょう。これらのほとんどは、1泊か2泊の宿泊を伴い、学年単位で、少年自然の家や青年の家などの青少年教育施設を利用して行われてきました。

なお、集団宿泊学習の多くは、教育課程上、特別活動の学校行事（前・現行の学習指導要領とも、小学校では遠足・集団宿泊的行事、中学校では旅行・集団宿泊的行事）に位置付けて実施されてきました。

(2)自然教室推進事業と集団宿泊学習の長期化

1984年度から開始された文部科学省（当時：文部省）の国庫補助事業「自然教室推進事業」によって、小中学校が実施する集団宿泊学習に変化がみられるようになりました。

それは、第一に集団宿泊学習の期間が延長されたことです。この補助事業では、「期間は原則として1週間（5泊6日）程度であるが、4泊5日、3泊4日も対象となりうる」とされており、これによって、3泊4日以上集団宿泊学習を実施する小中学校が増加しました。全国で毎年、約1,000～1,600校がこの自然教室を実施してきました。

第二に、「年間の教育計画に位置付け、教科等の授業を含むものとする」ことによって、集団宿泊学習を特別活動の学校行事として位置付けるだけでなく、教科等の授業を含んで集団宿泊学習が実施できるようになりました。具体的には、理科や社会科等の教科の授業時数を集団宿泊学習の中に適切に組み込むことが可能になったのです。

また、地方自治体独自でも、長期の集団宿泊学習に対して支援をするようになってきました。例えば、兵庫県では、県下の全小学校5年生を対象にした5泊6日の「自然学校」を、これまで18年間継続して実施しています。この他、東京都武蔵野市や東京都江戸川区などの公立小中学校でも、5泊から6泊程度の比較的長期の集団宿泊学習を実施しています。これらの学校では、自然教室推進事業と同様に、教科の授業時数を集団宿泊学習の中に取り入れる工夫をしています。

さらに、文部科学省では、2004年度から、委託事業「豊かな体験活動推進事業」の一環として「長期宿泊体験推進校」の指定を始めました。2004年度には、全国88の小中学校が、1週間程度の「長期宿泊体験」を行っています。

(3)学校週5日制と集団宿泊学習

こうした長期の実施事例がある一方で、全国の小中学校では、集団宿泊学習の期間を縮小する学校や、取り止める学校も増加しました。これは、引率教員の労務や児童・生徒からの経済的負担の軽減といったことも要因と考えられますが、学校週5日制の実施が最も大きな要因であると思われます。学校では、1992年9月から第2土曜日が休業日となり、1995年4月からは第2・第4土曜日が休業日となりました。しかしながら、教育課程が改訂されないまま、この学校週5日制が導入されたため、学校では授業時数の運用を工夫改善する必要が生じました。いくつかの学校では、学校行事の精選という理由で、集団宿泊学習の期間の縮小や取り止めという現象が起りました。また、前述した「自然教室推進事業」は、1997年度をもって終了しました。そのため、それまでこの補助を受けて3泊4日以上自然教室を実施していた学校のいくつかは、期間を縮小するという現象も起りました。

2002年度には、学習指導要領が改訂されました。同時に、土曜日が全て休業日となる完全学校週5日制となりました。全ての土曜日を休みにした上に、「総合的な学習の時間」が設置されたことで、相対的に各教科、道徳、特別活動の授業時数が削減されました。具体的に特別活動は、小学校4～6年生で、70時間から35時間に、中学校1年生で、35～70時間であったものが35時間になりました。特別活動だけに位置付けて集団宿泊学習を実施することは、これまで以上に難しくなってきたと考えられます。

(4) 学校における自然体験活動

学校における自然体験活動は、前述した集団宿泊学習に限るものではありません。様々な教科の中で、自然体験活動を取り入れてきました。例えば、小学校1・2年生の「生活科」において、木の実や木の葉を集めて工作をしたり、農家の協力を得てさつまいもを栽培して焼き芋にして食べたりする活動などが挙げられます。また、学校の裏山の森林を調査して森林資源の大切さを学んだり(小学校5年生社会)校庭にある樹木を観察してそのつくりや働きを理解したり(中学校1年理科)するなど、自然を教材にした体験的学習として自然体験活動に取り組んできました。

そして、現在の教育課程では、新しく「総合的な学習の時間」が設けられました。この「総合的な学習の時間」は、今日的な課題を題材にして、児童・生徒が課題を持って、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組む時間であるとされています。取り扱う内容としては、国際理解、情報、環境、福祉・健康といった課題が例示されていますが、どのように授業を展開するかは、学校の創意工夫に委ねられています。

学校の自然体験活動は、学校行事としての集団宿泊学習や自然を教材にした各教科での体験学習に加え、「総合的な学習の時間」の中でも広く取り扱われるようになってきています。例えば、身近な河川での自然体験活動を通して環境問題を考える学習、森を育て森を守る作業を通してのボランティア活動、田んぼのカエルやザリガニを観察してその記録をホームページとしてまとめる学習、自然の中での課題解決ゲーム等を通してコミュニケーション能力の育成を図る学習など、多様な自然体験活動が「総合的な学習の時間」として各地で実施されています。

(5) 集団宿泊学習の新たな動向

学校で行われる自然体験活動は、前述したように各教科や「総合的な学習の時間」でも広く取り扱われていますが、その中核は集団宿泊学習です。以下、集団宿泊学習の新しい取り組みの動向を紹介します。

第一に、教育課程上の位置付けについてです。集団宿泊学習を特別活動だけに位置付けて実施することが難しくなってきたため、特別活動を軸としながらも、「総合的な学習の時間」や各教科を適切に関連させた集団宿泊学習が実施されるようになってきました。

第二に、修学旅行の変化です。これまで学校の修学旅行は、比較的遠方に出かけ、名所・旧跡を見学しホテルや旅館に宿泊というケースが一般的でした。その一方で、集団宿泊学習は、比較的近隣の少年自然の家等に宿泊して自然体験活動を実施するというケースです。ところが、近年はこうした区別を付けづらいケースが出てきました。1970年代後半から急速に広まった高等学校のスキー修学旅行は、その典型的な事例です。しかし、このスキー修学旅行は、1990年頃を境に減少傾向にあります。近年は、自然体験活動を修学旅行の一つのプログラムとして取り入れたり、自然体験活動を主体にした修学旅行を実施したりする学校が増加しつつあります。

第三に、実施形態の変化です。集団宿泊学習は、学校行事として当該学年が同じ活動を一齐に実施するのが一般的です。最近では、クラスでの実施や、農家に分宿して宿泊した農家ごとに異

なった体験活動を実施する学校が出てきました。

最後に、NPO法人等の民間指導者の参画です。自然体験活動の指導を提供できる民間団体が全国各地に出現しています。こうした団体の専門的な技能を備えた指導者が、学校の集団宿泊学習の指導を教員と共に担う事例も増加しています。

2.3.2. 青少年教育施設における動向

(1) 青少年教育施設の概要

全国に、青少年の健全な育成を図る教育施設として、青少年教育施設が設置されています。青少年教育施設は、大きく「青年の家」と「少年自然の家」に分けることができますが、施設によっては、青年の家、青少年センターなどの名称を使っている所もあります。

また、設置者別では、国立と公立（都道府県立、市町村立、組合立）に分類することができます。

青年の家は、主に青年層を対象とした施設であり、都市部にある非宿泊型の施設と、比較的自然環境に恵まれた場所に設置されている宿泊型の施設があります。宿泊型の青年の家は、文部科学省社会教育調査によれば、2002年度現在、全国に221ヶ所設置されており、年間256万人に利用されています。

少年自然の家は、主に義務教育課程の児童・生徒を対象とした施設で、その名の示すとおり、豊かな自然環境の中に設置されている宿泊型の施設です。文部科学省社会教育調査によれば、2002年度現在、少年自然の家は全国に325ヶ所設置されており、年間399万人に利用されています。

(2) 青少年教育施設の特徴

自然体験活動が実施できるこれら青少年教育施設は、あまり他の国では見られない日本特有の施設です。宿泊型の青年の家及び少年自然の家とも、おおむね100人から500人程度の宿泊ができ、多くの施設が、キャンプ場、野外炊事場、登山道、ハイキングコース、オリエンテーリングコース、キャンプファイヤー場等を備えています。この他、スキー、カヌー、カッター、磯遊び、自然観察、自然物を使った工作など、立地条件を生かした各種の自然体験活動が実施できます。青年の家と少年自然の家の違いは、青年の家が、どちらかという研修施設やスポーツ施設が少年自然の家に比べて整っているに対し、少年自然の家は、自然体験活動の施設・設備が青年の家に比べて充実していることです。

青少年教育施設の事業は、学校や社会教育団体等が施設を利用する「受入れ事業」と、施設自ら事業を企画して参加者を募る「主催事業」があります。

青少年教育施設には、大きく分けて指導系の職員と管理系の職員がいます。指導系職員は、利用者への指導や事業の企画・運営を主に担当し、管理系職員は、庶務や会計などを主に担当します。職員数は、施設規模によって大きく異なります。国立青年の家や国立少年自然の家、大規模（宿泊定員が400～500人）な公立施設は、指導系職員と管理系職員（いわゆる正職員）が20名程度いる一方で、5名程度で運営している公立施設も少なくありません。なお、青少年教育施設には、正職員に加え、事務や事業の補佐を担う非常勤の職員や、非常勤講師・施設ボランティア、食堂・清掃・ボイラー・警備などの業務委託を受けた民間の職員も働いています。

(3) 青少年教育施設の民営化

青年の家や少年自然の家は、近年民営化が図られています。公立施設のいくつかは、これまで都道府県が認可（あるいは出資して設立）した公益法人等に管理運営を委託する施設がありまし

た。最近では、民間団体に「指定管理者制度」によって施設の管理運営を委託する公立施設が増えてきました。これは、2003年9月に地方自治法が改正され、地方自治体の出資法人等に対して公の施設の管理を委託する従来の「管理委託制度」から、出資法人以外の民間団体で、地方自治体が指定する「指定管理者」に管理を代行させる「指定管理者制度」へと制度が転換されたことによります。

また、これまで文部科学省の直轄であった国立青少年教育施設においても、国立オリンピック記念青少年総合センター、全国13ヶ所の国立青年の家、全国14ヶ所の国立少年自然の家が、2001年4月からそれぞれ3つの独立行政法人となりました。この3法人は、2006年4月には統合され、一つの独立行政法人となります。

(4) 青少年教育施設の新たな動向

青少年教育職員の採用

青少年教育施設の職員は、これまで、指導系職員は学校教員から、管理系職員は一般公務員から、人事異動によって採用されてきました。そのほとんどは、3年程度のローテーションで人事異動がなされてきました。この人事制度は基本的に現在も継続していますが、近年、職員の採用において変化が見られるようになってきました。

それは第一に、国立青少年教育施設において、民間から専門家を登用するようになったことです。これは、1996年の「青少年の野外教育の充実について(報告)」で、国立青少年教育施設における専門家の積極的な確保が提言されたことによると思われます。第二に、国立青少年教育施設が独立行政法人になり、また公立施設も民間団体等に施設の管理運営を委託するところが増えてきたことです。そのことによって、これらの施設では、法人独自で職員を採用するようになってきました。若い有能な職員を採用し、長い間施設で働きながら施設プロパーとして養成していく体制ができつつあります。

事業の質的向上

1996年の「青少年の野外教育の充実について(報告)」が提出されて以来、国立青年の家・国立少年自然の家を中心に、青少年教育施設の主催事業に質的な変化が顕著に見られるようになりました。具体的には、体験学習法を取り入れるなど、高い教育成果が期待できる青少年対象の事業が広まったこと、多様な体験活動プログラムが開発・実施されるようになったこと、長期の自然体験活動事業が普及したこと、不登校の児童・生徒、ひきこもり・非行の青少年、幼児等の低年齢の子ども、母子家庭の親子など、特殊な教育課題を有する対象に配慮した自然体験活動事業が推進されるようになったこと、などが挙げられます。

この変化は、第一に、「青少年の野外教育の充実について(報告)」の提言を受け、国立施設が、民間の野外教育・環境教育団体と協力して実施した「野外教育企画担当者セミナー」の影響が大きいと考えられます。このセミナーは、1997年～2002年まで全国各地の国立施設で実施され、数多くの国公立青少年教育施設職員が民間の指導者とともに、体験学習法を基本とした野外教育の企画・運営について学びました。充実した研修事業が実施されたことによって、施設職員の資質向上が図られ、青少年教育施設の事業の質的向上に反映したと思われます。第二に、外部評価の導入です。特に、国立青少年教育施設は、それぞれ独立行政法人化したことにより、5年間の中期目標や、それに基づいた年間計画が適切に遂行されているかどうかを、文部科学省に設置された評価委員会による外部評価がなされるようになりました。この外部評価がきっかけとなって、国立青少年教育施設は、各施設が実施していた従来の事業を法人全体として見直す機会となり、現代的課題に対応した事業を体系的に実施できるようになったと考えられます。また同時に、そ

れまで以上に、各施設における事業の自己点検・自己評価が定着し、評価や点検内容を事業の改善にフィードバックされるようになったことが、事業内容の質的向上につながったと考えられます。

【引用・参考文献】

- ・文部科学省，「平成 14 年度社会教育調査報告書」，(2004)
- ・文部科学省，青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議，青少年の野外教育の充実について(報告)」，(1996)

2.3.3.文部科学省における動向

(1)「青少年の野外教育の充実について(報告)」報告書 10 年の再評価

前の節でも触れられていますように、1995 年「青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議」(座長 飯田 稔氏)が設置され、翌 1996 年、その会議で検討された内容が「青少年の野外教育の充実について(報告)」(報告書)として出されました。この報告書は、日本の野外教育の現状や課題を詳しく分析し、その後の振興方策や具体的提案をまとめたもので、それまでの日本にはあまり例のない具体的な内容の報告書でした。報告書では、日本の野外教育を振興するための課題を大きく以下の五つに分類しました。

- 1) 野外教育プログラムの充実と開発
- 2) 野外教育指導者の養成や確保
- 3) 野外教育の場の整備と充実
- 4) 野外教育の安全確保や安全教育(リスクマネジメント)
- 5) 行政の支援と調査研究の充実

そして、この五つに分類した課題の解決策やその後のあるべき振興方策の方向性と具体的提案を詳細にわたり明確に打ち出しました。

その後、この報告内容を受け、野外教育振興に係わる様々な試みや企画が実行に移されていったことは前述のとおりです。特にその後開かれた野外教育全国フォーラムや全国の青少年教育施設を中心に行われた野外教育企画担当者セミナーがその後の日本の野外教育に与えた影響は大きなものがありました。野外教育全国フォーラムは、それまで日本では見られなかった民間のプロの人たちと行政や施設の専門職員、野外教育研究者等の多くの人にとって出会いと交流、情報交換の場となり、そこから様々なつながりやネットワークも形成されていきました。また全国規模で展開されていた野外教育企画担当者セミナーは、同じような出会いと情報交換が行われるとともに、ここでは質の高い企画や指導法をともに学び全国に広めていく機会となり、日本の野外教育、環境教育も含めた自然体験活動全般の質の向上に大きく寄与することとなりました。この他にも全国的な規模の研修会やワークショップなどが数多く行われるようになっていきました。報告書がその後の日本の野外教育・自然体験活動全般に与えた影響は極めて大きいものがあったと言えます。もちろんこの報告書が出される前の動きとして、環境教育系の指導者がネットワークを作るきっかけになった 1987 年の清里フォーラムや野外活動や冒険教育系の指導者が 1993 年にジャパンアウトドアネットワーク(JON)を形成したことがその後の大きな流れになっていたことは言うまでもありません。

また、野外教育プログラムに関しては、報告書が出された後も、不登校児童生徒はもとより、ひきこもりや非行、ニート等を対象としたプログラムや森林療法的プログラム等が実施されるなど、現代的課題に対応した多様なプログラムが開発され続けています。

この他、報告書が出された後に起きた大きな出来事としては、特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されたことをあげることができるでしょう。自然体験活動に係わる団体の多くがこの法律によりNPO法人を取得し、団体・組織として社会に認証されやすくなりました。また、2003年の指定管理者制度の制定も大きな影響を及ぼしています。これは現在も進行中ですが、今後多くの公的な青少年教育施設が指定管理者制度のもとでその運営を民間に委託することも多くなるものと思われ、その行方に注目が集まっています。さらに、年表からもわかる通り、民間の自然体験活動団体の設立も引き続いて行われており、2005年(平成17年)には、トヨタ白川郷自然学校、NPO法人蓼科・八ヶ岳国際自然学校、NPO法人浅間山麓国際自然学校などが相次いで設立されました。

最近の自然体験活動の傾向、特徴としては、対象年齢が低年齢化していることが挙げられます。青少年ばかりでなく生涯学習的な視点から様々な対象年齢、プログラムが提供されるようになってきているといつてよいでしょう。

この「青少年の野外教育の充実について(報告)」の報告書が出された後(5年間)の、我が国の野外教育振興の評価については、この報告書を作成した協力者会議の座長でもあった飯田稔氏自身によりなされ、その評価結果が2001年度の野外教育全国フォーラムの基調講演で報告されています。詳しい内容については「青少年野外教育全国フォーラム」報告書平成13年度(http://nyc.niye.go.jp/sponsored/13yagai_top.htm)を参照してください。ここでは、飯田氏の行った評価も含めてその後の5年間の中でも特徴的なものを若干加えました。

(2) 文部科学省の事業支援や補助金

次に、文部科学省の自然体験活動に係わる施策を紹介し、自然体験活動と行政支援のあり方について考えてみます。以下の一覧は、自然体験活動に係わる文部科学省による(1)補助金事業の推移と(2)2006年度の学校や社会教育における自然体験活動推進の施策一覧です。

(1) 補助金事業の推移

自然体験活動への行政の支援(文部科学省 補助金事業の推移)

- | |
|--|
| 1. 1988年度～1992年度 自然生活へのチャレンジ推進事業
- フロンティア・アドベンチャー事業 -
テーマ：冒険 期間：10泊程度 |
| 2. 1993年度～1996年度 青少年の自然体験活動推進事業
テーマ：冒険・環境・リフレッシュ 期間：10泊程度 |
| 3. 1997年度～1998年度 青少年の野外教室モデル事業
テーマ：冒険・環境教育・リフレッシュ・勤労体験・科学・地域文化・健康作り 期間：1週間程度 |
| 4. 1999年度～2001年度 子ども長期自然体験村(委嘱事業)
テーマ：自然体験・環境学習・農作業等の勤労体験・スポーツやレクリエーション・農家・ユースホステル 期間：2週間程度 |
| 5. 2002年度～2004年度 青少年長期自然体験活動推進事業
テーマ：冒険・環境教育・リフレッシュ・農林漁業体験・社会奉仕体験
期間：2週間程度 |

(2) 2006 年度に文部科学省が予定している自然体験活動関連の事業

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 学校教育における自然体験活動の推進に関する施策
 「豊かな体験活動推進事業」2) 社会教育における青少年の体験活動の推進に関する施策<ol style="list-style-type: none">1 「青少年の自立支援事業」2 「省庁連携子ども体験型環境学習推進事業」3 「子どもゆめ基金事業」3) 体験活動の推進体制の整備<ol style="list-style-type: none">1 「省庁連携による子どもの体験活動の場の整備」2 「国立青少年教育施設における自然体験活動等の機会と場の提供」 |
|---|

1988 年の「自然生活へのチャレンジ推進事業」はその後の日本の自然体験活動の有り様を大きく変えたといっても過言ではないでしょう。長期的な事業への補助が行われたことで、たとえば、それまで我が国のキャンプでは、長くて 3 泊 4 日程度のキャンプ活動が一般的でしたが、この補助をきっかけに全国各地で 10 泊以上のキャンプ等が普通に見られるようになり、またそれに伴い、キャンプのプログラムの内容や企画に対する考え方、指導方法や指導者養成、安全対策など様々な面で日本の自然体験活動全体を根本的に見直すきっかけとなっていきました。後の環境教育系の民間団体の台頭と野外・冒険活動系の民間団体の台頭とネットワーク化、さらには両者が一体となって、自然体験活動振興の動きや野外教育振興の動きへと発展し、それがまた現在の新たな行政支援の下地を作っていくことになるきっかけの一つでもありました。同時にこの長期自然体験活動は様々な研究の対象にもなり、野外教育学会の「野外教育研究」を始めとする研究誌にこれらの体験活動がもたらす教育的な効果が様々な視点から実証されていくこととなりました。(なお、学校教育で、1984 年から始まった「自然教室推進事業」は、小・中学校が行う 3 泊～5 泊の宿泊を伴う野外教育活動に補助を出す制度で、相当数の小中学校が実施し、この事業もその後の学校が行う自然体験活動に大きな影響を及ぼしました)

(3) 支援事業の定着化を促す仕組み作りの必要性

先に述べた、「自然へのチャレンジ推進事業」(1988 年～1992 年)や「自然教室推進事業」(1984 年～1997 年)また「青少年の野外教育の充実について(報告)」(1996 年)は、その後の日本の野外教育や自然体験活動のあり方に極めて大きな影響を及ぼすことになり、その意味では、極めて有効な施策であったということが言えます。この二つの推進事業は日本に長期の宿泊体験活動を定着させることになりました。またそれによって、学校教育や社会教育が主催する宿泊学習などに、民間人も含めて自然体験活動に係わる指導者が関与するきっかけを作ることになりました。また報告書は、前にも述べましたようにその後の日本の野外教育全般の有り様を大きく変えていくことになり、その動きは現在も続いています。

その後も、行政的な支援は続いて行われており、次年度平成 18 年度の支援予定は上記の通りとなっています。しかしながら、広い視点で日本の自然体験活動全般の行政支援の有り方を眺めて見ますと、まだまだ、たくさんの大きな課題を抱えています。

一番の課題は、行政に予算が付き、各地での活動に補助を行っても、その補助が続く数年間は、補助の元での活動も行われていきますが、補助が一端打ち切られた途端に、活動そのものも消滅してしまうという例が後を絶たないということです。最初は国がモデル的に先導して事業を実施

し、その後、その事業が地域に根付いていくように国の方では指導してはいますが、実態を眺めてみますと実際には地域に根付いていかないという実情もあります。

日本の自然体験活動の振興については、予算の不足や指導者の不足、連携不足なども指摘されていますが、日本の将来にとって、あるいは日本の子どもたちにとって本当に有効な事業が全国に展開され、その事業が本当に継続して地域に根付いていくためには、どうすればよいのか、行政、教育委員会、民間団体、研究者等が一堂に会して真剣に議論する時期に来ているように思われます。そして、予算が不足しても継続させることが可能な新しい仕組み作りが求められています。

2.3.4.指導者育成の動向

自然に係わる活動の指導者には環境学習的なものから冒険活動的な指導者まで、じつに様々な指導者が存在しています。ここでは、主にそれらの中から、環境教育や環境学習推進等に係わる自然体験活動を指導する指導者の養成を行っている団体や組織、大学などの例を紹介しています。各種の野外活動や冒険・チャレンジ的な活動、スキーや登山等の指導者養成システム等についても、その一部について簡単に触れてありますが、日本全体の全ての養成組織や養成制度を網羅してあるわけではありません。あらかじめお断りしておきます。

(1) 大学における指導者育成カリキュラム

東京農業大学や大妻女子大学などでは、自然体験活動指導者としてのアマチュア入門コースを2単位程度で設置しています。また、プロの指導者育成としてのカリキュラムを設置している大学はまだ少ないのですが、以下に、主な3つを紹介します。

筑波大学 野外運動研究室

筑波大学体育専門学群「野外運動研究室」は、1964年東京教育大学・野外運動研究室をルーツとします。学部のカリキュラムは野外教育論、野外運動方法論演習などを柱とし、3年次には「キャンプ実習(宮城県)」「水辺実習(沖縄県)」「雪上実習(長野県)」の3つの実習を行います。また、キャンパス内にある「野性の森」では、実習の一環としてキャンププログラムが本格的なスタイルで提供されます。大学院としては、修士課程体育研究科(2年)、博士課程体育科学研究科(5年)があります。

野外運動専攻の学群生と大学院生は、小学生から高校生までの子どもたちを対象としたキャンプ「花山キャンプ」(夏休みに実践)などで、キャンプカウンセラーや本部スタッフ(プログラムディレクター、食料係など)を経験することを通して、野外教育の実践力を身につけることができます。

青森大学大学院 環境科学研究科

1999年、青森大学に修士課程の大学院環境科学研究科が新設され、環境教育学専攻が置かれました。定員は1学年につき10名の計20名。2003年には「青森大学自然学校」を開校しました。大学院生を対象としたプロの自然系環境教育指導者養成の他に、一般を対象としたアマチュア自然環境教育初級指導者の養成、および十和田八幡平国立公園で行われる自然環境教育プログラムの提供を目的として展開しています。大学院生は自然学校の運営と指導に携わることにより、職業トレーニングを積みます。

開設科目において、自然体験活動指導者・育成コースの選択者は、「環境学概論」「自然保護論」

「自然環境教育基礎理論・実習」「環境市民生活活動論」などを履修します。また環境教育学演習では、幼稚園から高校生までの自然環境教育プログラムへの参加や、関連文献の研究に重点が置かれます。一連の活動から各自が興味あるテーマをとりあげ、修士論文を作成します。

北海道大学大学院 地球環境科学研究科

2002 年度より地球環境科学専攻地球生態学講座に、「自然ガイド・環境保全指導者コース」が新設されました。野外での環境教育や自然環境の保全を目指す NGO、NPO 活動で指導的な役割を果たすことを目指す人々の教育を目標としています。定員は毎年 5 名程度。基礎的な知識を得るための講義・実習などに加え、野外・室内での実習やセミナー、ディスカッション、ワークショップなどが随時行われ、プロのガイドが行う自然ツアーへの参加、自然環境の保全を目指す NGO、NPO の活動も、多様な授業の一環として位置付けられています。また、本コースは北海道が認定するアウトドア資格制度の人材育成機関として登録されており、修了者は、自然ガイド資格試験の筆記試験が免除されます。主な研究テーマは、高山を主たる対象とする山岳環境、山岳国立公園の管理、エコツーリズム、野生生物のハビタットの地形的・景観的解析、河川環境の管理、地形・植生の人為的改変に係わる環境変化などです。

(2) 公的な上級指導者育成プログラム

岐阜県立森林文化アカデミー

専修教育・学習部門には、「森と木のクリエイター科」および「森と木のエンジニア科」があります。

「クリエイター科」には、「森林文化」を中心に 4 つの専門科目（森林林業、地域計画・環境教育、木造建築、ものづくり）があります。少人数で専門に特化した内容を体系的に学習するための研究会を設け、地域に密着した実践的な活動(プロジェクト)を行い、より深く専門分野を掘り下げ、高度な専門知識と実践力を養います。入学後 1 ヶ月間の概論講義期間を経て、それぞれの研究会へ分属し、その後は研究会の特徴を生かした講義、実習が始まります。また、「エンジニア科」は、2 つの専門科目（「森のコース」「木のコース」）から成ります。平成 18 年より「環境のコース」が開設予定。

北海道アウトドア資格制度

「個人資格制度」と「優良事業者登録制度」から成ります。

「個人資格制度」は、北海道でアウトドアガイドとして活動する者が身につけるべき最低限の知識と技術を網羅する「基礎的分野」と、アウトドア事業分野ごとに求められる知識、技術を盛り込む「専門分野」の 2 層構造とし、双方の取得により当該分野に関するガイド資格を認定します。基礎分野では、「アウトドア関連法令」「リスクマネジメント」「コミュニケーション技術」「自然の理解・配慮」「北海道に関する知識」「ガイドの責任・役割・求められる資質」などが求められます。また、専門分野は、登山（夏山、冬山）、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディングがあり、レベルは 2～3 段階（マスター、ガイド、ジュニア）に分かれます。

一方、「登録事業者制度」は、アウトドア事業者が、道が定める基準以上のガイド資格取得者を配置し、申請を行った場合に「登録事業者」として登録されるものです。いずれも、資格の有効期間は 2 年間です。

(3) 民間団体における指導者育成カリキュラム

野外活動指導者

社団法人日本キャンプ協会、財団法人日本ユースホステル協会、社団法人日本オリエンテーリング協会、財団法人日本サイクリング協会などの野外活動の指導者資格制度を財団法人日本レクリエーション協会と連携し、共通カリキュラムで行なっているものです。それぞれ、ディレクター2級、ディレクター1級があります。2005年度までは、文部科学大臣事業認定、「社会体育指導者の知識技能審査事業」として実施されていたものですが、ご存じのように行政改革のため、国内のこれまでの多くの資格の大臣の事業認定制度は全て終了となりました。今後については、まだ方向性は示されておりません。野外活動の資格については、大臣事業認定ではなくなりますが、この枠組みと指導者養成制度自体は、このまま残り、これからも連携した資格制度、カリキュラム内容で継続実施されていく予定になっています。

また、これらの多くの団体は、高等教育機関の大学や専門学校との課程認定校としての連携も行われていて、学校の授業が各団体との共通カリキュラムで実施されることで、指導者資格が取得できる仕組みになっています。

自然体験活動(CONE)リーダー養成講座(NPO法人 自然体験活動推進協議会)

野外活動、冒険教育、野外レクリエーション、環境教育など様々な分野や地域で自然を舞台に活動してきた団体が集まって生まれたNPO法人自然体験活動推進協議会(通称CONE:コーン)による指導者登録制度です(巻末資料参照)。各団体独自のカリキュラム(CONEで定める一定基準に合わせた共通カリキュラムを含む)を基に研修を行い、研修を終えた者を自然体験活動リーダー(CONEリーダー)として、団体を超えた枠で登録し広く公開するというものです。現在、ジュニアリーダー、CONEリーダー、CONEインストラクター、CONEコーディネーター、CONEトレーナー1種・2種について、それぞれのカリキュラムが定められており、約16,000名が登録されています。共通カリキュラムの主な内容は、「自然体験活動の理念」「自然の理解」「自然体験活動指導法」「参加者理解」「自然体験活動の基礎技術」「安全対策」「プログラムづくりの基礎」などです。

自然学校指導者養成講座(社団法人 日本環境教育フォーラム)

全国各地における各種自然学校において、即戦力として力を発揮できるプロの指導者を育成し、「自然学校指導者」として認定を行い、社会に輩出することを目的としています。1999年よりスタートし、現在(2006年)70名の修了生がいます。

履修カリキュラムは、約3ヶ月の講義(基礎過程、専門課程)210時間に加え、半年間のOJT(自然学校実習)から成ります。基礎課程の科目は、「自然学校原論」「生態学概論」「環境教育総論」「地域学論」「教育方法論」などがあり、専門課程では、「自然の理解」「人間の理解」「つなぐ技術」「生き方・暮らし方」「自然学校運営の基礎」などを学びます。OJT期間は、北海道自然体験学校NEOS、国際自然大学校、ホールアース自然学校などの全国の受け入れ校において、自然学校の様々な運営や指導業務にあたります。受け入れ校担当者による評価と本人の自己評価を元に、修了の可否判定を行います。

NPO法人 国際自然大学校

NPO法人国際自然大学校では、設立当初の1987年より野外教育指導者実習所として、プロ指導者育成事業(1年または2年のOJT方式)を独自に行ってきました。2005年より「自然学校指導

者養成学校」を開校し、経験やレベル毎にインストラクターコース、ディレクターコース、マネジメントコースに分かれました。いずれも1年間のカリキュラム（講義・実習・OJT）があります。

ホールアース自然学校 実習所

ホールアース自然学校では、常勤職員となることを前提とした実習生を毎年若干名ずつ受け入れています。実習生期間（6ヶ月～1年）は、ホールアース自然学校の理念や組織を理解すると同時に、自然学校職員として求められる「野外技術」「伝える技術」「企画開発力」の基礎をOJT方式にて学び、身につけます。カリキュラムは、自然学校の基礎、プログラム実施トレーニング、業務ガイダンス、マネジメント研修などの分野を、講義、フィールドワーク、ワークショップ、実習など様々な手法を用いて行われます。

財団法人キープ協会 環境教育事業部

財団法人キープ協会では、「環境教育事業部コース」および「キープ自然学校コース」として長期の実習生受け入れ制度を導入し、毎年若干名を育成しています。2006年度においては、4月～2月の11ヶ月間としています。財団法人キープ協会の環境教育の「考え方」「指導法」「事業の組立て方」等を、実習を通して理解・習得し、次世代を担う環境教育指導者の基礎を培うことが目的です。日常業務の補助をしながら、OJT方式で学ぶものとなります。

【引用・参考文献】

- ・環境省、「環境教育・環境学習推進のための自然体験指導者育成システムの構築調査報告書」, (2003)

2.3.5. 企業における動向

企業の取り組み全てを報告することは紙面上の制約で難しいために、以下を事例として報告します。

取り組み姿勢の分類：一般対象、学校・子ども対象、社員対象、拠点整備

トヨタ白川郷自然学校 トヨタ自動車株式会社 拠点整備 一般対象

トヨタ自動車は2005年4月に、岐阜県白川村に保有する172ヘクタールの広大な森林を含む自社地に「トヨタ白川郷自然学校」を開校しました。この自然学校開設の経緯は、2002年度から社団法人日本環境教育フォーラムと共に自然学校のコンセプトや環境教育プログラムなどのソフトに関する基本計画を協働策定し、実際に自然学校を運営するNPO法人「白川郷自然共生フォーラム」を立ち上げました。このNPOは全国の環境NPO（WWF、NACS-J、日本野鳥の会、JEEFなど）、白川村、トヨタ自動車が協力し設立しました。自然学校では白山連峰のふもと、希少動植物が生息する豊かな自然の中での「自然体験」、世界遺産白川郷の「伝統文化体験」、自然エネルギーなど「環境技術体験」を柱にプログラムを提供しています。



エコのもりセミナー トヨタ自動車株式会社 一般対象

エコのもりセミナーは、トヨタ自動車株式会社と社団法人日本環境教育フォーラムの共催事業として1998年から始まりました。「21世紀の里山をつくろう」を合言葉に森を軸とした持続可能な社会づくりをめざし、愛知県豊田市の「トヨタの森・フォレスタヒルズ」をメインフィールドに様々なプログラム提供や事業を実施してきました。

第1期（～2000年）は「市民参加の森づくり」の視点と「自然体験型環境教育」を融合し、人材育成事業、親子を対象とした事業、森づくり団体のネットワーク事業を実施しました。2001年から始まった第2期では、「コンセプト開発、プログラム開発、人材育成、地域貢献、他企業への提案、社会への提案」を柱に「コンセプト・プログラム開発会議」「里山インタープリターズキャンプ2」「森遊び倶楽部」「通信エコのもり発行」「ウェブサイト運営」「エコのもりシンポジウム」を行ってきました。2005年2月にエコのもりシンポジウム『持続可能な社会は「森の生活」から』を開催し、2期に渡るエコのもりセミナーの締めくくりとしました。

市民のための環境公開講座

株式会社損害保険ジャパン 財団法人損保ジャパン環境財団 一般対象

「市民のための環境公開講座」は、株式会社損害保険ジャパン、財団法人損保ジャパン環境財団、社団法人日本環境教育フォーラムの共催事業として1993年から行われている市民向けの環境学概論講座です。受講者は、一般企業社員、官庁、NGO、学生などで、2004年度末までに、のべ1万名を超える方々が受講しています。

環境問題の根源や地球温暖化に向けたトピック、地球環境全体に関する最新事情などのテーマを掲げ、それぞれの話題に造詣の深い研究者による講師によってわかりやすく丁寧に講義を行っています。この講座では座学による講義だけでなく、「新宿御苑での夜の自然観察会」や「森林除間伐体験」など、実際に自然に出て体験を行う野外講座も併設し、知識と体験から環境を学ぶ試みを実施しています。

アサヒビール環境文化講座 アサヒビール株式会社 一般対象

「水」と水をはぐくむ「森」に焦点を当て、「水と森」と共に生きる私たち人間とのあり方を切り口に地球環境を考える講座です。2002年に開講した環境文化講座は一般の方々を対象とし、実践家の講師のお話をきっかけとして「水と森と人のかかわり」に目を向け毎日の暮らしの中でいかに自然と調和していくか受講者の皆様と共に考える場となることを目指しています。東京都墨田区を会場に、里山保全や林業活動などの実践家から様々な実例を紹介していただいています。また、地域開催として、福島工場（福島県）や吹田工場（大阪府）、四国工場（愛媛県）などでも

開講しています。

ニッセイ緑の環境講座 財団法人ニッセイ緑の財団 一般対象

2001 年度より財団法人ニッセイ緑の財団と社団法人日本環境教育フォーラムの共催事業として、「企業・NGO・行政のネットワーク」を目指してスタートしました。森林にテーマを特化した講座で、定員 40 名の少人数制で行っています。NGO・企業・行政等の環境担当者および環境問題に関心の高い一般の方々を対象にした森林活動を行っている専門家講師による講義は、森林に対する知識や理解を促し、また講師と参加者の質疑や意見交換の場は、少人数ならではの深い情報交換やネットワークを支援しています。この講座は、参加者のこれからの活動がより広がるよう、様々な人々のつながりをねらいとして開催しています。

学校の環境教育支援プロジェクト コスモ石油エコカード基金 学校・子ども対象

コスモ石油エコカード基金からの支援により、学校の総合学習や環境教育を支援するプロジェクトとして実施しています。エコカード基金「学校の環境教育支援プロジェクト」の流れをくむ取り組みとして、2004 年度は北海道、三重県、沖縄県の小学校各県 1 校を支援しました。地球温暖化防止、生物多様性、農業体験など様々な体験プログラムを学校の授業や行事の一環として実施したものです。総合学習・環境教育をより充実させたいと意欲を持ちながら、人材や資金不足のため実施できなかった学校に対して企業と NPO・自然学校のノウハウを結びサポートしていくプロジェクトです。この機会が学校の総合学習・環境学習を充実させるきっかけとなることを目指しています。コスモ石油エコカード基金ではクレジットカード加入者からの寄附と、コスモ石油から売り上げの一部を寄附金として加え温暖化防止をメインテーマに同プロジェクト以外にも環境保全など様々な活動を支援しています。



王子の森・自然学校 王子製紙株式会社 子ども対象

王子製紙株式会社は 2004 年度から、子どもたちを対象とした自然学校を夏休みに北海道で開校しています。会場は支笏洞爺国立公園内の国有林と王子製紙株式会社が管理する社有林や森林博物館などです。王子製紙株式会社は大阪府の面積に匹敵する約 19 万ヘクタール、700 ヶ所の国内社有林を有し、森林の持つ公益的機能の保全により社会貢献を果たしてきました。2004 年度は、社有林を環境教育の場として積極的に活用することで新たな社会貢献を果たすことを目的に、社団法人日本環境教育フォーラムが森林でのオリジナルプログラムを開発提供し、自然学校を開催

しました。子どもたちが北海道の大自然の森で「遊び、学び、考える」体験と、製紙工場や森林博物館などの見学を通して、「自然と人・森と人、そして森と産業のかかわり」を学ぶ3泊4日の森林環境教育プログラムです。

今後は、北海道に加えて神奈川県・西丹沢の社有林でも自然学校を展開していく予定です。



NEC 森の人づくり講座 日本電気株式会社 学生対象

「NEC 森の人づくり講座」は、環境教育に関心のある大学生を対象とした人材養成講座です。1995年の開催から10年目を迎えた2004年には事業継続を記念しシンポジウムを実施しました。環境問題の解決のためには、環境教育を理解し地球環境保全のために実際に行動できる人間を育成することが重要です。そのためには、共通の課題に関する理解や、個人個人の価値観、個々の価値観の違いを共有することが始めの一歩として必要です。この講座は、大学生というこれから社会に出て環境問題解決の責任の担い手となる人たちに向けて、どのようにコミュニケーションを図り、どのような課題解決のための手法があるのかを実体験できる養成講座です。7日間に渡る養成講座は、岐阜県の森林たくみ塾と山梨県キープフォレストーズスクールの二つのフィールドに分かれ、様々な環境教育プログラムの体験と課題解決の手法に取り組みます。この講座は参加者同士がつながる場であり、自分の成長のための道筋を知ることができる最初のステップとして受講者に高い人気を博しています。



CSO ラーニング制度 財団法人損保ジャパン環境財団 学生対象

CSO ラーニング制度は、大学生・大学院生が環境分野のCSO(Civil Society Organization: 市民社会組織)でインターンをする制度です。インターン生派遣による学生への奨学金は、損保ジャパンの社員の寄附金で構成された「ちきゅうくらぶ社会貢献ファンド」から支出されています。

学生にとってはCSOでのインターンを通して環境問題や市民社会のあり方などについて考える場となります。一方、学生を受け入れるCSOにとっては、マンパワー支援の一助ともなっています。受け入れCSOには、オイスカ、WWF ジャパン、日本自然保護協会、日本ウミガメ協議会など、全国を4地域別に様々な環境団体が参画しています。これまで様々なCSO先でのインターンは、学生にとってまさに現場体験によるOJTであり、専門知識を始めとした仕事に関する様々なことを学んでいます。

新日本石油グループ(エネオス)の環境活動 新日本石油株式会社 社員対象

新日本石油グループ(エネオス)では、同社製油所所在地を中心にした全国6ヶ所に、森林保全の支援エリア「ENEOSの森」を設置し、地域での森林保全活動を支援しています。また全国6製油所を、環境省「こどもエコクラブ」の認定を受け、子どもたちのために環境教育を展開しています。この他、ENEOSカードのSSでの売上の0.01%を国土緑化推進機構に寄付し、環境保護活動を支援しています。

そのような中で、2005年4月からは、新日本石油グループ社員の自主的な社会貢献活動の支援を開始しました。「ボランティア活動に関心はあるが、どのように始めたらよいかわからない」という社員の声に応え、ボランティア活動に参加しやすい仕組みを考えています。そこで、「社員一人ひとりの環境・自然保護意識の向上」と、「環境ボランティア活動に積極的に参加する人材の育成」を目的とした「環境ボランティアリーダー研修」を開始しました。この研修の実施は、株式会社クリーンと財団法人キープ協会に依頼し、財団法人キープ協会をフィールドに森林管理実習や環境教育プログラムを体験しています。環境・自然保護を学ぶとともに森林ボランティア活動に必要な基礎的なスキルを習得しています。初年度の2005年には、社員80名が参加しています。

中部電力の環境保護活動 中部電力株式会社 社員対象 一般対象

中部電力では、1980年から行っている学校、公園、福祉施設などへの苗木配布による緑化支援活動の他、地球温暖化対策としてのオーストラリアでの植林活動、森林ボランティアクラブ「木楽会」での除間伐、炭焼きなどの森林作業支援、自社森林をフィールドにした森林体験活動などを行っています。2005年度から、社員向けの環境教育指導者の育成を開始しています。この「環境案内人」制度は、社員自らの環境への取り組みを業務 家庭 地域へと広げることができる人材を育成することにあります。社員自らの具体的な取り組み方法には、幾つかの専門に分かれたコースを設定します。設定例としては、「温暖化防止活動推進員」「森林ボランティア指導者」「環境教育指導者」などです。個々のコースごとに、地域のリーダーとして実践活動ができる人材育成プログラムを整備しています。

2.3.6. 英国など海外の動向

世界には数多くの国がありますが、ここでは主に3つの国と地域について取り上げます。フィールドスタディ・自然学習・野外教育などが世界でもっとも早く組織だって発達したと言われる英国、欧米の世界観とは異なる先住民族独自の動きを代表してカナダ北極圏、そして、ヨーロッ

パとひと括りにはできない例として、自然と人間の関わりについて独特の哲学を持ち、それが国民のアイデンティティにもなっているノルウェーです。

1. 英国

英国では「自然体験」をそのまま英訳した単語は一般的ではありません。それは早くから自然環境を人工的環境に変化させ、世界でもっとも早く都市化が進んだ国の一つである事情も関係すると思われます。自然への態度や考え方は、自然と人間をきっぱりと分ける世界観を土台にしています。一般的に、自然は非日常の空間であり、レクリエーションの場と捉えられています (Takano 2004)。

英国人は「カントリーサイド」と英語で言われる田園地域、つまり田舎へのあこがれを強烈に持っています。週末の森や海辺は家族連れであふれます。1998年のある調査(The National Centre for Social Research, 1999)では、16歳以上の人口の65%がカントリーサイドへ、51%が海辺に日帰りで出かけたと答えています。

英国の歴史と文化は、自然を「克服」することや、十字軍や巡礼の旅、そして世界各地への航海や登山など、冒険、探検によって作られてきました。今でも、自然の中で他の人たちとともに肉体的精神的な困難に打ち勝つことで、人格やリーダーシップが培われるという考え方は強く続いています。よって、青少年の野外活動は全人教育とつながる「よいこと」という社会的認知があります。

1990年代初めには、英国は世界の中でもっとも大規模な野外教育、自然教育センターのシステムを有するとされ (Cooper 1991; Hopkins and Putnam 1993)、クーパーによると地方自治体や第三セクター、そして企業が提供するアウトドアセンターは合わせて1,200を超えました (Cooper 1991)。

しかし1980年代から学校教育への国家予算が減り、それに伴って公設の野外教育施設が激減、野外教育は公教育の中で弱い立場となりました。産業や非営利組織が運営する野外教育の機会は増加していますが、所得の低い家庭や野外教育に無関心な両親を持つ子どもたちの自然体験の機会が限られていると見られています。

現在、全体として校外学習の機会(自然体験やフィールドワークを含む)が非常に少ないという危機感が社会で持たれています。議会では政策レベルで議論がされており、政府は野外活動やスポーツを含む校外活動を奨励したり、動植物と直接交わる機会を支援する決定をしました。2010年までに3歳から19歳までの「全ての子ども」に校外学習体験の機会を与えることを目標にしています。

教育と技術省(日本の文部科学省)が、野外での教育のメリットはリスクを上回るとして強力に推進しようとする一方、事故や責任問題などで、学校は校外活動に消極的です。全英で二番目の規模を持つ教員労働組合は、22万3,000人の会員に、校外学習をしないように提言しています。

公教育以外でも、スカウトとガイド運動、デューク・オブ・エジンバラアワードなど、多くの青少年が野外での活動に係わるきっかけとなる取り組みがあります。デューク・オブ・エジンバラアワードは、14-25歳を対象に、奉仕・遠征・技能・身体的レクリエーションの領域で一定の活動をすると賞がもらえるもので、英国では毎年10万人がアワードを開始し常に約20万人が取り組んでいるということです。

英国では、教育であれレクリエーションとしてであれ、一般の青少年を対象に特定の冒険活動を提供するには資格が必要です。(学校の行事として教師が生徒を対象にする場合にはあてはまりません)野外での活動の安全性を高めるための条例に基づいています。2005年12月12日現在、

全英で 1037 の団体が審査を受け登録されています。

もともと人格形成に役立つとされてきた野外での体験ですが、近年、こうしたあり方が単に自然を利用し使い捨てにするだけという批判が高まり、環境への配慮や、持続可能な社会を目指すことに貢献する教育への変容が唱えられています。

2. カナダ北極圏

カナダやアラスカ北部では、先住民族たちが狩猟民族として暮らしていたのはそれほど昔の話ではありません。例えばイグルーリクという、北極圏からさらに300キロほど北上したところ、北緯69度にある小さな島では、周辺でキャンプ生活をしていたイヌイットたちが町に定住したのが40年ほど前です。それまでは幾つかの家族単位で広大な地域に散らばり、氷や動物の動きに応じて移動しながら暮らしていました。生活そのものが「自然体験」でした。テレビを入れたのが1983年。現在、家の中はガスヒーターで冬でも暖かく、電気コンロやオーブン、シャワーも水洗トイレも完備しています。この短い間に、彼らの先祖たちが全く経験したことの無い生活が一気に進み、急激な変化の中で人びとは多様な課題を抱えています。

イグルーリクに住む約1,300人のイヌイットらは、今でも海氷が割れる春から夏には、ほぼ全員がキャンプに出かけ、狩りや釣りをします。子どもたちも小さな頃から家族と一緒に、地形や気象の読み方、野外技術を学んでいきます。

しかしながら、集落に定住したことによる変化の中で、特に若い人たちが自然の中での活動からどんどん遠ざかっていきました。それは、「学校」というシステムが持ち込まれ、それに時間を使うようになったことと、その学校で彼らと異なる価値観や世界観を教えられるようになったからです。カナダ北部のイヌイットの集落では、若い人たちは混乱し、時には母国語も失い、「彼らが住む場所に必要な知識も技術も、そして個人として生きていくために必要なアイデンティティもわからなくなった状態になった」という意識を、多くの先住民族たちが持っています。アルコールやドラッグ、暴力や自殺などの社会問題も、そうしたことが背景にあるとされています。

もちろん学校だけが人々を自然から引き離したわけではありません。テレビやコンピューターゲーム、スポーツやプールなど、町の娯楽は魅力的です。暖かい部屋で何もしないでいられるのは「楽」かもしれません。そしてアルコールやドラッグも、町にあります。

そこで近年、イグルーリクでは、若い人たちの社会的な問題や、大地の上で生きる術を知らないことを心配したイヌイットのお年寄りたちが、伝統知識や技術を教えるコースを提供しています。表面的には技術や知識を教えるコースのようですが、本質的には、混乱している若者たちがアイデンティティを確立する助けとするものでした。

その核となっているのが、大地との絆です。彼らが出かける場所は、何百年も何世代にも渡って彼らの先祖らが旅をし狩りをしたところ。あちこちにある石を重ねたランドマークは、先祖らが動物や土地についての情報を伝えようとしたものです。こうして青少年らは時を超えたつながりを実感し、幾世代にもわたって生命を保ってきた行為を受け継ぎながら、自信や誇りを培っていきます。彼らが獲った動物はコミュニティで分けられ、それも彼らの誇りにつながります。

こうしたキャンププログラムは、イグルーリクだけでなく、アラスカでも多く見られるようになってきました。外圧によって妨げられた彼ら独自の教育を取り戻し、否定されたこともあるアイデンティティと誇りを民族としてつむぎ直すプロセスです。自然の中での活動を通して、人と自然、スピリットや時を超えたつながりを意識し直すことがその手段となっています。

3. ノルウェー

「私たちノルウェー人は、自然に近く暮らし環境に配慮する民族だと思われたい」。ノルウェースポーツ体育大学のベエルゲ・ダーレさんの言葉です。

人と自然の関係についての議論の中で、特に欧米で大きな影響を与えてきた考え方に「ディープエコロジー」(人間中心主義ではなく、人間も数ある動物の一つであるという視点から地球・自然環境を捉えていく考え方)があります。提唱者はノルウェー人で、この哲学は「フリールフスリフ (Friluftsliv)」という、スカンジナビアの伝統的な考え方から導かれました。

フリールフスリフとは、自然と共にシンプルに暮らすこと、自然の中で体を動かしながら自然の一部であることを再確認しそれを喜びとするという、自然との関係のあり方をさせています。精神的な結び付きも含みます。サバイバルではなくあくまで楽しみで、これが生活の質の高さを示します。トナカイの遊牧民族で知られるサーミ民族以外のノルウェー人にとっては伝統であり、アイデンティティにもなっています。

自然の中で体を動かすと言っても、散歩でもノイチゴ摘みでもいいのです。スキー場などの大型開発や消費文明のもろもろから離れ、自由な自然の中で自然そのものと関わり、かつその関わりが日常生活の中にあるべきというのが基本的な考え方だそうです。家族と一緒に、ということも大切にされています。ある調査ではノルウェー人の79%がフリールフスリフを実行しているということでした。97%という数字もあります。

学校教育にもフリールフスリフが取り入れられています。小学校3年生くらいでも、地図を持ってナビゲーションをし、大きな荷物を背負って山小屋で泊まりながら自然の中を歩いたり釣りをしたりします。

世界でも最もGNPの高い国の一つでありながら、都市人口が増えてきたのは比較的最近です。自然に近い暮らしから遠ざかったことが危機感となり、近年ますますフリールフスリフが熱心に行われるようになっていきます。一方で、スポーツの盛んなノルウェーではエネルギー消費の15%が、スポーツ関連活動や試合会場への移動などに使われています。エネルギー消費を押さえて持続可能な社会を目指すためには、自分たちが暮らす身近な自然環境で自然に親しむフリールフスリフは一石二鳥ということです。

ノルウェー人たちを訪問すると、すぐに歩くスキーをはいたり、釣りに出かけたりします。自然の中で体を動かすことが、買い物に行くよりも頻繁に日常のペースの中にあります。またそうした環境が日常の暮らしの中にあるという事実も重要です。首都オスロでも、中央駅から20分地下鉄に乗るだけで30キロ以上続く森が広がり、そこを流れる川の水はそのまま飲むことができます。冬休みには家族総出で小さな山小屋に出かけるのが習慣ですが、大抵の場合、その山小屋には水道も電気もありません。彼らにとって自然は快適に空調の効いた部屋からガラス越しに見るものではなく、実際に膚で感じ、生身でやりとりしながら関係を築くものです。

自然を商品として利用するだけの「自然体験」や大型開発を伴うスポーツが宣伝されることに危機感を覚えた人たちが、大学や専門学校などでフリールフスリフの指導者養成を始めています。自然の中で暮らしたり遊んだりするために必要なあらゆる技術や知識を学ぶと同時に、自然への態度についての考え方が重要とされています。

このように、ノルウェー全体は都市化してきてはいますが、その危機感もあり、伝統としてまたはアイデンティティ教育として、青少年の自然体験は学校でも家庭でも積極的に行われています。

アラスカやカナダ北極圏の先住民族らの教育、そしてノルウェーのフリールフスリフ運動には、人と自然の関係を築き直すという軸があります。自然体験は何のために大切なのか。21世紀の日

本、ここに来るまでに培われてきた伝統や風土にも照らして、私たちはどこへ行こうとしているのか、そのために青少年の自然体験がどのような意味を持つのか、そうした問いを続けながら、未来と地球社会に貢献する活動になっていくことを望みたいと思います。

【引用・参考文献】

- Cooper, G. "The Role of Outdoor and Field Study Centres in Educating for the Environment." *Journal of Adventure Education and Outdoor Leadership* 8(2): 10-11. (1991)
- Hopkins, D. and R. Putnam. *Personal Growth Through Adventure*, David Fulton Publishers Ltd. (1993)
- Takano, T. *Bonding with the Land: Outdoor environmental education programmes and their cultural contexts*, unpublished Doctorate Thesis, University of Edinburgh. (2004)
- The National Centre for Social Research. *Leisure Day Visits: Report of the 1998 UK Day Visits Survey*. (1999)
- Abbey, E. *Beyond the wall: Essays from the outside*. New York, Henry Holt. (1984).
- Gray, G. R. *Wildlife and people: The human dimensions of wildlife ecology*. Chicago, University of Illinois Press. (1993)
- Lindholdt, P. "Writing from a sense of place." *Journal of Environmental Education* 30(4): 4-10. (1999)
- Orr, D. W. *Earth in Mind : On Education, Environment, and the Human Prospect*, Island Press. (1994)
- Reed, P., & Rothenberg, D. Nils Faarlund. In P. Reed & D. Rothenberg (Eds.), *Wisdom in the open air* (pp. 155-176): University of Minnesota Press. (1993)
- Russell, C. "Problematizing nature experience in environmental education: The interrelationship of experience and story." *The Journal of Experiential Education* 22(3): 123-127. (1999)
- Takano, T. *Connections with the land: Land-skills courses in Igloodik, Nanavut*, *Ethnography* 6 (4): 427-450. (2005)
- Takano, T. *Essence of Friluftsliv: Outdoor Education in Alaska and Japan*, *Norwegian Journal of Friluftsliv* 01.06. (2006)
- Thomashow, M. *Ecological identity: becoming a reflective environmentalist*. Cambridge, Mass. ; London, MIT Press. (1995)
- Wilson, J. Q. *The Moral Sense*. New York, Free Press. (1993)

第3章 都市と農山漁村の交流活動の効果

3.1. 期待される効果

3.1.1. 日本の子どもが日本人になっていくために

このところ、日本では、児童生徒や乳幼児が被害者となる悲惨な事件が巷に相次ぎ、日本はいま社会として危機的状況に直面しているように思われます。日常の生活場面の中で子どもが安心していられる場や安心して遊べる場が無くなるという現象は、戦時下を別として、歴史上かつて無かったことであり、極めて異常な事態であると言わざるを得ません。このままでは、日本は、社会的危機を迎えるばかりでなく、子どもたちが日本の文化を受け継ぐ機会も失うこととなり、将来の日本を担う青少年が日本人として順当に育っていかないという国家的な重大危機をも迎えるつつあるように思われます。

文化という言葉は、もともと Culture の訳語で、この語には本来、Cultivate つまり、耕すとか栽培する、育てるという意味も背後に含まれています。人が何かに関わって誠心誠意努力し築き上げたもの、あるいは精神的努力の成果として何かの形として現れたものを指して私たちはそれを文化と呼んでいます。つまり、何らかの精神的栽培のプロセスを経て作り出されたものが文化であると考えて良いかと思えます。この Culture という語には、教養という意味も含まれています。教養とは、人の心や精神の中での培養プロセスを経て初めて身につけできあがるものだからです。

日本文化や地域文化、地方文化、あるいは、稲作文化などと呼ばれる文化とは、そこで人々が長い年月かけて紡いできた暮らしや暮らし方、ものの見方、考え方、価値観などが精神的背景を伴って総体となって出現しているものです。今、日本人が長い年月をかけて築いてきたこの暮らしの文化、生活の文化が大人にも子どもにも見えにくくなってきています。ましてや、体験が極端に不足し、日常生活空間からも安全な場所が失われつつある現在の子どもたちにとっては、事態は極めて深刻で、この日本的なものの考え方や暮らし方、いわば日本文化そのものを受け継ぐ機会さえもが失われようとしています。

私たち日本人は、日本語を話すから日本人であるのではなく、生活や暮らしの中で長い間築き上げられてきた日本人としての生き方や考え方を小さい時分から知らず知らずの間に体験を通して身につけていくうちに、いつの間にか日本人として成長していくのです。しかし、このごく当たり前の事が今の日本では非常に難しいことになってきています。原因は色々と考えられます。しかし、この問題を解決するためにやらなければならない事は明白です。子どもたちが自由に遊び、冒険し、あらゆることを体験できる場と仲間と時間を私たち大人が意図的に提供してやらなければならないということです。早急な、国家的な対策が求められています。

3.1.2. 広い視野に立った自然体験活動の教育的効果

自然体験活動には、どのような教育効果や意義があるのかについては、すでに多くの研究や論考がなされて、数多くの実証的数値データも出されています。キャンプなどの宿泊を伴うような自然体験活動の教育的効果としては、例えば、(1) 達成動機の向上 (2) 有能感の向上 (3) 自律心の向上 (4) 他者受容感・凝集性の向上 (5) 自己決定感の向上 (6) 自然意識・感性の向上 (7) 生きる力の向上 (8) 正義感・道徳心の向上 などがこれまでもあげられています。これらは、研究でその効果が既に実証されている代表的なものです。

ここでは、これらの自然体験活動の教育効果という視点ばかりではなく、現代社会という複雑な状況の中で、都市部に住む青少年と農山漁村に住む青少年や人々とが交流することの意味につ

いて、現代世界や世の中の大きな流れを見据えた視点から考えてみましょう。

周知のように現代の世界は猛烈な勢いでグローバル化が進んでいます。インターネットを利用すれば、瞬時に世界中のどこでも情報交換が可能となり、また、貨幣や経済もますます世界的に共通化されようとしています。しかし、世界のグローバル化が進み、経済性や効率性が優先される世界では、世界の画一化、均一化現象が必ず起きてきます。差違を平均化し、基準を統一した方がより早くより効率的に物事が進んでいくからです。

この画一的な均一化された世界では、地域による差異や文化の差異というものは、均一化を妨げるものとなって現れてくるのが普通で、往々にしてそれらは効率化や経済性の名の下に排除されていくようになっていきます。いわば、邪魔者として扱われるようになっていきます。豊かな生活を得るための経済性・効率性を重んじる風習がいつしか、排除しなくてもよい伝統や風習までも捨て去るという現象が生じてきます。そして、それらの多くは「過去のもの」とか「古くさいもの」というレッテルを貼られるようになっていきます。

それと同時に、この経済性や効率性を重んじる風潮やグローバリゼーションと呼ばれている世界の画一化、均一化は、ややもすると、人々の価値観や生活様式、ライフスタイルまでもを一律に画一化しようとする方向に向かうため、異なった文化や価値観、宗教などをもった人々の間で必ず差別や小さな摩擦、あるいは衝突が起き、それがやがて大きな紛争や国家間の戦争、テロなどに発展していくこともしばしばです。ある特定の国や国家がその考えや価値観を一方的に世界に広めていくような強圧的、画一的なグローバル化は非常に危険であるということが言えます。

このような種々の問題発生や世界のマイナス方向へのグローバル化や均一化を避けるためには、現代の経済性や効率性を第一優先とするグローバリズムと、非効率的ではあるけれども、ある意味では伝統に根ざした地域の生活、すなわちローカリズムとのバランスと融合が必要となってきます。

それぞれの地域やそこでの暮らしや生活文化、すなわちローカリズムが尊重され、そのローカリズムがお互いにネットワークを組み、そのネットワークとネットワークがさらに延長線につながり、広がり、そしてその結果としてグローバル化が進んでいくなれば、それが本当の意味でのグローバリゼーションと呼んでも良いのではないのでしょうか。青少年期から都市部と農山漁村の交流体験をしておくということは、彼らが将来、世界のグローバル化とローカリズムのバランスと融合を考える上でも極めて重要な体験となるはずで

3.1.3. 都市と農山漁村交流の意味

日本は世界の国々に比較するととても小さな国ですが、こんな小さな国でも、都市部以外の地域では、過疎化や高齢化がどんどん進み、人口はますます都市部に集中しています。生活スタイルも都市型の経済性や効率性が重んじられ、地方の伝統的な暮らし方や生活、ものの考え方がなおざりにされていく傾向にあり、まさしく、全世界が今直面している、グローバリゼーションとローカリズムの問題と同じ問題をこの小さな国においてさえも抱えていると言ってよいでしょう。

このような時代にあって、都市部に住む青少年と農山漁村に住む青少年が交流するということは、グローバル化する社会に住む青少年とローカリズムの伝統を受け継ぐ社会に生きる青少年や人々が交流する場を持つことであり、この交流の場を青少年教育の視点から捉え、プログラムを開発し指導することができれば、社会的にも教育的にも極めて大きな意義が生じてきます。効果的な指導や体験の場を提供することができれば、子どもたちは、「都市部と農山漁村双方の地域が深く関わり合い、つながりあってはじめて、お互いの地域の暮らしが成り立っている」ということや、地域ばかりでなく、「そこに住む人々、全ての生き物や地域環境が、まさに共生することで、

この世界が成り立っている」ということを身をもって体験し実感することが出来るものと思われ
ます。

しかしながら、冒頭に述べたように、文化とは人々の精神的プロセスを経た所産であり、この
文化を子どもたちに理解してもらうには、単に文化の一端をただ体験しただけではなかなか理解
しにくいという面も持っています。つまり、地方の文化、地域文化あるいは稲作文化を体験する
ということで、田植えや稲刈りなどが農業体験としてよく行われますが、稲作文化とは大事な生
産物としての米を栽培する精神的な背景も含めたプロセス全てが含まれて初めて、稲作文化であ
り、田植えや収穫そのものは文化の一端が形として現れたものであり、本来伝えるべきは、田植
えや収穫の背後にある精神的営みであることを忘れてはならないでしょう。

精神が凝集したものとしての農耕具あるいは千枚田、棚田などは人々の文化とともに、歴史そ
のものの現れでもあります。農業ばかりでなく、林業体験や漁業体験など人々の暮らしの一端を
地域文化として体験させる場合には、表層的な形だけを体験させるのではなく、その地域のもつ
文化の意味をよく理解し、その文化を直接肌で感じながら体験し、その体験を学びへと発展させ
ることが重要です。さらにその体験と学びが、参加者の行動変容を促し、本人の日常生活に影響
を及ぼすようになって初めて交流体験から学び、学びから行動化へという体験学習本来の目的も
達成されていくこととなります。

3.1.4. 生きることの意味を理解

この体験を通した学びを上手に展開できれば、たとえば子どもであっても、歴史というものが
自分たちの暮らしや生活の中から生み出されるものであることを実感し、世の中全体の社会の仕
組みや構造を理解し、世界の成り立ちを学ぶ貴重な学習の場となっていくでしょう。

共生とは、生きとし生けるものがつながりの中で共に生きるということばかりでなく、都市部
と農山漁村、グローバル化とローカルイズム、経済・効率性と伝統的暮らしなどがともにバランス
を保ちながらつながりあっている状態と捉えても良いでしょう。その意味では、里山や持続可能
な社会とは共生という概念が具現化したものとして捉えることができます。

現代の日本では、人々がそこで生きて暮らす、生活するという意味、あるいは暮らしの仕組み
など、いわゆる「生きることの意味や実感」が都市部で生活する子どもたちばかりか、農山漁村
で生活する子どもたちからも失われつつあるように思えてなりません。農山漁村という人々の暮
らしの成り立ちを直接間近に見ることができる場で、生き物やいのちの価値、地域の自然と文化、
その土地の風土を守っていくことなどを体験することができれば、現在を生きる子どもたちにと
ってこれ以上の教育効果はないでしょう。

社会貢献の一環として、大手食品会社、日清食品の安藤スポーツ・食文化振興財団では、子ど
もの体験活動企画コンクールを行っています。先日、このコンクールで、静岡の NPO 団体が実施
している「道草探検隊」という体験活動の企画が高く評価され、一般部門のグランプリを獲得し
ました。この企画は、指導者が一緒になって子どもの道草を支援していくという取り組みです。

この出来事は、極めて今の時代を象徴しているように思われました。つまり、誰か大人が一緒
になってついて歩かないと、今の日本では、子どもの道草自体が成り立たないということだから
です。

それこそ、道草とは子ども文化の象徴であり、一昔前までは日本全国どこでも至るところで見
られた光景です。子どもたちは道草や冒険、遊びなどを通して色々なことを学びそして日本的な
大人に成長していきました。しかし、いま日本の風景の中から、子どもたち自身による道草文化
さえもが消滅しようとしています。日本の子どもが日本人になっていくために、日本は今、子ど

もたちに何をしてあげなければならないのか、答えは明らかです。

3.1.5. 農山漁村が活性化する

都市と農山漁村が交流することの意味について、別の視点から見てみますと、交流することの大きな意味の一つとして地域の活性化をあげることができます。

近年、都市住民の農山漁村に対する関心や意識、ニーズが高まっていると言われていています。確かに、最近のテレビ番組の傾向や新聞の特集記事、雑誌の傾向等にもその傾向は現れているようです。例えば、「鉄腕 DASH 村」は視聴率 20% を稼いでいると言われていていますし、また旅番組などでも、従来型の名所旧跡を訪ねる番組作りから、田舎暮らしの体験やごく普通の地元の家に泊めてもらったりする番組に人気が集まっているように思われます。一方で、「ロハス」といった自然や健康、持続可能な社会を意識した生活やライフスタイルなどが世間の脚光を浴びたりもしています。これらの社会の意識の高さやニーズの高さを見ていきますと、都市住民と農山漁村の交流の潜在的マーケットにはかなり大きなものがあると見て良いと思います。

しかしながら、日本では今、どの地方でも田舎が過疎にさらされるといいう危機を迎えています。これまでの地域振興策では、都市住民との交流が促されれば、観光による波及効果、地域特産物の販路拡大、新たな雇用機会の拡大なども促されると言われてきていますが、需要やニーズがあるからと単に田舎に人を呼びさえすれば過疎化に歯止めを欠け地域の振興や活性化が図れるかといえ、そう簡単には活性化しないのが現状で、現実的には都市住民との交流がうまく根付いていかない例が圧倒的に多くなっています。

日本では、グリーンツーリズムやエコツーリズムが提唱されてからまだまだ日が浅く社会に完全に定着するにはまだまだ課題も多いようです。民間自然学校の定着も含めて様々な体験活動や交流活動を地域の活性化につなげていくためには、旅行・観光・体験活動に係わる人々や業者だけでなく、地元住民、地域の産業を含む受け手と送り手双方における包括的な取り組みと、それを支える仕組み作り、地域全体を巻き込んだシステム作りが必要です。

この報告書に紹介されている各地の事例では、各地域の自然学校がその需要をうまく掘り出し、供給に結びつけている様子が伝わってきます。ただし、いずれの自然学校や団体の例でも、単に都市住民を呼び込むのではなく、都市住民ばかりでなく地元の人々はその活動や事業に生き生きと関わり、地域の経済や暮らし向きをも変えていく仕組み作りをきちんと考えていることがわかります。過疎にさらされている地域というのは、見方を変え、逆の視点から見ると、自然が極めて豊富で、青少年の自然体験活動ばかりでなく、大人にとっても農作業や林業、漁業体験、エコツーリズムやグリーンツーリズムはもとより、自然学校などの様々なプログラムなどが展開されるフィールドとして適している場所であるということがわかります。

受け入れる側の指導者養成や施設整備などの仕組み作りやシステム整備が上手に考えられれば、都市住民の高いニーズにも充分に対応ができ、それが結果として地域活性化のためのマーケット開発にもつながっていくものと思われれます。潜在的ニーズやマーケットは確実にあると思われれますので、そのマーケットを掘り出しその意識を農山漁村に向けさせる努力と方策、また、受け入れる側の整備が求められています。「一度行ったからいいや」と思うか「もう一度行きたい」と思うかには大きな違いがあります。もう一度行きたいというリピーターを生み出すには何が欠けているのか？

また、地域に住む人々の生きがいや、やりがいにつながるような活用システムを作り上げるにはどうすればよいか？ について、それぞれの地域毎に丁寧に分析しその地域にあった受け入れシステムを構築していく必要があるでしょう。そのためにも、国の施設であれ、民間自然学校であ

れ、大切なことは、都市住民のニーズにあったプログラムを開発し、地域に根付いた指導者を養成し、拠点作りをしていくことです。

また、これら体験や交流に関係する省庁には、環境省、農林水産省、林野庁、文部科学省、国土交通省河川局・港湾局、経済産業省など、多くの省庁が関わっています。これまで日本では縦割りの行政の弊害が目立っていましたが、この体験活動に係わる分野や都市と農山漁村の交流に係わる分野においては、先駆的な省庁連携事業等も試みられており、今後の国を挙げての地域活性化に期待がもてます。これらの省庁が連携しながら、受け皿としての農山漁村の魅力の向上、プログラム開発、指導者養成事業、地域の拠点作りに取り組むとともに、体験活動や交流事業、自然学校等が地域に及ぼす影響や経済効果を本報告書の事例のように具体的に実証していくことも重要で、これらが一体となって振興されれば、本当の意味での過疎の地域を活性化することが可能となってきます。

3.2. 自然体験活動の教育的意義

教育は、一人ひとりの子どもや大人の能力の可能性を十分に開花させるための意図的な営みであり、教材や教具を通して発達や成長に即した学習を指導することで発達や成長を促す営みであり、そのことを通して社会の持続と発展を図る社会的営みでもあります。教育の歴史を遡れば、人類の歴史とともに始まった文化（技術）の伝達と再生産が、人類史上最初の教育であり学習であったと考えることができます。それは労働によって自然に働きかけ、自然を変え、そのことを通して人間自身の能力を豊かにし、それを他の人や次世代の子どもたちに伝えてきた長い人間の歴史の過程でもありました。

一方、科学技術の発展に伴い工業化・都市化された今日の社会からは自然が姿を消し、人々が直接自然に働きかける機会が減少し、自然との対話的・応答的關係による人間自身の能力向上の機会が失われはじめています。同時に自然を改変・支配し巨大な人工的世界を構築してしまったことにより、人類にとって本来の環境であった自然のリズムとの直接的な相互作用を失ってしまい、そのことにより生物としての人類自身の存続が危ぶまれる状況が生まれつつあるといえるでしょう。子どもをめぐる昨今の深刻な問題は、このような人類が直面する危機が社会的弱者である子どもたちに対して既に現実化しつつあるものとみることができます。

このような人類と自然をめぐる歴史と今日の状況を踏まえ、この節では自然体験活動の教育的意義を「学校教育および社会教育・生涯学習」「環境教育推進法」「持続可能な開発のための教育」の3つの視点から整理します。

3.2.1. 学校教育における自然体験活動の意義

2001年6月に学校教育法の一部が改正され「小中学校においては、（中略）、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。（後略）」という条項が新たに追加されました。このことは、1996年の第15期中央教育審議会一次答申において示された「生きる力」を鍵概念とした一連の教育改革の流れを背景としています。この答申では、これからの社会の変化がこれまで私たちが経験したことのない速さで、かつ大きなものになるとの認識に立って、具体的に学校の変化を要請する要素として国際化、情報化、科学技術の発展、環境問題を示しました。そしてこうした変化の激しい、先行き不透明な時代に子どもたちに必要となるのは、いかに社会が変化しようとも、自分で課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、同時に他人と協調し、他人を思いやる心と豊かな人間性を育むことが重要であるとされて

います。さらに、社会の急速な変化に対応するためには、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が相互に連携しながら社会全体として教育が行われることが重要であることが示されています。

1998年に改訂された現在の学習指導要領は、この第15期中教審答申の考え方を反映した形で、「ゆとり」や「こころの豊かさ」など多様な価値や自己実現を求める方向を重視し、知識の伝達の場としての学校から、主体的な学びの場としての学校へと転換することを目指して編成されています。その具体的な内容が「学校週五日制」「総合的な学習の時間」「学習内容の厳選(削減)」などで、2002年には全ての公立小・中・高等学校でこの新学習指導要領が実施されました。その一方で、学習内容や授業時数の削減による学力低下の問題への懸念が高まるなど「確かな学力の向上」がより一層求められています。

学習指導要領はこれまで約10年に1回の割合で改訂されており、すでに次期学習指導要領の改訂に向けた準備が始まっています。次期学習指導要領の基本的な方向性を示す中教審教育課程部会からは2006年2月に審議経過報告が発表され、そこでは「生きる力」と並んで「人間力」の重要性が示されています。人間力とは、「生きる力」の内容としての社会に必要とされる「確かな学力」「社会や人との関係をつくる能力(コミュニケーション能力)」「粘り強さや目標を実現しようとする力(継続性や気力)」であり、生活・学習の基盤となるこれらの力を高めるため「言葉」と「体験」が特に重視されています。自然体験活動は、こうした社会の変化に対応する「人間力」の向上に向けた教育の手法として有効性を発揮できるものといえます。

3.2.2. 社会教育・生涯学習における自然体験活動の意義

2001年の学校教育法の一部改正と同時に社会教育法も一部改正され、「青少年に対し、社会奉仕活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施および奨励に関すること」が追加されました。

戦後の社会教育や青少年教育は、ボーイスカウト、ガールスカウトやYMCAなどの青少年団体や国立青年の家・少年自然の家などの青少年教育施設が主要な担い手や場となって発展してきました。1970年代までの青少年教育における自然体験活動の位置付けは、1961年制定のスポーツ振興法に野外活動が位置付けられた事に象徴されるように、子どもたちの心身の健全な発達や集団活動の奨励の文脈で展開されることが主なものでした。その後、1980年代に入り、子ども・若者たちの「集団離れ」が目立つようになり、それらと相まって子どもの居場所づくりが問題となってきました。この背景には、校内暴力、対教師暴力、いじめ、不登校といった「教育病理」「学校荒廃」といわれる問題の多発があり、こうした現象は1980年代後半に一時減少する傾向をみせたものの1990年代に入って再び増加してきました。子どもたちを取り巻くこのような一連の問題が重要な教育課題と受けとめられた結果、前述のように「生きる力」の育成や「総合的な学習の時間」などが導入され、学校のスリム化や学校・家庭・地域の役割について提言されました。国としてのこうした取り組みの一方、1990年代以降、地域社会における子どもの居場所づくりが、児童福祉施設や社会教育施設の拡充や「冒険遊び場」「子ども劇場」などのNPO運動として展開し、学校外の青少年教育実践を行なう団体の中に自然体験活動を積極的に取り入れる団体も現れはじめました。さらに1996年の「自然学校宣言」などを契機として、自然体験学習の指導者やプログラムを提供する専門家組織としての自然学校が各地で活動を活発化させるようになり今日に至っています。

1999年3月に青少年教育活動研究会(代表平野吉直氏)により発表された「子どもの体験活動に関するアンケート調査報告書」によれば、「生活体験」と「自然体験」の「ある」「ない」を五段階に

分けて、「道徳観・正義感」の「ある」「ない」の五段階とクロスさせたところ、体験の「ある」子どもは「ない」子どもよりはるかに道徳観・正義感が「ある」という結果が導き出されています。具体的には、生活体験の「もっともある」子どもの49%が道徳観・正義感が「もっともある」のに対して、生活体験の「ない」子どものなかで道徳観・正義感が「もっともある」子は4%にすぎませんでした。また、自然体験の「もっともある」子どもの33%が道徳観・正義感が「もっともある」のに対して、自然体験の「ない」子どものなかで道徳観・正義感が「もっともある」子は6%にすぎないという調査結果が示されています。また、「長期キャンプが小中学生の生きる力に及ぼす影響」をはじめとする日本野外教育学会関係者らによる研究成果においても自然体験活動が子どもたちの「生きる力」の向上に様々な形で寄与していることが実証されつつあります。このように社会教育・生涯学習において一連の自然体験活動の意義として期待されているのは、自然や人とのふれあいを通じた青少年の心の豊かさであり道徳観・正義感や自己肯定感などを含む「生きる力」の向上といえるでしょう。

ところで社会教育・生涯学習は子どもだけでなく成人も教育の対象と捉えられてきました。成人学習理論では、個々の学習者の内的な関心や学習を通じての自発的な探求の過程に関心が寄せられており、子どもを対象とした「発達としての教育」に対し、大人を対象とした「主体形成としての教育」のあり方が探られています。自然体験活動には、今後、大人の学びや成長のための自己教育プログラムとしての発展も期待されています。

3.2.3. 環境教育における自然体験活動の意義

環境教育における自然体験活動の意義について、国内では、環境教育の主要な分野である自然保護教育に関して、日本自然保護協会により1957年に政府に提出された「自然保護教育に関する陳述書」が先駆的な存在として知られています。自然保護教育の流れは、自然環境の保全を重視するという立場をとりながら、1970年代には、日本ナチュラリスト協会による子ども対象の自然観察会などの自然観察会運動として発展しました。また1960年代から70年代にかけての公害教育実践の中でも地域調査学習として自然体験学習が行われました。環境学習・環境教育が法的に位置付けられたのは1992年の地球サミットを契機に環境への社会的関心が急速に高まり、1993年に環境基本法が成立してからです。環境基本法では「環境に関する教育・学習」(24条)が明記され、環境基本計画には自然体験や生活体験の積み重ねが重要である事が明記されました。さらに1990年代後半以降、里山保全やビオトープづくりなどの地域の自然再生運動が各地で展開され、2003年にはこうした自然再生活動やそこでの自然環境学習の推進を主眼とした法制度として、「自然再生推進法」および「環境の保全のための意欲の増進および環境教育の推進に関する法律」が制定されています。環境基本法の制定以降、河川法、森林・林業基本法、食料・農業・農村基本法、循環型社会推進基本法などの各分野においても環境保全や市民参加の視点が盛り込まれるようになりました。環境教育の目標とされるのは環境に責任ある態度や行動の育成であり、環境教育の流れに対応する自然体験活動は、今日の自然再生・環境保全などの一連の市民活動を通して環境的行動をいかにはぐくむかという課題への取り組みとして捉える事ができます。「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」(2004)では、環境教育を進める手法の考え方として、環境教育活動を「関心の喚起 理解の深化 参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること 知識や理解を行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切になること、その際、指導にあたっては体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意すること、

などが示されています。このように環境教育の視点からは、自然体験活動を一時的な「体験」としてではなく社会的な問題解決に向けた「行動」までの一連の学びのプロセスとして捉えることが求められています。

3.2.4. 自然体験活動と「持続可能な開発のための教育」

日本政府内で現在検討されている『国連持続可能な開発のための教育の十年』の日本実施計画（案）では、ESDにより「人づくり」と「地域づくり」が一体的に進むよう、各地域で各主体が連携して持続可能な社会を実現することがESD実施計画の位置付けとして示されています。（注1）さらにESDの具体的な推進方策として、幼稚園から大学まで教育活動の全体を通じて、自然体験、農山漁村などにおける体験活動、職業体験その他多様な体験活動を促進することが示されています。またNPO活動として、「環境保全、福祉の増進、まちづくり等各NPOが持つ個別のテーマのみならず、異分野と関わり合いながら活動を行うこと、政策提言活動、普及啓発活動、体験活動等の活動の中にESDを取り入れ、持続可能な社会づくりを意識した活動を行うこと」などが示されています。

こうしたESDの理念を今後の自然体験活動の中に取り入れる意義を以下に整理します。

- ・自然体験活動を、「人 人」関係（伝統・歴史・文化・社会）」と「人 自然」関係（生態系や生物多様性）の双方を含む「人 地域」関係の視点で捉え直すことができます。
- ・自然体験活動を「受動的・感性的体験」から、「応答的・対話的關係性」として相互作用的に捉え直すことができます。
- ・自然体験活動の場を「施設・学校」だけでなく「地域・社会」にまで広げて捉え直すことができます。
- ・自然体験活動の学習過程を生涯における学びのプロセスとして捉えることができます。
- ・自然体験活動の学びの主体を「子ども」から、「子どもから大人まで含めた地域住民」にまで広げて捉え、また指導者自身も自己教育主体として捉え直すことができます。
- ・自然体験活動のプログラムの目標を「個人の意識や態度の変容」から、「経済や社会のあり方の認識と改善」まで広げ、直接的な環境問題の認識のみならず環境破壊のメカニズムを維持する社会経済構造やその思想的背景までも認識の対象として捉え直すことができます。
- ・自然体験活動を今日の教育改革の流れの中で捉え直すことができます。
- ・これまで主に日本国内を対象としてきた自然体験活動の理論や実践を国際的な「持続可能な開発のための教育」の視野にたって捉え直すことができます。

注1）1992年のリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（通称・地球サミット）後の10年間の成果を評価するために2002年に南アフリカのヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（通称・ヨハネスブルクサミット）が開かれました。この会議で日本政府が日本のNGOとともに提案したのが「持続可能な開発のための教育の10年」（United Nations Decade of Education for Sustainable Development、以下UN-DESD）です。この年の12月の国連総会で、「2005年1月からの10年を『国連持続可能な開発のための教育の10年』と宣言する」などの内容が決議されました。ESDでは、現代の地球と地域が直面する課題を持続可能性の問題として捉え、自然環境の問題だけでなく、政治や経済といった社会的問題までも視野に入れていることが最大の特徴といえます。

【引用・参考文献】

- ・堀尾輝久,「教育入門」, 岩波書店, (1989)
- ・尾関周二,「環境と情報の人間学」, 青木書店, (2001)
- ・柴田義松,「教育課程論」, 岩波書店, (2001)
- ・佐藤一子,「子どもが育つ地域社会」, 東京大学出版会, (2002)
- ・橘直隆・平野吉直・関根章文,「長期キャンプが小中学生の生きる力に及ぼす影響」, 野外教育研究第6巻第2号, (2003)
- ・鈴木敏正,「主体形成の教育学」, 御茶ノ水書房, (2000)
- ・鈴木恒夫,「環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本」, 中央法規, (2005)
- ・阿部治他,「「国連持続可能な開発のための教育の十年」へのキックオフ, 持続可能な開発のための教育の十年推進会議 (ESD-J)」, (2005)

3.3. 都市と農山漁村の交流活動における「自然学校」の役割と機能

2002年度に、農林水産省農村振興局によって「自然体験活動・貴重な自然資源等の活用を通じた地域活性化方策調査」が行われました。全国の農山漁村地域で自然体験活動がどのように行われているか、あるいは今後の受け入れ体制についてどう考えているかを、農林漁業関係団体や自治体、各種自然体験活動団体を対象に調査したものです。結果は、回答のあった関係団体ごとに属性の違いはあるものの、ほとんどが何らかの形で自然体験活動に関わっている実績があり、今後も増やしていきたいという意向を持っていることがわかりました。平行して都市住民の意識調査を既存資料から読み取ったところ、「もっと気軽に農村と行き来がしたい」、「田んぼや畑で農作業をしてみたい」などの意見が抽出されました。

しかし、この調査での分析結果は、自然体験活動に前向きであるにも関わらず、それを担う農林漁業団体、行政、自然体験活動団体、エンドユーザーである例えば小中学校などの各セクターが、それぞれの存在や機能に関する目的が異なっていることから、上手に連携しあえていないミスマッチが起きていることが判明しました。この2002年度に行った調査の報告書では、このミスマッチを解決するには様々な課題があるということを具体的な提言として明示しましたので以下に紹介します。

この時の検討委員会では「自然体験活動を通じた地域活性化」と言うときの「自然体験活動」と「地域活性化」とは何か、このコンセプトについて以下のように整理しました。

本調査では、地域活性化を単なる人口の増加や産業の振興ということではなく「持続可能な地域づくり」という観点から捉える。また、「地域の誇り」、「豊かさや生きがい」というものも重要な要素として地域活性化の概念に含めるものとする。

そのために、本調査では「自然体験活動」を「地域の様々な資源の持続的利用の一つのかたち」であるという切り口で捉える。

具体的には、人や文化を含めた様々な地域資源や貴重な自然資源を維持しつつ発展させるためにはどのような戦略的な利用のあり方が考えられるのか、自然体験活動が地域の将来像にどう寄与できるのかという視点で考えていくこととする。

現在、中山間地域が抱えている大きな課題の一つには、所得金額などの経済問題がありますが、ここでは地域活性化を単純に高所得や産業振興によって経済的に潤うということだけを定義していません。持続可能な地域づくりとは単純に経済的に豊かになるということだけではなく、そこに住む人々の「生きがい」や「やりがい」、「健康」、「地域への愛着」、「誇り」などが実感できていることが大切だからと考えるからです。じつは、中山間地域で自然体験活動を行う意義はこのこと

に深く関係します。

しかし現在自然体験活動を通じた地域活性化については以下のような課題が顕在化しています。

農林漁業関係団体、自然体験活動団体、行政、学校の間で、自然体験活動に対する知識や意思、かわり方がまちまちで、このことについて共通理解がなされていない。行政や農林漁業関係団体が自然体験活動に積極的に係わることが期待されるが、このことについて制度的位置付けがなされていない。

地域活性化に資する自然体験活動の具体的な内容の精査が必要である（農山漁村における自然体験活動はキャンプなどの野外活動が多く、十分に地域資源を持続的に使用しているとはいえないのではないか）

現業としての農林漁業と体験活動として行う農林漁業のギャップがあり、このことについての一定の整理が必要である。

3.3.1. 事例

これらの課題を解決するためには、様々な方策が必要です。その一つの可能性として、いくつかの自然学校では第一次産業と連携したプログラムを実施し効果を上げています。以下に地域で活動している自然学校のその連携事例をいくつか紹介します。

黒松内ぶなの森自然学校（北海道寿都郡黒松内町）

黒松内ぶなの森自然学校では「自然体験型・地域産業体験型学習プログラム事業」「自主・自律した次代を担う人材の育成事業」「子どもを中核とした地域促進事業」の3つを主要事業の柱として活動しています。具体的には、山村留学事業や地域子ども教室、長期自然体験キャンプなどがありますが、いずれも黒松内という地域の自然や産業に深く密着したプログラムを展開しています。毎月あるいは長期型、エコツアー型、生活を通してなど、様々なスタイルがありますが、漁業や牧畜業体験、森林管理作業、山菜取りなど町内の農家や漁師さんをはじめとした黒松内地域の様々な人々とのふれあいを通して、黒松内という地域の自然や産業、生活のなりたちを体験し様々なことを学ぶプログラムです。

くりこま高原自然学校（宮城県栗原市）

くりこま高原自然学校における第一次産業との関わりは、自然学校そのものが直接係わる活動と自然学校の実施プログラムとして係わる活動の2つの面があります。

直接活動は、不登校・引きこもり・ニートと呼ばれている人達を受け入れている寄宿生活の中で行われる家畜の世話や畑仕事、農家へ出向いて行う農作業のお手伝いなどです。季節ごとの様々な体験（労働体験）を通してコミュニケーションを広げ、自らの生活や生き方について深く考える機会となっています。

また、高齢者農家を支援するために自然学校として農作業の直接支援をしています。具体的には、自然学校のスタッフや寄宿生、NPO会員などが時期に応じて労働支援をすることです。

自然学校プログラムとしての活動は、参加者募集型のプログラムとして展開しているものです。

「おながG O O !」：親子対象、シリーズで3回もの。内容は、農作業を通して食べ物について考えます。テーマは種まき・収穫・料理・山菜・キノコなど。

「パイオニアキャンプ」：小3～中2対象、夏休み（2週間）。内容は、子ども長期自然体験村の中で農業体験をおこないます。

「森のようちえん」：幼児と親対象、シリーズもの。内容は、種まき・収穫・料理。食

材を育てて実際に料理をし、食べるという一連の作業を通して様々なことを学びます。

これらのプログラムを実施する上で、現在では5件の農家と深くかかわりを持って活動しています。

千葉自然学校（千葉県南房総市）

千葉自然学校は、房総半島の里山・里海・里村を教室（フィールド）に、半島の自然、農林漁業や産業に親しみ、地域の歴史や文化を学ぶ学校です。元農林水産プロのお年寄りから自然体験ガイドまで多様な指導者が先生となって、都会から来た子どもや大人達に、様々な自然体験や産業体験の機会をつくります。長い稲作作業から形作られた棚田を保存する団体や地元の蕎麦クラブ、みかん農園、酪農家など、地域の生産農漁業家や団体とネットワークする新しいスタイルの自然学校です。連携して活動することにより参加者が様々な地域産業に触れることができ、また地域の連携力を高めることも可能です。そのために千葉自然学校では、農林漁業に携わる方達に、自然体験活動家としての先生になってもらおうと、農林リーダー、漁業リーダーなどの指導者養成にも力を注いでいます。

財団法人キープ協会（山梨県北杜市）

「田んぼの学校」を通して、スタッフ自身が稲作作業や水田の管理を行い水田生態系の理解や自然体験プログラムへの応用を図っています。また、団体に併設している保育園の児童を対象に「田んぼの学校」での田植えや稲刈りなどの直接体験を指導しています。

「食のキャンプ」と称した地元の農家や料理家を指導者に、農作業や味噌作り、「牛飼いかんぷ」と称した酪農体験キャンプなどを実施しています。いずれも2泊～6泊の宿泊型キャンプで参加者は都会の子ども、学生、大人です。この他、自然学校で提供する食材を地元の農家から調達するなどの地産地消の試みを図っています。

以上、地域に根ざしている自然学校では、前述した4つの課題への完全な解決策を見出しているわけではありませんが、独自の方法で農山漁村や第一次産業との連携を深めています。特に、千葉自然学校のようなネットワーク的な活動は、関係団体同士のミスマッチを改善する可能性を探っていると思われます。

また、ここで紹介した自然学校には、以下の「自然学校に必要な6つの機能（4P+2S）」を備えています。今後、都市と農山漁村の交流活動が健全に展開されていくためにも、多くの自然学校の基本的な整備としてこれらの機能が備わることが重要です。

自然学校に必要な6つの機能(4P+2S)

場(Place):

年間を通して行う様々なプログラムを実施するために必要な施設や様々な自然のフィールド。

人材(Persons):

プログラムの実施や企画、運営、安全管理や人材養成、経理・財務などの様々な職務ごとに必要な専門性と適性のある人材。自然学校には最低3人以上の常駐のスタッフを必要とする。

プログラム(Program):

フィールドや場、または対象者に応じて、月に1回以上かつ通年を通し実施する環境教育をねらいとした様々な活動。アクティビティ プログラム 事業。

プロデュース(Produce):

自然学校のミッション、何を目標としどのようなことを行っているのか、また公益性や社会とどのような関係を作っていくかなど、普遍的な自然学校の仕組みを含め独自の個性あるスタイルを製作すること。

安全性(Safety):

プログラム実施上の安全管理をはじめ、自然学校組織を健全に維持・運営するために必要なあらゆるリスクに対する安全及び危機管理システムを構築すること。

システム(System):

上記 ~ を総合的にマネジメントし、社会的信用を得て健全に運営するための機能。

【引用・参考文献】

- ・農林水産省,「農林水産省自然体験活動・貴重な自然資源等の活用を通じた地域活性化方策調査」,(2003)

第4章 青少年の都市と農山漁村の交流事例

4.1. 長野県泰阜村・NPO法人グリーンウッドの事例

青少年の都市と農山漁村の交流活動を推進する手段として、自然体験活動は大きな可能性を持つといえるでしょう。ここでは、長野県泰阜村（やすおかむら）に活動拠点を置くNPO法人グリーンウッド自然体験教育センター（以後、グリーンウッドとする）の事例から、「地域振興」をテーマに据えて、中山間地域における自然学校の役割や影響を紹介します。

グリーンウッドは1993年に設立された自然学校で、「地域に根ざし暮らしから学ぶ」という独自の活動理念をうち立て、13年間にわたり長野県泰阜村で活動しています。泰阜村は面積65平方km、そのうちの87%は森林です。また人口は2062人、高齢化率38%、歳入額約20億円の典型的な僻地・中山間村です。長野県の最南端に位置し天竜川と伊那山脈に挟まれたわずかな傾斜地に19集落が散在し、707戸が暮らしています（数字は2005年国勢調査）。2004年4月、松島貞治村長は村民の70%以上の意向を背景に「泰阜村自立宣言」を発表し、合併は選択せず福祉・環境・教育を柱にした「自律の村づくり」を推進しています。

4.1.1. 青少年の都市と農山漁村の交流活動によって生じる具体的影響

さて、自然学校が存在することで地域にどんな影響が生じているのか、人口、経済、意識の3つの視点から捉えてみましょう。

1. 交流人口及び定住人口への影響について

泰阜村では、地域振興の一環としてグリーンツーリズムやマラソン大会など都市と山村をつなぐための各種事業を官民あげて取り組んでいます。2004年度の泰阜村の交流人口総数は約2万2,000人（長野県観光課資料及びグリーンウッド統計資料）ですが、そのうち60%にあたる約1万3,000人はグリーンウッドが主催する各種事業の参加者となっています。自然学校の存在が、村の交流人口の増加に大きく貢献しているといえるでしょう。

次に、定住人口について見てみましょう。20代～40代の働き盛りの定住人口が極端に少ないという現象は全国の中山間地域共通の問題となっています。端的にいえば、若者を吸収できる職場が極端に少ないことが大きな原因といえます。若者定住対策の本質的課題はまさに若者が意欲をもって働ける職場の確保・創出にあるといっても過言ではありません。この点で、泰阜村の場合は自然学校が自律的に発生・定着したことで、1993年以前は想定外であった新しい職場が創出されました。さらにその職場には自発的に僻地へ移住し、社会貢献活動に臨まんとする意欲に溢れた若者が全国から集まっています。現在グリーンウッドには専従職員14人と非専従職員3人が勤務しており、職員の平均年齢は32.6歳です。自然学校ができたことによって、泰阜村に新たに定住することになった職員やその家族の人数は現在27人（2006年2月現在）となっています。自然を活用して職場を形成する自然学校の存在が、自然は有るが職場が無い僻地・中山間村の定住人口の増加に大きく貢献しているといえるでしょう。

近年、都市の若者の中には、地方や田舎で暮らし働きたいと希望する人が徐々に増えています。グリーンウッドが2006年度の臨時職員を募集したところ、2人枠に対し16人の若者が応募してきました。都市の大企業に比べればわずかな倍率でしょうが、信号もコンビニエンスストアもない僻地の自然学校へ志願することを考えれば決して侮れない数だといえます。応募者は教育、環境、持続可能な社会づくりなど時代の重要課題に強い関心を持っており、こうした若者たちが自然学校を介して僻地に「流入」しはじめています。この現象は、今日まで様々な理由から人材を

「流出」し続けてきた僻地・中山間村にとって持続可能な地域づくりへの新しい可能性を示すものだといえます。

2. 地域経済への影響について

その地域に自然学校が一つあるだけで、そこを中心にしてある程度の経済的波及効果が期待できます。たとえば、グリーンウOODの2004年度収支決算額は約1億円程度ですが、租税公課、法廷福利、負担金、助成金などを除く経費約7,000万円は泰阜村及び近隣地域で消費され地元に戻元されています。例えばキャンプ事業などで使う食材の野菜は、村の農家と提携を結び栽培、出荷されたものです。

また、自然学校が蓄積してきた都市と中山間村をつなぐ事業ノウハウ(ソフト)は、「ポスト公共事業」として新しい雇用を創出しはじめています。具体的には、グリーンウOODには現在20人の「達人」が登録されており、村のお年寄が各種プログラムの講師として参画し、講師料(2004年度は総額約100万円)という形で公的資金を村民に環流させています。このように、小さいながらも自然学校が地域振興の「プラットホーム」となり、青少年健全育成や環境保全などに提供される公的資金等を積極的に地域へ環流させ、地域住民の「生きがい(voluntarism)」と「やりがい(business)」の均衡ある向上をサポートしています。

さらに、このような活動を促進するため、都市山村交流や環境教育の促進を図るための環境教育施設が整備されました。グリーンウOODが関与し泰阜村が事業主体となって設置された施設は1998年から2003年までの6年間で4事業6施設、総工事費約4億7,000万円となっています。このように、自然学校はハード事業からソフト事業まで幅広い経済的波及効果を創出するといえるでしょう。

3. 住民意識への影響について

数量的な影響は見えやすく客観的に評価しやすいのですが、住民意識に対する影響は必ずしもそうではありません。しかし、事実として影響は生じています。たとえば、1999年7月に泰阜村とグリーンウOODが協力して実施した文部省(当時)委嘱事業「やすおか子ども体験村」に実行委員長として関わった木下藤恒さんは、「自分は小さい頃からこの村が嫌でしようがなかった。でも、お別れ会で都会から来てくれた子どもたちが『帰りたくない!泰阜村が大好き。絶対また来るからね。』と言ってくれた。あの時は目からウロコが落ちた気持ちだった。」と語っています。その後、木下さんは「泰阜村グリーンツーリズム研究会」を立ち上げて会長に就任し、泰阜村の魅力を全国にPRするために日々奔走しています。

4.1.2. 中山間地域における自然学校のあり方

自然学校の目的は、環境保全、青少年育成、地域振興など多様です。例えば、グリーンウOODの場合、その事業目的は「地域振興」ではなく、「青少年の健全育成と国民の豊かな余暇生活の実現」です。そして、その目的をより高度に達成するために僻地・中山間村である泰阜村は欠くべからずフィールドとなっています。重要な点は、事業を良質化しようとするほど地域との結びつきが大切になるという事実です。自然環境もさることながら、泰阜村に暮らす人々やその生活文化、さらにこの地に息づく悠久の歴史や伝統など、全ての環境資源が自然学校にとってかけがえのない「教材」であり「社外資本」です。したがって、地域に根ざし暮らしの中から学ぶ姿勢をいかに確立できるかということが事業運営上の大きな課題となります。その「社外資本」を目的達成のために最大限に活用し公益の増進に努めるということが、地域に根ざした自然学校

の基本姿勢であり、その結果として地域振興の一翼を担うという状況が生まれているのです。逆説的に表現すれば、グリーンウッドのように地域に根ざす自然学校にとって、地域振興に貢献していないのであればその企画は自らの理念や目的に鑑みて不良であると判断できるでしょう。

4.2. 武蔵野市セカンドスクールにおける交流体験・自然体験の事例

武蔵野市では、1992年度より3年間の試行ののち、1995年度から市立小学校第5学年を、1996年度からは市立中学校第1学年を対象としてセカンドスクールを実施しています。セカンドスクールとは、授業の一部を自然に恵まれた場所に1週間程度滞在して行うもので、普段の学校生活（ファーストスクール）では体験し難い自然体験、農林漁業体験、共同生活体験などの多様な体験学習活動を通して、学校教育の目標をより効果的に達成しようとするものです。2005年度は、小学校831名、中学校630名の計1,461名の生徒がセカンドスクールに参加しました。2003年度からは、セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象にした短期宿泊体験学習「プレセカンドスクール」を実施しています。

4.2.1. セカンドスクールの目的と経緯

- 1、自然とのふれ合いを通して、物質的な豊かさの中で失われてきている自然と人間との共生、環境保全の必要性、自然にたいする畏敬の念などについて体験し、自然を大切にしようとする態度を育てる。
- 2、長期の宿泊による生活時間を活用し、生活上の自立に必要な知識・技能や生活習慣を身に付けるとともに、一人一人の子どもの創意を喚起し、情操を涵養し、個性の伸長を図る。
- 3、学習の場を移し、自然や地域の特性を活かした教材開発や学習方法を工夫し、一人一人の子どもに新たな興味・関心を喚起し、学習のつまづきを克服するとともに、体験に裏付けられた生きた学力の向上を図る。
- 4、自主的な集団生活や地域の人々との交流を通じて、子どもたちの相互の協力や子どもと教師との間の信頼関係と人間関係を深め、また、保護者や地域の人々に対する感謝の念を育てる。

経緯

1992 年度	・長野県八坂村にて試行。
1993 年度	・岩手県遠野市にて試行。対象学年を小学校 5 年生、中学校 1 年生が適当であるとの結論を出す。
1994 年度	・岩手県遠野市にて、12 泊 13 日の試行。教育課程に位置付ける要件等の検討を行うとともに、教材テキストを作成。
1995 年度	・小学校 13 校が学期期間中に岩手県遠野市、長野県高遠町、富山県利賀村、新潟県小国町、山梨県中富町、山梨県高根町の 6 ヶ所で、3 泊 4 日～7 泊 8 日の期間で実施。 ・中学校は全 6 校から希望者(70 名)を募り、合同で夏季休業中に長野県豊科町において、6 泊 7 日で実施。
1996 年度	・小中学校全 18 校が学期期間中に実施。「セカンドスクール教材開発委員会」を設置し、提言されている総合学習の趣旨が生かされるように教材開発を行った。
1997 年度	・「セカンドスクール教材・事例集」を参考にし、各学校が年間指導計画の作成、学習内容の変更などの工夫を図り、実施場所の特性を生かした活動内容を模索した。
1998 年度	・各学校が、平成 14 年度から創設される「総合的な学習の時間」を見据えた活動内容を模索し、創意工夫した実践を試みた。
2002 年度	・「セカンドスクール充実検討委員会」を設置し、さらなる充実・発展に向けて検討を行った。
2003 年度	・小学校 4 年生を対象としたプレセカンドスクールを 4 校にて試行実施。
2004 年度	・プレセカンドスクールを 10 校にて試行実施。
2005 年度	・プレセカンドスクールを小学校全 12 校にて実施。

4.2.2. セカンドスクール実施状況(2005年度)

学校名	実施場所	実施期間	主な活動内容
第一小学校	長野県飯山市	7泊8日	稲刈り 脱穀 粃すり 精米 食す、和紙漉き、郷土食作り、林業体験、わら細工
第二小学校	富山県南砺市	7泊8日	森林学習、農業体験(そば、稲刈り)、岩魚つかみ、そば打ち、現地小学校との交流
第三小学校	長野県飯山市	8泊9日	山登り、田植え、ブルーベリー摘み ジャム作り、草木染め、リース作り、山菜採り
第四小学校	長野県飯山市	7泊8日	田植え、和紙漉き、郷土食作り、ブナの森ハイキング
第五小学校	群馬県利根郡川場村	7泊8日	田植え、わらぞうり作り、農業体験(リンゴの摘果)、郷土料理作り
大野田小学校	長野県飯山市	6泊7日	稲刈り、箸作り、郷土食作り、もちつき、ブナの森ハイキング
境南小学校	長野県飯山市	7泊8日	稲刈り、和紙漉き、郷土食作り、現地小学校との交流
本宿小学校	長野県飯山市	7泊8日	田植え、登山、郷土食作り、森林体験、現地小学校との交流
千川小学校	千葉県銚子市	7泊8日	農業体験、ちぢみ作り、ボランティア活動(海岸清掃)、貝殻工作
井之頭小学校	長野県飯山市	7泊8日	稲刈り 脱穀 天日干し 粃すり 精米 食す、すげ細工作り、郷土食作り、登山
関前南小学校	山形県飽海郡遊佐町	9泊10日	稲刈り、サツマイモ掘り 芋煮作り、鮭つかみ、登山
桜野小学校	山形県飽海郡遊佐町	7泊8日	農業体験、サツマイモ掘り 芋煮・焼き芋作り、一輪挿し作り、登山
第一中学校	長野県北安曇郡白馬村	4泊5日	稲刈り、脱穀、登山、林業体験
第二中学校	新潟県十日町市	4泊5日	田植え、工芸体験、郷土食作り
第三中学校	長野県大町市	4泊5日	田植え、登山、郷土食作り(コンニャク等)
第四中学校	長野県飯田市	4泊5日	農業体験、伝統工芸製作(水引)、登山
第五中学校	長野県安曇野市	4泊5日	農業体験(わさび田)、上高地散策
第六中学校	長野県安曇野市	4泊5日	稲刈り、農業体験(わさび田)、わさび漬け作り、上高地散策

4.2.3. セカンドスクールに関する意識調査 (2004年度)

調査の有効回収率は、小学校5年生 805名(98.4%)、中学1年生 571名(94.7%)

*** 問1 あなたは、セカンドスクールに行く前には、「行きたい」という気持ちと、「行きたくない」という気持ちの、どちらのほうが強かったですか。**

小学生「『行きたい』という気持ち」(87.3%)、「『行きたくない』という気持ち」(12.4%)

中学生「『行きたい』という気持ち」(92.5%)、「『行きたくない』という気持ち」(6.8%)

*** 問2 あなたは、セカンドスクールが終わりに近づいたときに、「早く帰りたい」という気持ちと、「まだ帰りたくない」という気持ちの、どちらのほうが強かったですか。**

小学生「『まだ帰りたくない』という気持ち」(83.6%)、「『早く帰りたい』という気持ち」(16.1%)

中学生「『まだ帰りたくない』という気持ち」(85.5%)、「『早く帰りたい』という気持ち」(13.8%)

*** 問 3 あなたは、セカンドスクールを体験してみて、よかったことはどんなことですか。次の中からあてはまるものを選んでください。（はいいくつでも）**

（小学生）

「山や川などの自然の中で、おどろきや感動があったこと（67.0%）、「友だちと、今までより仲良くなれたこと」（64.1%）、「いろいろな体験の中で、からだを動かしたこと」（63.2%）「友だちと協力してやり遂げたこと」（63.0%）、「そばうちや郷土料理など、食づくりができたこと」（60.5%）

（中学生）

「友だちと、今までより仲良くなれたこと」（74.6%）、「友だちと協力してやり遂げたこと」（62.2%）、「いろいろな体験の中で、からだを動かしたこと」（60.2%）

*** 問 4 あなたは、機会があれば、また、セカンドスクールのような農山漁村での長期宿泊を体験したいと思いますか。（はい1つ）**

小学生「体験したい」（93.0%）、「体験したくない」（6.6%）

中学生「体験したい」（91.9%）、「体験したくない」（4.4%）

【引用・参考文献】

- ・ 武蔵野市教育委員会，平成16年度セカンドスクール実施報告書，(2005)
- ・ 武蔵野市教育委員会，セカンドスクールに関する意識調査について，(2005)

4.3. 海外の青少年との交流体験事例

4.3.1. 「ミクロネシアの青少年と共に未来を考えるプログラム」概略

農山漁村に暮らす青少年が成人前に、何らかの形で都市に来る機会を持つことに比べて、都市に暮らす青少年が農山漁村を訪れる機会は少ないでしょう。そんな背景もあって、青少年の交流事業の多くは都市の青少年が農山漁村を訪問します。その逆の場合、都市を訪問しさらに交流となると一般的ではなく、姉妹校や姉妹都市の間で例がある程度です。

ここで紹介する事例では、常夏のミクロネシアの島々から青少年を受け入れることを柱に、日本の青少年が加わり、都市と農山漁村での時間と体験を共有しました。日本の青少年の出身地は様々ですが、主に東京近郊と新潟県から集まりました。

期間は1997年3月23日から4月5日までの2週間。3つのフェイズに分け、東京で都市生活の成り立ちと環境問題、新潟県の山間部で自然に近い環境での暮らしと文化ならびに雪上生活、東京にて未来の社会について意見交換、がそれぞれのテーマでした。

ミクロネシア連邦ヤップ州からの参加者は10歳から18歳の11人(女6、男5)、日本側の参加者は10歳から23歳までの36人(女23、男13)、加えて東京プログラムでは二度の機会に、東京の小学校と高等学校の生徒たち合わせて40数人が加わりました。

スタッフは、ヤップ州教育庁からの2名の他24名。協力者は49人、受け入れに協力してくれた家庭と団体・自治体は32を数えました。

このプログラムの目的は3つ。

- 1) 開発を進めようとしているミクロネシア連邦ヤップ州の次代を担う青少年たちに、経済優先に進んできた日本の現状や抱える問題を見てもらい、彼らの社会作りの参考にしてもらう。
- 2) 行動を共にする日本側参加者たちが、ヤップ州の青少年たちを通して日本社会を見つめ直し、目指すべき姿を考えること。
- 3) 関わった全ての人たちが互いの違いを認識し受け入れ、また相似に気づき手を携えること。

4.3.2. プログラムの概要

日本の自然や季節の多様性を知り、常夏の国の青少年に雪を体験してもらうため、計画は3月後半から4月の「雪と桜が両方体験できる時期」を選びました。

初日から6日間は東京で、1泊以外はホームステイ。次の5日間は新潟県の山間部で、ホームステイ3泊、雪上キャンプ2泊、そして最後の3日間は東京で過ごしました。

東京でのプログラムは、東京近郊在住者を中心とした中学生を含む21人の青少年ら（一部はプログラム参加者でもあった）が約1年間かけて計画しました。あちこちを見学したり話を聞いて勉強を重ね、趣旨を説明して協力を要請し、ミクロネシア青少年のための資料を作成し、ワークショップを考えました。

プログラムに対する意識を高めることを目的に、ミクロネシア青少年と日本の参加者とが、事前に電子メールを使ってやり取りを始めました。日本の参加者は、寄贈された冬服や古着を、ミクロネシアの青少年一人ひとりのサイズに合わせてコーディネートもしました。

東京ではホームステイ先で過ごす日以外に、水・ゴミ・魚の流通をテーマにプログラムを組みました。「水の日」には、船橋漁港で地域の人から、東京湾の開発に伴う環境変化や青潮による被害の話などを聞いたあと、海の透明度を計測してミクロネシアでの実験結果と比較。江戸川を水上バスでさかのぼり、体験を話し合いました。「ゴミの日」には、日本のゴミの問題とゴミ処理について学びました。中央防波堤埋め立て処分場を訪問すると、東京からの参加者が「自分たちの出したゴミのせいで大変なことになっている」と驚きました。ホテルでのゴミ処理や下水処理施設についても学習し、華やかな観光業の一面を知りました。「魚の流通の日」では、中央卸売り市場の後、魚を追ってスーパーへ移動し買い物も体験。経済の仕組みを考えました。「自分たちの島では一日20匹の魚でみんなに分けられるので、それ以上は捕らない。日本人がこんなに大量の魚を捕り続けたら、僕たちの分がなくなってしまう」とミクロネシアの青年がつぶやきました。

新潟県南魚沼郡湯沢町と塩沢町（当時）では、お寺で講話の後、座禅。川の源流部分まで辿り、沢の水をそのまま飲んでみました。都心部を流れる江戸川や東京湾の見学を振り返って、水の流れと人間生活の関わりを考えました。雪上体験では、ソリ遊びや雪合戦などで遊び、炭を使ってナベを洗うなど古くからの智恵も体験。餅つきや空手、太鼓など日本文化に触れた後、公民館で大勢の人たちを前に、ミクロネシアの青少年らが衣装をつけて踊りを披露してくれました。

最後の東京での滞在時には花見をし、体験を全て振り返り学びを意識化しました。「どんな未来社会を作るか」を参加者同士で話しあいました。

4.3.3. 参加者の学びとプログラムから見たこと

プログラム終了後、まだ10代のミクロネシアの青少年は的確に日本の姿を捉えて表現してくれました。彼らから学んだ価値あることが沢山ありますが、ここでは、これらの体験が日本の青少年にどんな意味があったかに焦点を当てたいと思います。

彼らは、自然体験から、都市体験から、ミクロネシアの青少年たちから、活動中に会った人たちから、一緒に行動した仲間たちから多くを学び、自分自身のことだけでなく、日本の社会構造や地球社会と自分たちの暮らしの関わりについても気づきがありました。

特に都市と山間部の体験に触れている箇所を、彼らの感想文から幾つか抜粋してみます。

- * 日本に住んでいながら知らないことが多すぎて恥ずかしかったです。大きな問題となっているゴミ、それによって汚れていく川や海の問題を実際に体験してみて、日本がどれだけの無駄をしているか、身体で感じました。(東京都 17歳)
- * 私は日本に住みながら、ゴミの埋め立て処分場や築地市場を見たことがありませんでした。自分の捨てたゴミがその後どうなるのか、東京のゴミの埋め立て処分場が今どんな状況なのか、関心がなかったし、まったく知りませんでした。でも実際にヤップの人たちとゴミの埋め立て処分場を見て回って事情を知り、本当に驚いてしまいました。築地市場も、あんな東京のど真ん中にあるのに、あの周辺だけが時間が止まってしまったかのように、人情味にあふれていて活気がありました。今の日本に薄れている人と人とのつながりが、まだ残っているように感じました。市場では屋台でお店の人とお客さんが朝一番の会話に花を咲かせていました。築地市場を見て、東京も捨てたもんじゃないなあ、まだこんなに人と人とのつながりが大切にされている所があるんだなあと思い、すごく嬉しくなりました。ヤップの人たちと一緒に日本の現状を見て回って、私は今まで一番見なくてはいけない場所を見てこなかったのだなあと思いました。私はヤップの人たちのように、自分の国や文化に誇りの持てる人間になりたいと思いました。「私は日本人です」と胸を張って言える、そんな人間になりたい、そしてもっと日本の文化や伝統を知りたくなりました。(東京都 21歳)
- * 透明度の調査で東京は2m10cmだったのに、ヤップは14m以上だったのにびっくりしました。ゴミの日も、私たちの捨てたぼう大なゴミを見て、びっくりしました。写真やビデオで見るのとちがって、本当に大きな問題なんだなと思いました。ホテルも汚水処理する施設がとても大きくて、びっくりしました。(東京都 13歳)
- * 僕は塩沢で生活しているけれど(キャンプの実施場所)雪の上でのキャンプ生活は初めてでした。食事作りが苦手なため、3日間もキャンプするのかと不安になったりしました。しかしテント張り、トイレ作り、食事作りとみんなで力を合わせれば何でもできるという素晴らしい体験をしました。(新潟県 14歳)

参加者たちの意見から気づくことは、東京に住んでいるからといって必ずしも東京のことを、山間部に住んでいるからと言って必ずしもその自然環境について、体験的に知っているわけではないということです。

また、ミクロネシアの青少年の存在が、日本人青少年をそうした体験に向かわせる動機になり、自分たちを相対的に見る媒介になっていることがわかります。近所の観光地にはお客さんが来た時くらいしか行かないのと同じようなものです。また自分たちの社会の外からやってきた人たちと比較することで、自分たちのことが見えてきます。

これらのことから、都市と農山漁村の青少年の交流には、訪問先もしくは受け入れる相手のことや地域・環境・風土だけでなく、自分たちのことを知るという意味があることが推測されます。

体験活動も「やりっぱなし」ではなく、相手や自分たちのことを知ってからどうするのか導きが必要です。広い視野を持って自分たちの暮らしの中から活動していく人材を育成するためにも、都市と農山漁村の青少年の交流活動は大きな可能性を持っています。

第5章 巻末資料

5.1. 事業の趣旨

農山漁村がもつ豊かな自然環境や伝統文化などに注目が集まっており、都市住民を中心に農山漁村で時間を過ごし、その自然の中で様々な体験活動をしたいという人が年々増加している。現在、全国各地において都市と農山漁村とのそれぞれの特性を活かした交流プログラムが展開されている。

青少年教育においても、学力、体力、意欲の低下を背景にして、青少年の自然体験・生活体験の不足が懸念されており、子ども達に豊かで多彩な体験活動の機会を与えることが求められている。現在、全国の多くの青少年教育の現場において、青少年の自然に対する興味・関心の醸成、情操の効果、勤労体験などを目的とした農林漁業体験、自然体験学習、山村留学などの都市と農山漁村との交流活動が行われている。

本事業は、このような都市と農山漁村の共生・対流をより一層活発化させるとともに、農山漁村をさらに魅力あるものにするための方策について検討するものである。

5.2. 検討委員会構成メンバー

検討委員会

役務	氏名	所属	役職
委員長	飯田 稔	びわこ成蹊スポーツ大学	副学長
委員	岡島 成行	大妻女子大学	教授
委員	川嶋 直	財団法人キープ協会	常務理事
委員	佐藤 初雄	NPO法人国際自然大学校	代表
委員	高野 孝子	NPO法人エコプラス	理事長
委員	平野 吉直	信州大学	教授
委員	降旗 信一	社団法人日本ネイチャーゲーム協会	理事長
委員	星野 敏男	明治大学	教授
委員	村上 忠明	NPO法人グリーンウッド自然体験教育センター	代表理事
委員	若林 千賀子	社団法人日本環境教育フォーラム	理事

事務局

役務	氏名	所属	役職
事務局	重 政子	NPO法人自然体験活動推進協議会	事務局長
事務局	太田原 康志	NPO法人自然体験活動推進協議会	事務局次長
事務局	沢目 教輔	NPO法人自然体験活動推進協議会	職員

5.3. 調査研究経過

(第1回)平成17年9月22日(木)

1. 委員長の選出
2. (1)本事業についての質疑応答
(2)各委員からの発表と討議
 岡島委員「自然体験活動の全体動向について」
 飯田委員「野外教育学会の現状、研究動向について」
 佐藤委員「人材養成をめぐる動向について」
(3)全体討議「体験活動をめぐる人材育成について」

(第2回)平成17年10月24日(月)

1. 各委員からの発表と討議
 平野委員「行政、公共施設の現状と課題」
 川嶋委員「自然体験活動プログラムの現状と課題」
 若林委員「自然体験活動プロ養成の現状と課題」
2. 全体討議

(第3回)平成17年11月24日(木)

1. 各委員からの発表と討議
 降旗委員「大学・専門学校・高等教育機関との連携について」
 村上委員「自然体験活動と地域振興について」
 星野委員「『青少年の野外教育の充実について』の評価」
 (= 野外教育の最近の動向について=研究と実践の観点から)
2. 全体討議ならびに本事業報告骨子の検討

(第4回)平成17年12月16日(金)

1. 各委員の発表と討議
 高野委員「英国における野外教育の現状と課題について」
2. 本事業シンポジウムの内容について検討
3. 本事業報告骨子の検討と執筆内容について検討

(第5回)平成18年1月26日(木)

1. 本事業シンポジウムについて検討
2. 本事業報告書執筆内容についての検討

(第6回)平成18年3月2日(木)

1. 本事業報告書執筆内容についての検討

【調査研究資料一覧】

- ・2005年版 自然学校のかたち
- ・自然体験活動における指導者育成の全体像
- ・トレーナー養成会のイメージ
- ・青少年の野外教育の充実について(報告)：青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議
- ・日本野外教育学会ニュースレターNO.31：日本野外教育学会
- ・日本野外教育学会ニュースレターNO.32：日本野外教育学会
- ・野外教育研究第8巻第1号2004年12月：日本野外教育学会
- ・日本野外教育学会関連資料：日本野外教育学会
- ・行政、公共施設の現状と課題
- ・「自然体験活動」の周辺の動きの整理(図解)
- ・自然学校組織運営者職務評価表
- ・プロ指導者養成 民間養成機関と国・私立教育機関との連携の可能性について
- ・プロ指導者養成 プロスポーツ他団体との連携の可能性について
- ・JEEF プロ養成全体像
- ・「エコツーリズム推進マニュアル」：エコツーリズム推進会議
- ・「田んぼの学校」：社団法人農村環境整備センター
- ・「グリーン・ツーリズムの展開方向」：農林水産省農村振興局
- ・「セカンドスクール」：武蔵野市
- ・「平成16年度セカンドスクール実施報告書」：武蔵野市教育委員会
- ・「セカンドスクールに関する意識調査について(中間まとめ)」：武蔵野市教育委員会
- ・「セカンドスクール10周年記念作文集」：武蔵野市教育委員会
- ・「ブルー・ツーリズム推進のための手引き書」：国土庁地方振興局離島振興課、
特別地域振興課 水産庁漁政部企画課、漁港部計画課
- ・「ブルー・ツーリズムの魅力」：国土庁、水産庁
- ・グリーン・ツーリズムコーディネーター研修会開催のご案内」
：財団法人都市農山漁村交流活性化機構
- ・「遠野ツーリズム概要」：NPO法人遠野山・里・暮らしネットワーク
- ・「子どもの居場所パンフレット」：NPO法人自然体験活動推進協議会
- ・「CONE レター2005年10月号」：NPO法人自然体験活動推進協議会
- ・「CONE レター2005年7月号」：NPO法人自然体験活動推進協議会
- ・「CONE レター2005年4月号」：NPO法人自然体験活動推進協議会

5.4. 「都市と農山漁村をつなぐ自然体験活動シンポジウム」

平成 17 年度文部科学省 委嘱事業
「青少年の都市と農山漁村の交流活動推進に関する調査研究事業」シンポジウム

行事名 「都市と農山漁村をつなぐ自然体験活動シンポジウム」

テーマ 「都市と農山漁村の共生・対流を推進するために！」

日時 平成 18 年 2 月 17 日（金）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

会場 独立行政法人 国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟 国際会議室

主催 NPO 法人 自然体験活動推進協議会（CONE）

募集定員 250 名

参加者数 191 名

参加費 無料

プログラム（敬称略）

総合司会：川嶋 直（財団法人キープ協会 常務理事）

13 時 30 分 挨拶：飯田 稔（びわこ成蹊スポーツ大学副学長 本調査研究委員会 委員長）

13 時 45 分 基調講演：「自然体験と環境教育」倉本 聰（作家）

14 時 30 分 休憩

14 時 45 分 パネルディスカッション：

テーマ「青少年の都市と農山漁村の交流活動の必要性と展望について」

パネリスト：

岡島 成行（大妻女子大学 教授）

村上 忠明（NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター 代表理事）

高野 孝子（NPO 法人エコプラス 代表理事）

コーディネーター：

佐藤 初雄（NPO 法人国際自然大学校 理事長）

16 時 30 分 本シンポジウム閉会

以上

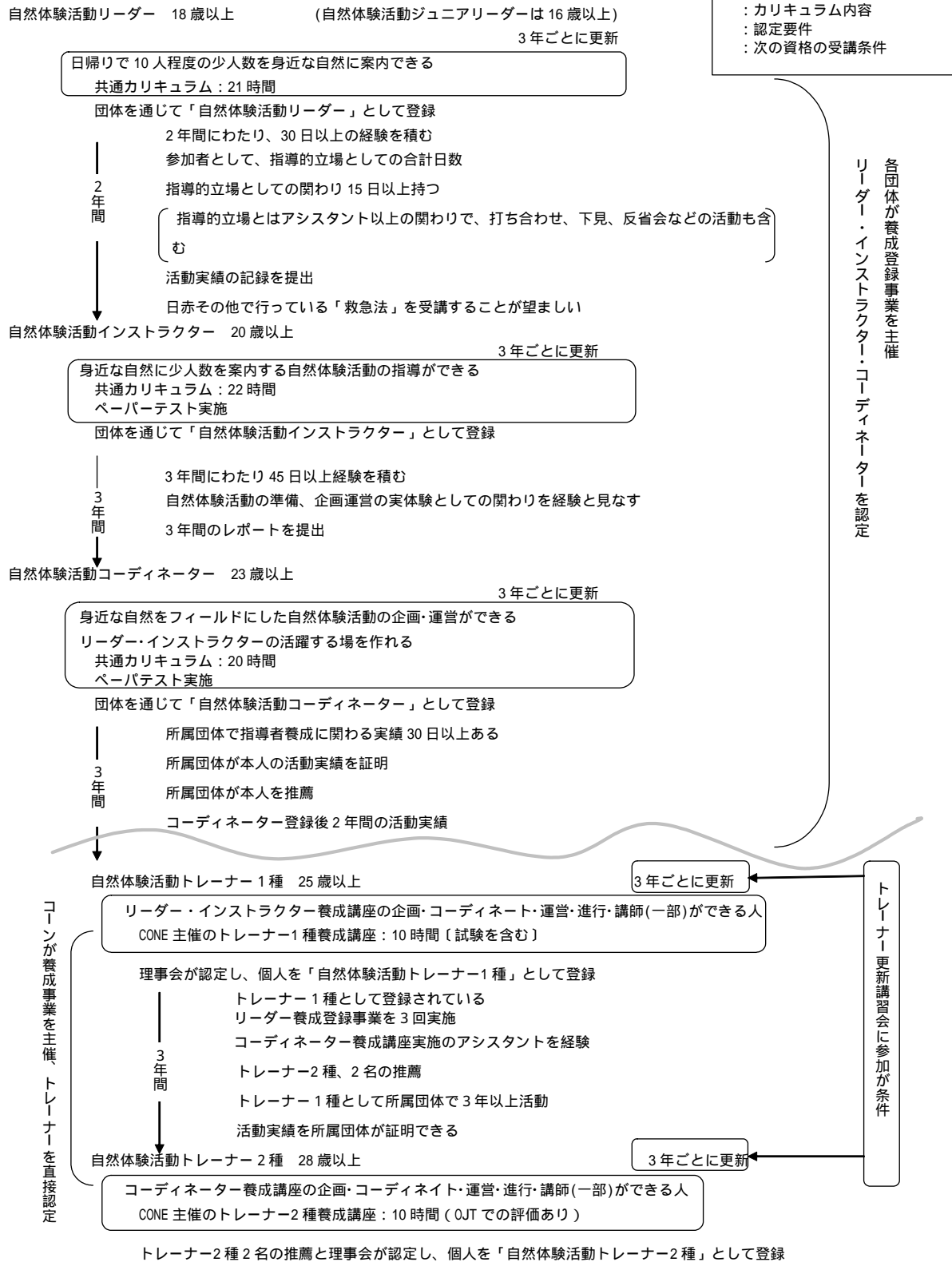
5.5. 引用・参考文献資料

- ・文部科学省,「平成 14 年度社会教育調査報告書」, (2004)
- ・青少年の野外教育の振興に関する調査研究協力者会議,「青少年の野外教育の充実について(報告)」, (1996)
- ・環境省,「環境教育・環境学習推進のための自然体験指導者育成システムの構築調査報告書」, (2003)
- ・Cooper, G. "The Role of Outdoor and Field Study Centres in Educating for the Environment." *Journal of Adventure Education and Outdoor Leadership* 8(2): 10-11. (1991)
- ・Hopkins, D. and R. Putnam. *Personal Growth Through Adventure*, David Fulton Publishers Ltd. (1993)
- ・Takano, T. *Bonding with the Land: Outdoor environmental education programmes and their cultural contexts*, unpublished Doctorate Thesis, University of Edinburgh. (2004)
- ・The National Centre for Social Research. *Leisure Day Visits: Report of the 1998 UK Day Visits Survey*. (1999)
- ・Abbey, E. *Beyond the wall: Essays from the outside*. New York, Henry Holt. (1984).
- ・Gray, G. R. *Wildlife and people: The human dimensions of wildlife ecology*. Chicago, University of Illinois Press. (1993)
- ・Lindholdt, P. "Writing from a sense of place." *Journal of Environmental Education* 30(4): 4-10. (1999)
- ・Orr, D. W. *Earth in Mind : On Education, Environment, and the Human Prospect*, Island Press. (1994)
- ・Reed, P., & Rothenberg, D. Nils Faarlund. In P. Reed & D. Rothenberg (Eds.), *Wisdom in the open air* (pp. 155-176): University of Minnesota Press. (1993)
- ・Russell, C. "Problematizing nature experience in environmental education: The interrelationship of experience and story." *The Journal of Experiential Education* 22(3): 123-127. (1999)
- ・Takano, T. *Connections with the land: Land-skills courses in Igloodik, Nanavut*, *Ethnography* 6 (4): 427-450. (2005)
- ・Takano, T. *Essence of Friluftsliv: Outdoor Education in Alaska and Japan*, *Norwegian Journal of Friluftsliv* 01.06. (2006)
- ・Thomashow, M. *Ecological identity: becoming a reflective environmentalist*. Cambridge, Mass. ; London, MIT Press. (1995)
- ・Wilson, J. Q. *The Moral Sense*. New York, Free Press. (1993)
- ・農林水産省,「農林水産省自然体験活動・貴重な自然資源等の活用を通じた地域活性化方策調査」, (2003)
- ・堀尾輝久,「教育入門」,岩波書店, (1989)
- ・尾関周二,「環境と情報の人間学」,青木書店, (2001)
- ・柴田義松,「教育課程論」,岩波書店, (2001)
- ・佐藤一子,「子どもが育つ地域社会」,東京大学出版会, (2002)
- ・橘直隆・平野吉直・関根章文,「長期キャンプが小中学生の生きる力に及ぼす影響」,野外教育研究 第6巻2号, (2003)
- ・鈴木敏正,「主体形成の教育学,御茶ノ水書房」, (2000)
- ・鈴木恒夫,「環境保全活動・環境教育推進法を使いこなす本」,中央法規, (2005)
- ・阿部治他,「「国連持続可能な開発のための教育の十年」へのキックオフ,持続可能な開発のための教育の十年推進会議 (ESD-J)」, (2005)

5.6. 自然体験活動指導者登録制度・全体像

自然体験活動指導者登録制度・全体像

平成 18 年 3 月現在



第 2 部 青少年の都市と農山漁村の交流活動推進の充実に向けて報告概要

青少年の自然体験活動の充実に向けて 報告概要

1. グランドデザインの方向性

1.1. 自然体験活動を支援する基盤整備

社会の急速な変化が現代の子どもたちの基本的な生活習慣にも大きな影響を与えており、不登校・ニート・ひきこもりなどの問題が様々な教育的取り組みにも関わらず依然として進行しています。

このような「子ども」や「環境」をめぐる問題の他、地域振興、過疎・少子化対策、観光資源の開発、河川・港湾・森林・農地等の自然環境の整備といった諸問題を私たちは抱えています。これらの問題を現代の地球と地域が直面する「持続可能性」の問題として総合的に捉える必要があります。

この持続可能性をもった社会を実現するためには、国のグランドデザインとして「豊かな地域づくり」という視点を持つことが必要です。そのためには、各分野における施策を「国土づくりと人づくりの一体的な推進」として総合的に展開する必要があります。

1.2 自然体験活動を通じた連携と協働

こうした方向性を実現していくために重要な戦略的キーワードが「自然体験活動を通じた連携と協働」「国土づくりと人づくりの一体的な推進」です。自然体験活動は、「豊かな国土・環境づくり」と「豊かな人づくり」の双方の理念を併せもっており、自然体験活動を通して連携と協働を図ることにより、「持続可能な社会の実現」という各分野と各地域の課題の共有を図ることが可能となります。

(1) 自然体験活動の中核的となる研究拠点の設置

自然体験活動を通じた連携・協働を進めるには、自然体験活動に係わる専門家や指導者の養成が欠かせません。そのためには、豊富なフィールドを有し、専門家の育成ができ、なおかつ、研究機能を併せ持った自然体験活動のための拠点を整備する必要があります。

(2) 「自然体験活動リーダー」「地域連携コアリーダー」の養成

自然体験活動を通じた「国土づくりと人づくりの一体的な推進」を国民的運動に発展させるためのサポーター（理解者・支援者）として、自然体験活動リーダーや各地域での関係行政同士の連携を働きかけることができるような地域連携コアリーダーなど、数多くの指導者の養成が必要です。

2. 学校教育の方向性について

(1) 集団宿泊学習の課題と対策

これからの教育は、学校だけでなく、家庭や地域を含め、様々な場において、子どもたちに多様な体験的活動を提供していく必要があります。中でも、学校の集団宿泊学習は、多くの子どもたちが体験活動を思う存分享受できる有効な機会です。しかしながら、集団宿泊学習の充実と長期化を実現するためには以下の課題があります。

- 1) 授業時数の確保や教育課程上の位置付けが難しいこと
- 2) 教員の負担が増加すること
- 3) 児童・生徒の経済的負担が増加すること
- 4) 児童・生徒の健康管理や安全対策が難しいこと

都道府県や市区町村教育委員会の柔軟な対応

上記1)の課題については、学校単位での解決は容易ではなく、都道府県や市区町村教育委員会の柔軟な対応が求められます。学校の裁量によって集団宿泊学習を展開することは困難になっている状

況があります。文部科学省が推進してきた「自然教室推進事業」や、現在の「豊かな体験活動推進事業」の長期宿泊体験推進校の事例、さらには、兵庫県の自然学校（5泊6日）などの取り組みを参考に、長期の集団宿泊学習が実施できるように工夫する必要があります。

国や地方自治体が集団宿泊学習に要する経費を補助すること

上記2)～4)の課題は、国や地方自治体が集団宿泊学習に要する経費を補助することで軽減できます。長期の集団宿泊学習は教員の負担が増加します。しかし、教員以外の指導者や指導補助員を確保することで、教員の負担の軽減を図るとともに、充実した指導体制のもとで教育成果のあがる集団宿泊学習の実施が可能となります。指導体制の充実は、児童・生徒の健康管理や安全対策にもつながります。教員以外の指導者や指導補助員の謝金・旅費等の補助があれば、必要以上に児童・生徒の経済的負担を強いることもなくなります。

(2) 学校における自然体験活動の充実に向けて

指導者の養成と確保

学校で有意義な自然体験活動を推進するためには、学校教員のための研修をさらに充実するとともに、学校教育をよく理解した外部指導者の確保が必要となります。教育委員会や青少年教育施設等が、民間の自然学校などと連携し、そうした指導者の養成・確保に努めることが大切です。また、大学等の高等教育機関においては、学校の自然体験活動や環境学習の支援を担うことができる専門家の養成が必要です。

教育成果に関する研究とプログラム開発

学校が実施する集団宿泊学習や自然体験活動の成果を分析し、その成果を広く学校現場に広める取り組みが求められます。また、効果的なプログラムや指導方法の開発も必要です。そのためには、大学等の研究機関、青少年教育施設、民間の自然学校などの協力が必要となります。

実施内容・方法の工夫

学校の教育目標や教員の想いが反映できる実施内容・方法に改善することが必要です。自然体験活動は、様々な教育目標をかなえることを可能としますが、その反面、目標が多岐に渡り曖昧になりがちです。目標を明確に絞り込み、単なるイベントとせず事前・事後学習を含め年間計画に適切に位置付け、成果をその後の教育活動に生かすなどの工夫が今後一層望まれます。さらに、外部指導者の積極的な受け入れ、実施場所や宿泊施設、学年による一斉実施の見直しなども検討していく必要があるでしょう。

3. 青少年教育施設の方向性について

(1) 青少年教育施設の存続

青年の家と少年自然の家は、他の国では見られない日本特有の施設として全国に整備されてきました。青少年教育施設が誕生してから半世紀を経て、日本の社会はその間に大きく変わりましたが、青少年教育施設は、学校、社会教育団体、青少年グループ等の学習や交流の場として、今なお多くの青少年に利用されています。

青少年の体験不足、倫理観の欠如、コミュニケーション能力の低下、さらには、地球規模の環境問題への対応など、今日の教育課題を考えれば、これまで以上に青少年教育施設の存在と役割は重要となります。青少年に多様な体験活動、学習、交流の場を廉価で提供できる青少年教育施設は、社会のニーズや現代的な教育課題に対処しながら充実させ、今後も存続させていく必要があります。

(2) 施設職員の資質向上と研修施設としての役割

青少年教育施設の存在意義がこれまで以上に高まるためには、施設職員の資質向上が極めて重要です。特に、利用者に直接対応し、主催事業の企画・運営を担う指導系職員の資質向上に努めていく必

要があります。そのための研修事業を国立青少年教育施設が体系的に実施していくことが求められます。そして、民間団体の専門家を積極的に登用する体制を整えるとともに、学校教員からの人事交流による指導系職員の採用にこだわらず、施設プロパーを養成し確保する手立てを今まで以上に講ずることが大切になるでしょう。

青少年のための自然体験活動や環境学習の場として、またその指導者を養成し研修する場として青少年教育施設が果たす役割はますます大きいと考えられます。

(3) 現代的な教育課題への対応

不登校、いじめ、非行、ひきこもり、ニートなど、青少年を取り巻く教育課題は山積しています。青少年教育施設は、多様な体験活動や他者との交流を通して、これらの課題に対処できる機能を有しています。国立青少年教育施設を中心に、こうした現代的課題に対応した事業をさらに多くの施設で、迅速かつ積極的に取り組むことが必要です。

また、長期の宿泊が伴う自然体験・生活体験を青少年に提供できることも、青少年教育施設の大きな特色です。長期の自然体験活動に参加した青少年の「生きる力」が向上したという研究報告があるように、青少年教育施設ならではの特色を生かしたプログラム開発や事業の実践が、今後も継続・拡大することが望まれます。

なお、今後、青少年教育施設は、こうした事業の成果分析やその周知をはかり、大学等の研究機関との連携を通じて、調査研究機能の充実を図ることが必要でしょう。

(4) 施設の整備充実

青少年教育施設の多くは、建築後数十年が経過し、老朽化が目立つようになりました。国や地方自治体の財政難の中で、大幅な改築等は難しい状況であると思われます。豪華な施設は不要ですが、利用者が安全に気持ちよく利用できる施設を目指した適切な整備が必要でしょう。

その際、障害のある青少年等の利用にも配慮し、多くの人々が安心して利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づく効率的な施設の整備が望まれます。

4. 民間の方向性について

我が国の青少年の健全育成や自然体験活動に係わる指導、育成については、古くからボーイスカウトやガールスカウト、YMCA、YWCA など多くの青少年育成団体や青少年教育施設が担ってまいりました。1980年以降には、これらの団体の他、いわゆるプロの民間団体や自然学校、NPO法人等が相次いで設立され、国の青少年育成にも深く係わるようになってきています。さらに近年では、大手企業による自然学校も開設されるようになってきました。今後の変化を的確に予測することはなかなか難しいことですが、これまでの歴史を見てもわかるとおり、自然体験活動の機会を提供するところが増えれば、中には淘汰されてしまう団体も現れることとなります。民間団体が国の青少年育成や青少年の交流体験事業に今後も有効に関わるためには、国の方策とともに、何よりも民間団体自身による団体自身の充実対策も重要となってきます。

(1) 人材の養成と確保

自然体験活動を推進する仕組みとして重要なのが、Place(場) Person(人材) Program(プログラム) Produce(プロデュース) Safety(安全性) System(システム)の4P+2Sです。しかし、最も重要なことは人材です。何事にも共通することですが、事を起こし、進めていくのは人です。この人材の養成と確保こそがこれからの自然体験活動を推進していく重要な鍵となります。専門性のある指導者は当然ですが、さらに、お客様に対してのサービスという観点で考えると、ホスピタリティーのある人材が必要です。さらに、企画、営業、事業自体を作り出すプロデューサー的な人材が必要です。

(2) プログラム開発

これまでに、新しいプログラムは、様々な形で紹介され、特に、海外で開発されたものがここ10年ほど多くなってきています。しかし、これからは、参加対象者をさらに意識したプログラムや日本独自の伝統文化的なものなど、様々な視点を持ったプログラムが必要になってきます。多様化する参加者やニーズに対してどのように応えることができるかが重要な課題となるでしょう。

(3) フィールドの開発と保全

これまではあまり目が向けていられなかった何気ない自然や里地、里山、里海といったところが今後は重要な活動の場になってきます。また、これまで活用していたフィールドの保全ということも今後はかなり意識的に行なう必要があります。開発と保全、この両方向に視点を向けていくことが大切でしょう。

(4) 新しいマーケットの開拓

団塊の世代が定年を迎える年として、2007年度問題が社会的課題となり、大きくマスコミにも取り上げられています。この他にも、引きこもり、障害者、外国人といった様々な対象者に対するサービスが可能になり、さらに充実していくように、あらかじめプログラムを準備し、また、このような多様な人々に関心を持ってもらえるような広報活動が欠かせないでしょう。

(5) 財政基盤の強化

活動自体の品質を保ち、さらに継続的に活動を提供するためには、組織・団体の財政的な基盤の確立が欠かせないものです。特に、NPO 団体などでは、独自事業などを展開し、自主財源を確保し、自立できる体制を如何に作るかが大きな課題です。補助金や助成金に頼りすぎた経営は危険です。財政基盤の強化にむけた努力が必要となります。

(6) 他団体、セクターとの協働

より良い活動の提供、指導者の養成、マーケットの開拓など、現代社会では、何をするにしても単独の団体だけでは限界があります。そこで、あらゆる団体、企業、行政、場合によっては、政治などとも連携・協働することによって、これらの課題を解決することが可能となります。こうしたことで、国民により良いものが安く提供することができれば、国全体の自然体験活動も更に推進されることになるでしょう。

民間団体は、これまで以上に、社会のニーズを見ながら、いかに柔軟に活動を展開できるかが問われてきます。新しい提案と実現に向けた挑戦をし続けていくことが私たち民間団体の役割です。



NPO 法人 自然体験活動推進協議会 (CONE)

〒160-0022

東京都新宿区新宿 5-7-8 らんざん 5 ビル 6F

TEL 03 (5363)2501 FAX 03 (5363)2502

E-mail info@www.cone.ne.jp

URL <http://www.cone.ne.jp>